

平成17年12月8日（木曜日）第1号

○議事日程	9頁
○本日の会議に付した事件	10頁
○出席議員	12頁
○欠席議員	13頁
○説明のため出席した者	13頁
○職務のため出席した事務局職員	14頁
○開会宣告	15頁
○開議宣告	15頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	15頁
○日程第 2 会期の決定	15頁
○日程第 3 議案第199号から 日程第48 議案第244号まで	15頁
○休会の件	18頁
○散会宣告	18頁

平成17年12月12日（月曜日）第2号

○議事日程	19頁
○本日の会議に付した事件	19頁
○出席議員	19頁
○欠席議員	20頁
○説明のため出席した者	20頁
○職務のため出席した事務局職員	21頁
○開議宣告	22頁
○日程第 1 一般質問	22頁
3番 阿部春市 議員	22頁
31番 平山則雄 議員	34頁
14番 葛西ノリエ 議員	45頁
20番 三和孝治 議員	55頁
35番 川口隆 議員	62頁
○散会宣告	65頁

平成17年12月13日（火曜日）第3号

○議事日程	67頁
○本日の会議に付した事件	67頁
○出席議員	67頁
○欠席議員	68頁
○説明のため出席した者	68頁
○職務のため出席した事務局職員	69頁
○開議宣告	70頁
○日程第 1 一般質問	70頁
40番 工藤善司議員	70頁
5番 松野武司議員	74頁
28番 平山秀直議員	86頁
17番 工藤誠一郎議員	94頁
○散会宣告	99頁

平成17年12月14日（水曜日）第4号

○議事日程	101頁
○本日の会議に付した事件	101頁
○出席議員	101頁
○欠席議員	102頁
○説明のため出席した者	102頁
○職務のため出席した事務局職員	103頁
○開議宣告	104頁
○日程第 1 議案第199号から 議案第244号まで	104頁
○休会の件	105頁
○散会宣告	105頁

平成17年12月20日（火曜日）第5号

○議事日程	107頁
○本日の会議に付した事件	109頁
○出席議員	110頁

○欠席議員	111頁
○説明のため出席した者	111頁
○職務のため出席した事務局職員	112頁
○開議宣告	113頁
○諸般の報告	113頁
○日程第 1 議案第212号から	
日程第11 議案第229号まで	113頁
○日程第12 議案第213号から	
日程第25 議案第240号まで	114頁
○日程第26 議案第214号から	
日程第28 議案第231号まで	116頁
○日程第29 議案第215号から	
日程第33 議案第244号まで	117頁
○日程第34 議案第199号から	
日程第46 議案第211号まで	127頁
○日程第47 発議第12号	128頁
○委員会付託省略の議決	129頁
○助役あいさつ	129頁
○閉会宣告	130頁

平成17年五所川原市議会第6回定例会会議録（第1号）

◎議事日程

平成17年12月8日（木）午前10時開会

- | | | |
|------|------------|-----------------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 会期の決定 | |
| 第 3 | 議案第199号 | 平成17年度五所川原市一般会計補正予算 |
| 第 4 | 議案第200号 | 平成17年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 |
| 第 5 | 議案第201号 | 平成17年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算 |
| 第 6 | 議案第202号 | 平成17年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算 |
| 第 7 | 議案第203号 | 平成17年度五所川原市老人保健特別会計補正予算 |
| 第 8 | 議案第204号 | 平成17年度五所川原市介護保険特別会計補正予算 |
| 第 9 | 議案第205号 | 平成17年度五所川原市立高等看護学院特別会計補正予算 |
| 第 10 | 議案第206号 | 平成17年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算 |
| 第 11 | 議案第207号 | 平成17年度五所川原市農業集落排水事業特別会計補正予算 |
| 第 12 | 議案第208号 | 平成17年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計補正予算 |
| 第 13 | 議案第209号 | 平成17年度五所川原市相内財産区特別会計補正予算 |
| 第 14 | 議案第210号 | 平成17年度五所川原市脇元財産区特別会計補正予算 |
| 第 15 | 議案第211号 | 平成17年度五所川原市十三財産区特別会計補正予算 |
| 第 16 | 議案第212号 | 五所川原市財産区特別会計財政調整基金条例案 |
| 第 17 | 議案第213号 | 五所川原市林道管理条例案 |
| 第 18 | 議案第214号 | 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例案 |
| 第 19 | 議案第215号 | 五所川原市都市公園設置条例の一部を改正する条例案 |
| 第 20 | 議案第216号 | 五所川原市市浦地域活性化センター設置条例の一部を改正する条例案 |
| 第 21 | 議案第217号 | 五所川原市立佞武多の館設置条例の一部を改正する条例案 |
| 第 22 | 議案第218号 | 五所川原市山村資源活用施設設置条例の一部を改正する条 |

例案

第 23	議案第219号	五所川原市金木交流施設設置条例の一部を改正する条例案
第 24	議案第220号	公の施設の指定管理者の指定について
第 25	議案第221号	公の施設の指定管理者の指定について
第 26	議案第222号	公の施設の指定管理者の指定について
第 27	議案第223号	公の施設の指定管理者の指定について
第 28	議案第224号	公の施設の指定管理者の指定について
第 29	議案第225号	公の施設の指定管理者の指定について
第 30	議案第226号	公の施設の指定管理者の指定について
第 31	議案第227号	公の施設の指定管理者の指定について
第 32	議案第228号	公の施設の指定管理者の指定について
第 33	議案第229号	公の施設の指定管理者の指定について
第 34	議案第230号	公の施設の指定管理者の指定について
第 35	議案第231号	公の施設の指定管理者の指定について
第 36	議案第232号	公の施設の指定管理者の指定について
第 37	議案第233号	公の施設の指定管理者の指定について
第 38	議案第234号	公の施設の指定管理者の指定について
第 39	議案第235号	公の施設の指定管理者の指定について
第 40	議案第236号	公の施設の指定管理者の指定について
第 41	議案第237号	公の施設の指定管理者の指定について
第 42	議案第238号	公の施設の指定管理者の指定について
第 43	議案第239号	公の施設の指定管理者の指定について
第 44	議案第240号	公の施設の指定管理者の指定について
第 45	議案第241号	工事請負契約の締結について
第 46	議案第242号	工事請負契約の締結について
第 47	議案第243号	工事請負契約の締結について
第 48	議案第244号	工事請負契約の締結について

◎本日の会議に付した事件

第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第199号 平成17年度五所川原市一般会計補正予算

- 第 4 議案第 200 号 平成 17 年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 第 5 議案第 201 号 平成 17 年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算
- 第 6 議案第 202 号 平成 17 年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算
- 第 7 議案第 203 号 平成 17 年度五所川原市老人保健特別会計補正予算
- 第 8 議案第 204 号 平成 17 年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第 9 議案第 205 号 平成 17 年度五所川原市立高等看護学院特別会計補正予算
- 第 10 議案第 206 号 平成 17 年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算
- 第 11 議案第 207 号 平成 17 年度五所川原市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第 12 議案第 208 号 平成 17 年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計補正予算
- 第 13 議案第 209 号 平成 17 年度五所川原市相内財産区特別会計補正予算
- 第 14 議案第 210 号 平成 17 年度五所川原市脇元財産区特別会計補正予算
- 第 15 議案第 211 号 平成 17 年度五所川原市十三財産区特別会計補正予算
- 第 16 議案第 212 号 五所川原市財産区特別会計財政調整基金条例案
- 第 17 議案第 213 号 五所川原市林道管理条例案
- 第 18 議案第 214 号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例案
- 第 19 議案第 215 号 五所川原市都市公園設置条例の一部を改正する条例案
- 第 20 議案第 216 号 五所川原市市浦地域活性化センター設置条例の一部を改正する条例案
- 第 21 議案第 217 号 五所川原市立佞武多の館設置条例の一部を改正する条例案
- 第 22 議案第 218 号 五所川原市山村資源活用施設設置条例の一部を改正する条例案
- 第 23 議案第 219 号 五所川原市金木交流施設設置条例の一部を改正する条例案
- 第 24 議案第 220 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 25 議案第 221 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 26 議案第 222 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 27 議案第 223 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 28 議案第 224 号 公の施設の指定管理者の指定について

第 29	議案第225号	公の施設の指定管理者の指定について
第 30	議案第226号	公の施設の指定管理者の指定について
第 31	議案第227号	公の施設の指定管理者の指定について
第 32	議案第228号	公の施設の指定管理者の指定について
第 33	議案第229号	公の施設の指定管理者の指定について
第 34	議案第230号	公の施設の指定管理者の指定について
第 35	議案第231号	公の施設の指定管理者の指定について
第 36	議案第232号	公の施設の指定管理者の指定について
第 37	議案第233号	公の施設の指定管理者の指定について
第 38	議案第234号	公の施設の指定管理者の指定について
第 39	議案第235号	公の施設の指定管理者の指定について
第 40	議案第236号	公の施設の指定管理者の指定について
第 41	議案第237号	公の施設の指定管理者の指定について
第 42	議案第238号	公の施設の指定管理者の指定について
第 43	議案第239号	公の施設の指定管理者の指定について
第 44	議案第240号	公の施設の指定管理者の指定について
第 45	議案第241号	工事請負契約の締結について
第 46	議案第242号	工事請負契約の締結について
第 47	議案第243号	工事請負契約の締結について
第 48	議案第244号	工事請負契約の締結について

◎出席議員（47名）

1番	原田 寛	議員	2番	加藤 磐	議員
3番	阿部 春市	議員	4番	齊藤 一郎	議員
5番	松野 武司	議員	6番	桑田 茂	議員
7番	木村 博	議員	8番	外崎 茂	議員
9番	伊藤 永慈	議員	10番	田中 昇	議員
11番	寺田 達也	議員	12番	稲葉 好彦	議員
13番	櫛引 ユキ子	議員	14番	葛西 ノリエ	議員
16番	三和 均	議員	17番	工藤 誠一郎	議員
18番	寺田 武造	議員	19番	野呂 國四郎	議員
20番	三和 孝治	議員	21番	古川 幸治	議員

22番	秋元洋子	議員	23番	高杉利彦	議員
24番	山口孝夫	議員	25番	笠井幸市	議員
26番	磯辺勇司	議員	27番	伊丸岡勇	議員
28番	平山秀直	議員	29番	笹山精喜	議員
30番	相澤治	議員	31番	平山則雄	議員
32番	島津典明	議員	33番	中畑藤雄	議員
34番	田中賢一	議員	35番	川口隆	議員
36番	中谷秀八	議員	37番	福士寛美	議員
38番	川浪茂浩	議員	39番	木村清一	議員
40番	工藤善司	議員	41番	葛西収三	議員
42番	工藤武則	議員	43番	吉岡浩	議員
45番	成田長代	議員	46番	濱田春士	議員
47番	三潟春樹	議員	48番	長谷川清勝	議員
50番	前田清勝	議員			

欠席議員（1名）

44番 葛西敬太郎 議員

説明のため出席した者（27名）

市長職務代理者	雨森康夫
助 役	
収 入 役	鳴海義男
総 務 部 長	山田晴雄
財 政 部 長	三橋俊一
民 生 部 長	木村一善
福 祉 部 長	宮崎堅治
経 済 部 長	蒔田弘次
建 設 部 長	笹森英志
金木総合支所長	福井定治
市浦総合支所長	成田義正
西北中央病院	
事 務 局 長	原 慶 之

水道事業所長	須 郷 純 彦
教育委員長	阿 部 育 也
教 育 長	高 松 隆 三
教 育 部 長	葛 西 皓
選挙管理委員会 委 員 長	平 野 光 雄
選挙管理委員会 事 務 局 長	木 村 隆 一
農業委員会会長	秋 田 嘉 徳
農 業 委 員 会 事 務 局 長	鈴 木 正 徳
総 務 課 長	三 上 裕 行
財 政 課 長	工 藤 勝
企 画 課 長	横 山 敏 美
市 民 課 長	野 宮 建 司
保 護 福 祉 課 長	小 山 内 健 造
農 政 課 長	島 谷 淳
土 木 課 長	白 戸 幸 一
会 計 課 長	関 秀 三

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 満 直
次 長	前 田 晃
議 事 係 長	櫛 引 和 雄

午前10時24分 開会

◎開会宣告

- 議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員47名、定足数に達しております。
これより平成17年五所川原市議会第6回定例会を開会いたします。
-

◎開議宣告

- 議長（齊藤一郎） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第1号により会議を進めます。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（齊藤一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、18番寺田武造議員、19番野呂國四郎議員、20番三和孝治議員を指名いたします。
-

◎日程第2 会期の決定

- 議長（齊藤一郎） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から20日までの13日間といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。
よって、会期は本日から13日間と決定いたしました。
-

◎日程第 3 議案第199号から

日程第48 議案第244号まで

- 議長（齊藤一郎） 次に、日程第3、議案第199号 平成17年度五所川原市一般会計補
正予算から日程第48、議案第244号 工事請負契約の締結についてまでの46件を一括議
題といたします。

五所川原市長職務代理者助役より提案理由の説明を求めます。

助役。

- 市長職務代理者助役（雨森康夫） 一登壇一

皆さん、おはようございます。

それでは、平成17年五所川原市議会第6回定例会に提案いたしました議案の概要につ

いて御説明申し上げます。

議案第199号は、平成17年度五所川原市一般会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額から1億2,475万円を減額し、その総額を歳入歳出それぞれ282億239万6,000円とするものであります。

議案第200号は、平成17年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に7,586万9,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ75億6,530万1,000円とするものであります。

議案第201号は、平成17年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に20万6,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ2億6,125万3,000円とするものであります。

議案第202号は、平成17年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に25万9,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ3,984万6,000円とするものであります。

議案第203号は、平成17年度五所川原市老人保健特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に2億3,178万5,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ52億2,701万4,000円とするものであります。

議案第204号は、平成17年度五所川原市介護保険特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に2,047万8,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ47億8,281万4,000円とするものであります。

議案第205号は、平成17年度五所川原市立高等看護学院特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額から37万7,000円を減額し、その総額を歳入歳出それぞれ8,673万8,000円とするものであります。

議案第206号は、平成17年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額から949万2,000円を減額し、その総額を歳入歳出それぞれ13億5,344万3,000円とするものであります。

議案第207号は、平成17年度五所川原市農業集落排水事業特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額から851万7,000円を減額し、その総額を歳入歳出それぞれ8,072万5,000円とするものであります。

議案第208号は、平成17年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額から26万1,000円を減額し、その総額を歳入歳出それぞれ5,290万8,000円とするものであります。

議案第209号は、平成17年度五所川原市相内財産区特別会計補正予算であります。歳

入歳出予算の総額に302万8,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ1,091万7,000円とするものであります。

議案第210号は、平成17年度五所川原市脇元財産区特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に229万9,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ649万7,000円とするものであります。

議案第211号は、平成17年度五所川原市十三財産区特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に779万5,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ1,424万4,000円とするものであります。

議案第212号は、五所川原市財産区特別会計財政調整基金条例案であります。相内財産区特別会計、脇元財産区特別会計及び十三財産区特別会計の財政調整基金を設置するため提案するものであります。

議案第213号は、五所川原市林道管理条例案であります。市長が管理者となるべき林道に関し、所要の事項を定めるため提案するものであります。

議案第214号は、五所川原市手数料条例の一部を改正する条例案であります。戸籍法第117条の2第1項の規定により、戸籍事務を電子情報処理組織によって取り扱うことに伴い、手数料の名称を改めるため提案するものであります。

議案第215号は、五所川原市都市公園設置条例の一部を改正する条例案であります。津軽フラワーセンター内の施設を有料公園施設として規定するほか、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第216号は、五所川原市市浦地域活性化センター設置条例の一部を改正する条例案であります。地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を指定管理者に行わせることができるようにするため提案するものであります。

議案第217号は、五所川原市立佞武多の館設置条例の一部を改正する条例案であります。立佞武多の館の利用料金を改めるため提案するものであります。

議案第218号は、五所川原市山村資源活用施設設置条例の一部を改正する条例案であります。

議案第219号は、五所川原市金木交流施設設置条例の一部を改正する条例案であります。

議案第218号及び議案第219号は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を指定管理者に行わせることができるようにするため提案するものであります。

議案第220号から議案第240号までは、公の施設の指定管理者の指定についてでありま

す。いずれも地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第241号から議案第244号までは、工事請負契約の締結についてであります。いずれも五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

◎休会の件

○議長（齊藤一郎） 以上で本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。明9日は議案調査のため休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、明9日は休会することに決しました。

なお、10日及び11日の両日は、会議規則第9条第1項の規定により休会とし、次回は来る12日、定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○議長（齊藤一郎） 本日はこれにて散会いたします。

午前10時36分 散会

平成17年五所川原市議会第6回定例会会議録(第2号)

議事日程

平成17年12月12日(月)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

出席議員(48名)

1番 原 田 寛 議員	2番 加 藤 磐 議員
3番 阿 部 春 市 議員	4番 齊 藤 一 郎 議員
5番 松 野 武 司 議員	6番 桑 田 茂 議員
7番 木 村 博 議員	8番 外 崎 茂 議員
9番 伊 藤 永 慈 議員	10番 田 中 昇 議員
11番 寺 田 達 也 議員	12番 稻 葉 好 彦 議員
13番 櫛 引 ユキ子 議員	14番 葛 西 ノリ正 議員
16番 三 和 均 議員	17番 工 藤 誠一郎 議員
18番 寺 田 武 造 議員	19番 野 呂 國四郎 議員
20番 三 和 孝 治 議員	21番 古 川 幸 治 議員
22番 秋 元 洋 子 議員	23番 高 杉 利 彦 議員
24番 山 口 孝 夫 議員	25番 笠 井 幸 市 議員
26番 磯 辺 勇 司 議員	27番 伊丸岡 勇 議員
28番 平 山 秀 直 議員	29番 笹 山 精 喜 議員
30番 相 澤 治 議員	31番 平 山 則 雄 議員
32番 島 津 典 明 議員	33番 中 畑 藤 雄 議員
34番 田 中 賢 一 議員	35番 川 口 隆 議員
36番 中 谷 秀 八 議員	37番 福 土 寛 美 議員
38番 川 浪 茂 浩 議員	39番 木 村 清 一 議員
40番 工 藤 善 司 議員	41番 葛 西 収 三 議員
42番 工 藤 武 則 議員	43番 吉 岡 浩 議員
44番 葛 西 敬太郎 議員	45番 成 田 長 代 議員

46番 濱田春士議員

47番 三湊春樹議員

48番 長谷川清勝議員

50番 前田清勝議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（27名）

市長職務代理者	雨森康夫
助 役	
収 入 役	鳴海義男
総務部長	山田晴雄
財政部長	三橋俊一
民生部長	木村一善
福祉部長	宮崎堅治
経済部長	蒔田弘次
建設部長	笹森英志
金木総合支所長	福井定治
市浦総合支所長	成田義正
西北中央病院	
事務局長	原 慶之
水道事業所長	須郷純彦
教育委員長	阿部育也
教 育 長	高松隆三
教 育 部 長	葛西 皓
選挙管理委員会	
委 員 長	平野光雄
選挙管理委員会	
事務局長	木村隆一
農業委員会会長	秋田嘉徳
農 業 委 員 会	
事務局長	鈴木正徳
総務課長	三上裕行
財 政 課 長	工藤 勝
企 画 課 長	横山敏美

市 民 課 長	野 宮 建 司
家 庭 福 祉 課 長	三 和 省 勝
農 政 課 長	島 谷 淳
土 木 課 長	白 戸 幸 一
会 計 課 長	関 秀 三

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 満 直
次 長	前 田 晃
議 事 係 長	櫛 引 和 雄

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員45名、定足数に達しております。

休会前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により会議を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（齊藤一郎） 日程第1、一般質問を許可します。

なお、会議規則第63条の規定により、質問は再質問を含め3回までとなっております。

また、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。

それでは、3番阿部春市議員。

○3番（阿部春市議員） 一登壇一

おはようございます。平成17年第6回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。今定例会は市長が不在であり、活性化対策については取りやめまして、通告の3点について質問いたします。

第1点目は、姉妹都市及び友好都市についてあります。合併前の旧金木町は、山梨県河口湖町、現在は富士河口湖町になっているようですが、姉妹交流をしてきたようであります。また、東京都三鷹市と太宰のふるさととして友好都市交流を続けてきたと聞き及んでいます。旧市浦村では、北海道上ノ国町と友好町村を締結して交流を深めていると言われます。これまでの経緯について、両総合支所長に説明を求めたいと思います。また、予算面での費用はどのくらいかとも願います。あわせて合併後の交流状況はどのようなになっているのかについても御答弁を求めます。

私は、この質問をするに当たり、先月17日に同僚の工藤議員と2人で、北海道上ノ国町とはどんなところかと思って調査に行ってきました。以前から北海道文化の発祥の地であるとも聞き及んでいまして、興味を持っていたのであります。国の史跡指定を受けた勝山館跡は、墓が600個以上あり、墓標を立てて保存していることにびっくりした次第です。しかも、当市で生産された須恵器が上ノ国にも届いていたことを確認したのであります。説明に来ていただいた地元の学芸員によりますと、市浦から逃れた安東一族が1470年に上ノ国で没したと言われました。このことから、友好町村として交流してきたものと直感した次第であります。

また、この学芸員は11月20日に当市で開催される十三湊フォーラムに行くことを楽し

みにしているとも言っていました。フォーラムでは、彼も来ていました。当市の榊原学芸員と親しく話をしていたのであります。上ノ国からは、このほかにも助役、そして教育長も出席していたと聞き及んでいます。

私たちは、上ノ国町役場の議会に西川事務局長を訪ねてきました。いろいろな話し合いの中で、合併した五所川原市では友好町村をどのように考えておられるのかと言っていました。相手からすると当然の考え方と思いました。

そして、上ノ国役場から海岸線沿いに沿って車で15分ほど行ったところの汐吹という集落に、私の親戚に当たる自宅を訪問したのであります。このおばあちゃんは、当市の広田出身で、嫁に嫁いだのであります。突然の訪問に私を思い出すのに苦労したようです。おばあちゃんいわく、昔嫁に来たころは魚がいっぱいとれたのですが、今ではとれなくなってしまい、出稼ぎに頼るしかないと嘆いていました。驚いたのは、この汐吹という集落は120軒ほどで、そのうち30軒が五所川原市から嫁に来ているとのことでした。ちょうど遊びに来ていたおばあちゃんは、黒石市の出身だということです。工藤議員とは実家がすぐ近くであることがわかりました。冬の北海道、そして初めて行く見知らぬ土地で、ほのぼのとした気持ちになったのでございます。上ノ国に一泊して、宿のおかみさんたちと津軽弁で語り合い、楽しい夜でもありました。

蛇足であります。私たち2人は上ノ国から江差に行き、奥尻町に渡りました。役場職員に案内していただき、津波災害後の復興状況を見学させていただきました。役場職員いわく、この町の高校卒業者の80%は車の免許証を取るのに金木自動車学校に行っているとのことでありました。自分も金木で取ったと言っておられました。今回の研修は、そんなこともあって、いつになく新発見の多い研修でもありました。繰り返しになりますが、これまでの経緯と合併後の交流状況について質問させていただきます。

質問の第2点目は、障害者自立支援法についてであります。少子高齢化時代に入って、福祉政策は極めて重要な課題でございます。中でも医療体制の充実を図らなければなりません。このような状況下において、障害者の福祉、医療サービスに一定の定率負担、いわゆる応益負担を導入する自立支援法が10月31日に成立したのであります。重い障害者ほど重い負担が強られるこの法律は、来年4月1日から施行されます。障害者には低所得者が多いと思います。それに1割の負担をしてもらうことが今回の特徴となっております。国会開会中に、これに反対する障害者が議員会館に座り込みを行い、マスコミ報道されるなど、世間の注目を集めたことは周知のとおりであります。

これまで措置制度であった障害者施策が平成15年から支援費制度に改められ、福祉サービスの提供を始めたことにより利用者が増加し、精神障害者が対象外となるなど、制

度間に不均衡が生じたのであります。これまでの障害福祉は、身体障害者は身体障害者福祉法、知的障害は知的障害者福祉法、精神障害者は精神保健福祉法と法体系により、ばらばらに対応措置がとられてきましたが、これを一元的に見直しして、障害者の自立と共生を目指すことがこの法律の内容でございます。

そこで質問ですが、この制度導入によって当市の障害者対策にどのように影響を与えるのかであります。細部にわたっては、再質問で準備しておりますので、基本的な部分について答弁を求めます。

質問の第3点目は、教育行政についてであります。まず、旧市浦村のプールについてであります。私の友人で市浦小学校のPTAでもありますが、何とかしてほしいと相談があったのです。ある市浦出身議員にも相談をしましたら、ぜひ取り上げてほしいと言われました。私なりに現地を見たり調べてみました。これまで使用してきたB&Gは3年前に使用できなくなり、現在はプールがないので、金木のB&Gに通っている状況であります。子供の親としては、やっぱりプールが欲しいのであります。あのB&Gは古くなっているのですが、修理をして使用することができないのかであります。そのことも含め、どのように検討されているのか質問させていただきます。

次に、コミュニティースクールについてであります。最近目に余る事件が相次いで発生しております。小学校1年生が下校途中に殺害されるというニュースです。法治国家日本はどのようになっているのか、憤りを感じます。この凶悪事件から児童を守るための対策で、教育委員会、そして教育現場では頭を痛めているものと思います。今後このようなことが発生しないように願うものであります。

そこで、コミュニティースクールですが、文部科学省では地域で人材開発ができるように、この制度を進めております。東京都の三鷹市の清原慶子市長は、次のように言っています。教育委員会の独立性を尊重していますが、市が責任を持って運営管理するのが小中学校の教育である。学習指導要領を尊重しながら三鷹らしさを加え、来年4月以降モデル校での実施を目指して、その準備を進めています。地域の地理的、文化的、歴史的特性がありますので、それらを反映した地域に根差したカリキュラムが必要ですが、それらを担う人をどう選ぶかが課題であります。いずれは、教員の人事権についても移譲という流れが出てくると思います。そのときに基礎自治体が財源的な保障と自主的な運営を行うことを両立させるということは、三位一体改革に関連する重要な中身の一つではないかと思えます。以上が国の方針に基づいて三鷹市が現在進めているコミュニティースクールの現状であります。当市も積極的に取り組むべきと思いますが、どのように考えておられるのか質問させていただきます。

以上で1回目の質問とします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

助役。

○市長職務代理者助役（雨森康夫） 阿部春市議員の質問の中で、姉妹都市及び友好都市について、新市としての今後のかかわり方について御答弁申し上げたいと思います。

御質問の姉妹都市及び友好都市のかかわり方についてであります。山梨県富士河口湖町は作家太宰治、北海道上ノ国町は津軽の豪族安東氏と、それぞれ金木地域、市浦地域の文化の深いかかわりを持って交流活動が行われてきた経緯がございます。合併協議事項で、この友好は継続することとしてございます。このことから、今後の友好都市との交流に当たりましては、新市という新しい枠組みの中で、文化、産業、観光を含めた交流効果を人材育成や地域活性化へ向けて、新市全体に波及させていくことが重要と考えておりますので、そのための方策等について検討してまいりたいと思います。

また、旧金木町におきまして姉妹都市協定は締結してございませんが、太宰最期の地である東京都三鷹市との交流を保っておりますので、このことについてもかかわり方全体の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 福祉部長。

○福祉部長（宮崎堅治） 障害者自立支援法についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり障害者自立支援法については、障害者が地域での自立を進めるために制定された法律でございます。これまでの身体障害、知的障害、精神障害が一元化されるという内容のものでございます。ただ、この法律は施行されましたが、まだ関係要綱等については今後国から示されることとなります。市といたしましては、障害者の方々が利用できる福祉サービス、これらの事業所等、また現在利用されている事業所、あるいは関係団体と連絡を密にいたしまして、公平なサービスが提供できるような体制の整備を促進してまいりたいと考えております。

また、当該法律については、サービスの支給上限等が設定されることになってございます。したがって、現在利用している方々が今のままのサービスを受けるとすれば、利用者の1割負担に加えて、新たな負担が発生するということが懸念されております。これらのことは、いろいろ問題もあろうかと存じますけれども、今後も国及び県の動向に適切に対応しながら、障害者の方々が不安がなく利用できるように今後も努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（齊藤一郎） 教育長。

○教育長（高松隆三） お答えします。

まず、第1点目のB&G財団の市浦のプールの修理と再利用ということについてであります。このプールは58年に建設をされて、当時は年間延べで約4,000名近い方々が利用されて、大変注目をされたプールでありました。しかし、その後児童生徒数の減少とかいろいろな影響もあって、最近の利用者は年間1,000名を割るという状況になってきております。

また、この施設は老朽化が大変甚だしいので、危険状態にあるということから、使用停止をしております。そして、並行してB&G財団に、これはB&G財団がつくった施設でありますので、B&G財団に修繕の要望をしてきたわけでありましてけれども、B&G財団も財政的に非常に逼迫をしてきて、ハード面については補助は出せないと、ソフトに限定して今後運営していくということで、ハード面についての建設とか修繕の補助は打ち切るという状況になっておるわけでありまして。したがって、ことしは市浦小学校の低学年を中心にスクールバスで近くのプールを利用して、言ってみれば学習指導要領にある水泳の授業には支障を来さないということで対応をしてきたところであります。

そしてまた、このプールは市浦だけではなくて、例えば三好小学校も、あるいは沖飯詰小学校、そしてまた三輪小学校も、それぞれのプールが老朽化をして、これを新しくまた作りかえるということになると、大体1カ所当たり9,000万円前後の事業費がかかるので、非常に財政的に厳しい状況の中で、これらの旧市内の小学校もそれぞれ市民プールとか、あるいは近くの民間のプールを活用して、授業に支障のないようにしておるところであります。それを修繕をして再利用できないのかということでもありますけれども、これは財政上の問題もあって、これから総合的に検討をしていきたいと、そう考えております。

それから、2点目のコミュニティースクールの取り組みの状況についてでありますけれども、御承知のように学校経営については、学校がこれまで単に地域に協力を要望するというだけではなくて、学校は今何に取り組んで、どんな学校を目指して教育活動をしていくのかと、進めようとしているのかということで、きちんと地域に説明責任を果たしながら、地域に開かれた学校、地域から信頼される学校づくりをしていくことが求められているわけでありまして。そのために阿部議員さんが御指摘のように、コミュニティースクールの制度というものが創設をされたわけでありまして。

このコミュニティースクールというのは、別名地域運営学校とか学校運営協議会という名前でも呼ばれておりますけれども、この制度を導入しているのは、これは去年法律改正になってできた制度でありますので、全国でもまだ二十四、五カ所しかやっております。

ません。三鷹は、そのうちの1カ所でありまして、青森県ではゼロであります。

ただ、五所川原市としては、この学校運営協議会、これにかわる組織として学校評議会というものをこれに準じて実施をしてきているわけでありまして。コミュニティースクールではないけれども、それに準じた形で学校評議員制度を採用して、その学区学区で運営をしてきておるわけでありまして。そして、現在管内では小中合わせて25校ありますけれども、このうち現在16校が評議員制度を実施しております。さらに、来年度は五所川原南小学校、あるいは市浦小学校、金木中学校、そして市浦中学校と、この4校が18年度で評議員制度を実施をするという予定になっておりますが、また逆に今まで実施してきた例えば五所川原小学校、これは18年度からこの制度を廃止をしたい、こういう意向もあります。したがって、これから必ずしもコミュニティースクールでなくても、これに準ずる評議員制度でも十分対応できるのではないかと。だから、状況を見ながらコミュニティースクールに1段階上げをしていくという方法も当然考えられますので、そういう点をこれからその学区の実態をよく見ながら対応していきたいと、そう思っております。

以上、答弁にかえさせていただきます。

○議長（齊藤一郎） 金木総合支所長。

○金木総合支所長（福井定治） 友好都市及び姉妹都市について、旧金木町における経緯及び経費についてお答えいたします。

旧金木町におきましては、現在は合併により富士河口湖町となっております山梨県河口湖町と平成10年4月、太宰のふるさと友好都市協定を締結しております。河口湖町は、作家太宰治の作品「富嶽百景」を執筆した際に舞台となった天下茶屋があり、太宰文学が縁となり相互友好と親善を深めるという趣旨で締結されたものであります。

交流の経緯でございますが、平成8年7月に金木町議会議員研修として河口湖町を訪問、同年11月には河口湖町長一行が金木町を訪問してございます。翌年6月には、河口湖町天上山に建立された太宰作品「カチカチ山」の文学碑の除幕式がございまして、金木町から町長、教育長、町議会議員が出席しております。この文学碑の礎石には、斜陽館の赤れんがが埋め込まれております。その後太宰の生家、旧津島邸が修復、復元工事を完了し、太宰治記念館斜陽館としてオープンするに当たり、河口湖町長を招待し、記念館の開館日に友好都市の協定を締結したものであります。協定締結後、河口湖町からは数回にわたり小学生等で構成する文化使節団が来町、金木町からは金木中学校の修学旅行や観光物産キャンペーン等の実施で河口湖町を訪問し、交流を深めております。

また、東京都三鷹市とは、こちらも太宰文学が縁となりまして、金木町議会議員団の

三鷹市訪問や三鷹市長の金木町訪問等の交流がございます。三鷹市禅林寺には、作家森鷗外の墓の向かいに太宰治の墓がありまして、玉川上水太宰終えんの地一帯が風の散歩道として整備計画されたとき、三鷹市から太宰の郷里に関係する品を要請されまして、金木町喜良市地区から産出された玉鹿石を紹介し、太宰が入水したとされる場所にモニュメントとして設置されています。助役答弁で申し上げましたとおり、三鷹市との間におきましては友好都市協定は締結しておりませんが、太宰誕生の地と太宰最期の地としての友好を保っております。

次に、友好都市協定に関する経費でございますが、平成10年当時協定締結に向けて、いきいき過疎プロジェクト支援事業という県補助事業で、無形文化財の荒馬踊り、物産販売、観光キャンペーン等を具体化して389万円ほど支出したほか、平成11年度以降は事業費としては見込まないまでも議員研修等で訪問し、平成16年度は東京ふるさと会に出席した後、三鷹市、富士河口湖町の表敬訪問を同日程で行いまして、136万9,000円の旅費支出をしております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 市浦総合支所長。

○市浦総合支所長（成田義正） それでは、私の方からは旧市浦村と北海道上ノ国町の友好町村に至った経緯と、そして交流事業の概要と、最後には予算の支出状況についてお話をしたいと思います。

北海道上ノ国町と市浦村が友好町村の締結をするに至った経緯につきましては、およそ800年前、蝦夷管領で奥州十三湊、現在の十三湖であります、ここを交易活動の拠点としていた津軽の豪族、中世の豪族であります安東氏と蝦夷地であった上ノ国町の歴史的な深いかわりがあることから、昭和63年11月6日に友好町村の締結をするに至ったものであります。

以来このきずなをもとにして互いに友好を温め、教育、文化、産業、情報など、各般にわたり交流を進めてきたところであります。その主なるものとしては、小学校児童による遺跡の発掘体験や、あるいは自然体験交流、こういったものを通じた児童による交流、次に老人クラブ連合会によるゲートボール競技をメインとしたシルバー交流、産業まつり等における産地産品の展示即売による物産交流、両町村婦人会によるおかあさんふれあい交流、あるいは商工団体による市場調査や流通の実態、後継者問題等を情報交換交流したものであります。また、平成10年11月6日には友好町村締結10周年記念式典を挙げて、さらなる友好のきずなを確かめ合ったところであります。

最後になりますが、交流事業の経費につきましては、平成元年度から16年度まで集計

させていただきましたが、ここまでで交流事業助成金を主として1,696万4,000円を支出しているところであります。

○議長（齊藤一郎） 3番。

○3番（阿部春市議員） 御答弁ありがとうございました。この姉妹都市、友好都市について、最初に両総合支所長さんから御答弁をいただいて、2回目に助役の答弁をもらうというふうなことになっていたのですけれども、今助役から答弁をいただきまして、これからそういう方向で進めるということで確認をしましたので、そういうふうに進めていただきたいなど、こう思います。

それから、2点目の自立支援法について4点について質問させていただきます。障害者福祉サービスについては、身体、知的、精神等の障害種別を問わず、自立支援のための各種サービスが一元的に提供されます。また、サービス提供主体も市町村にこれも一元化されます。これまで一つの種類の事業しか行っていなかった事業所に、他の2種類についてもサービス提供の応諾義務が生じてきます。5年の経過措置はありますけれども、障害特性に応じた支援体制づくりが必要と思いますが、どのように対応しようとしているのお伺いいたします。

それから、二つ目は、今回新たに利用者がどんなサービスを使ったらよいか、どこに頼んだらよいかわからないときなどに、相談や支援を行うケアマネジメント制度が導入されることになっています。今のケースワーカーでは、十分に対応できないと思います。そこで、指定相談事業者にはどんな人になるのか質問させていただきます。

三つ目は、この制度導入によって負担がどう変わるかお伺いいたします。障害者や重度障害者の負担は、どのくらいふえるのかであります。例えば現在自宅ホームヘルプサービスを受けている人は、平均時間どのくらい負担しているのか、これらを含めて全体的にどのくらいの今後負担になるのかお伺いいたします。

四つ目は、この法律は一部負担ばかり話題になって、制度改革の趣旨が十分障害者の皆さんに理解されているとは思っていません。今後制度の趣旨が生かされる形で利用していただくことが重要であると考えます。この辺をどのように考えているのか質問します。この件については、4点について答弁を求めます。

それから、教育行政について、旧市浦村のプールについてただいま教育長から答弁ありましたけれども、私は質問の段階で、今教育長の方から全体的な答弁がありましたけれども、このB&Gの財団のプールを修理して使えるのかどうか、使えるとするならばどのくらい経費がかかるのか、このことを御答弁いただきましたかたわけでありますので、その辺をぜひお願いします。

以上。

○議長（齊藤一郎） 質問、答弁とも簡潔にお願いします。

福祉部長。

○福祉部長（宮崎堅治） まず、障害福祉サービスについての件でございますけれども、三つのサービスが一つになると、一元化されるということでございますけれども、現在それぞれの施設でサービスを受けることとなります。例えばその場合、精神障害のサービスの提供施設が少ないとかという問題もございます。これらについては、関係機関と連携を図りながら体制づくりに努めたいと考えてございます。

次に、ケアマネジメント体制の件でございますけれども、これについては相談指導体制、これが市町村に一元化されるわけでございます。直ちに市町村が対応するという点については、体制を確保するということが大事かと思えます。したがって、担当職員を県が行う研修に派遣させることによって、研さんを重ねることが重要だろうと認識してございます。

次に、指定相談支援事業者になるためにはどのような要件かというような御質問でございますけれども、これについては都道府県知事の指定になるわけでございますけれども、要件といたしましては、まず1にサービス利用者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を支援できることというのがございます。次に、中立、公平性を確保できること、三つ目が地域の関係機関、社会資源との連携ができること、そして先ほども御質問ありましたけれども、ケアマネジャーを常勤させることということが定められてございます。

次に、啓蒙活動というお話でございますけれども、制度の改革の趣旨等を障害者の団体等にPRしていかなければなりません。これについては、現在国において詳細についてまだ示されてございません。したがって、今月中には示される予定だということでございますけれども、当該法律に関する政令あるいは省令、実施要綱等が示された段階におきまして、随時障害者向けのパンフレットの作成あるいは配布、それから広報等を通じて啓蒙活動を行っていきたいと考えております。また、障害者団体に対しましても、この制度の普及を図るために必要に応じて説明会を開催してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、利用者負担の件でございますけれども、現在支援費制度においてホームヘルプサービスを行っているわけでございます。五所川原市では現在ホームヘルプサービスを身体障害者の方で46名受けておられます。そのうち所得に応じて負担が決められておまして、40名の方は負担がゼロになってございます。負担されている方は6名でござい

ます。ただ、この負担されている方々についても、平均で月額3,000円という低負担になってございます。

ちなみに、平均の利用時間ですが、46名で月平均40時間、これはあくまでも平均でございまして、多い方ですと160時間利用されております。また、知的障害の方でホームヘルプサービスを利用されている方は、現在6名おられます。この方々については、平均が月約15時間、多い方で35時間でございますけれども、この方々はすべて利用者負担がゼロとなっております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 教育長。

○教育長（高松隆三） 市浦のプールは、先ほど申し上げたように新しくつくるとすれば大体9,000万円前後かかるだろうと。今修理をして使うとすれば、上屋が相当腐食をして危険だということで、上屋の補修をするとすれば約2,000万円前後くらいかかるのではないかと、そう見られております。

○議長（齊藤一郎） 3番。

○3番（阿部春市議員） 再々質問をします。

自立支援法について、もう2点質問します。新たに障害福祉サービスを行うため、支給決定に関する障害程度区分審査会の設置など、新支給決定手続が実施されることとなります。この条例を制定して、審査会の委員を選定することにもなります。いろいろなことがあり、サービスが開始される時期は、遅くとも平成18年10月まで施行しなければならないことになっています。ですから、限られた時間でございまして。これに間に合わせるためにも、条例案をいつごろ出してくるのか、また審査会の委員構成はどのように考えておられるのか質問します。これは、何か介護保険と同じようになるのではないかと、こんな気がするわけでありまして。

それから、2点目、地域の実情に応じて地域生活支援事業として法制化され、各市町村は相談支援、手話通訳派遣などの事業を行い、これら事業に対して国から総合補助金として交付を受けることとなります。これらの支援事業は、既に現在でも行われていると理解してよいのか、それとも新たな事業がどのように入ってくるのか、この辺が心配でございまして。この点について御答弁をお願いいたします。

それから、コミュニティースクールの関係ですけれども、先ほどこれまた教育長から答弁ありました。学校評議会制、前段としてこのこともあるわけでありましてけれども、私はこの地域の人材を開発していくためには、コミュニティースクールはぜひ取り組むべき大切なことではないかと、このように考えます。要は国が法制定をして、各都道府

県にこの制度をどのようにやるのかということで相談が来る、その後を受けて各市町村はそうすればというふうなことになるわけでありましてけれども、私は杉並区など一生懸命やっている自治体については、各自治体が国に対して要請をしていく、やる気があればそのような体制がこれから求められてくるのではないかと、いわゆる考え方を前向きに持っていった場合にそのようになるのではないかと、こう思うわけで、その辺のことをぜひお聞きしたいなど。もちろん経験豊富な高松教育長でありますから、ぜひ期待をしたいなど、こう思っているのですが、いかがでしょうか。

以上、3回目の質問とします。

○議長（齊藤一郎） 福祉部長。

○福祉部長（宮崎堅治） まず初めに、先ほどの御質問で負担が今後どうなるのかということについてお答えしませんでしたので、補足いたします。

先ほど1人3,000円かかっているというお話を申し上げましたけれども、議員御指摘のとおり保険料のない介護保険制度とほぼ同じような形になります。したがって、現在要介護度5、一番高い方で月額を支給上限額というのが36万5,000円ほどに決められてございます。したがって、単純に1割とすると3万6,000円の負担になるということになります。ただ、低所得の方については減免制度がございますので、一概に申すことはできませんけれども、そういう形になります。

次に、障害程度区分の認定審査会の件で御質問がございました。これについては、法律の施行が10月でございますけれども、みなし支給決定制度というのが設けられる予定になってございます。これは、現在ホームヘルプサービスを受けている方については、そのまま9月まで受けれますよという形、いわゆる認定審査会を経なくてもできますよという形。それから、現在施設等に入所されている方、あるいは通所されている方については、みなし支給決定のほか、10月から平成23年の3月まで、おおむね5年間そのまま継続して入所ができますよという制度をやるということで、国会においても答弁されております。

ただ、それにいたしましても新規の利用する方が見込まれるわけでございますので、この障害程度区分の認定審査会につきましては設置が必要なわけですが、現在近隣の市、町とサービスの均一化を図るという観点から、市単独で設置すべきか、あるいは今のつがる広域連合みたいな形で六つの市と町で設置すべきか、今検討しているところでございます。したがって、市単独で設置する場合については、議員御指摘のとおり10月からの法律の施行に間に合わせるためには、遅くとも6月の議会までには条例を御提案したいと考えてございます。

次に、想定される委員のメンバー等でございますけれども、標準的には5名ということでふさわしいのではないかと進めてございます。それから、委員としてふさわしい識者については、法律で決められてございますけれども、障害者等の保健、福祉、これらに関する学識経験を有する方、あるいは知的、身体及び精神、この3障害に学識を有する方等がふさわしいということでございますけれども、これにつきましても精神的な面については、その専門家である精神科医が中核的な方として必要ではなかろうかと考えてございます。

それから、地域活動支援センター支援事業について御質問でございますけれども、これについては、活動支援センターについては施設等に通所して創作活動等を行うということで、社会との交流を促進することを目的とした事業でございます。現在もデイサービス事業、あるいは短期入所事業が行われているわけですが、これらの一部が移行するという形です。今現在は、小規模作業所というのがございますけれども、これが移行して新たな事業になるというようなものでございます。また、地域生活支援事業といたしましては、これらのほかに障害者の方々の相談に応ずる相談支援事業、あるいは障害者の権利を擁護するために必要な事業、それからまたコミュニケーション支援ということで、手話通訳者の派遣等がいろいろ想定されております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 教育長。

○教育長（高松隆三） コミュニティースクールの再三の要望でありますけれども、このコミュニティースクールというのは、まずはどういう役割を持っているかということをも改めて説明したいと思いますけれども、まずその学校の教育課程の編成、それから学校運営、教育活動、これらについて校長がコミュニティースクールに、言ってみれば学校運営協議会に提案をして、その協議会の承認を得て学校経営に当たるとということが基本になっておるわけであります。

それと、もう一つは、このコミュニティースクールの委員は、先生の採用等についても任命権者に意見を申し上げることができると。学校の先生の任命権者というのは、市の教育委員会ではなくて県の教育委員会になります。だから、そういう非常に言ってみると力のある委員会でありますので、阿部先生が言っているように地域づくりをするためにはこういう制度を活用してやれという叱咤激励のことだろうと思います。

しかし、このコミュニティースクールを設置するには、県教委の事前の協議が必要です。県教委と協議をしなければ、なかなか設置できないという一つの問題もあるし、もう一つは県教委が指定する場合の一つの要件として学校評議員制度、今これは五所川原

市もやっておりますけれども、学校評議員制度を活用して、保護者が積極的にこれに参加をして、地域のニーズが的確に学校経営に反映されているところを県は承認をするということで、だからまず今我が市がやっておる評議員制度がうまく機能して、地域の盛り上がりがあるところに、もう一ランク上のコミュニティースクールの承認をするということになっております。

ただ、先ほど申し上げたように五所川原市内では、評議員制度をかつてやっているところをやめたところもある、それから新年度やめようとしているところもあるということで、いまいまだ地域にはっきり定着しない嫌いもあるわけです。これは、専門的な議論をするわけです。教育課程の編成というものを説明されても、なかなか一般の委員の方々は理解できないところもあったり、あるいは報酬をもらっておると校長に反対の意見を申し上げることができないとか、そういう遠慮めいた話もあったりして、それであればPTAとか子供会等を開催しながら、その意見を集約して学校経営に反映させることができるのではないかということで廃止の方向にもあるというところもあって、学区学区で事情がいろいろありますので、そこら辺をよく見ながら、持っていけるところはそういう方向に持っていきたいと、そう思っております。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 3番。

○3番（阿部春市議員） 配慮ありがとうございます。長くしゃべるつもりはございません。市浦のプールの関係については、財政部も今後のことでありますので、ぜひ配慮していただきたいと、このことをお願いします。

それから、この自立支援法というのは新しい法律で、これからの対応が時間がないままにその制度の導入に向けて入っていかなければならない。大変なこれは福祉部門でハードな部分になるし、量的にも大変な量です。私は、これからもどういふふうな対応をしていくのか見ていきますので、十分なる対応をしていただくようお願いをしております。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって阿部春市議員の質問を終了いたします。

次に、31番平山則雄議員。

○31番（平山則雄議員） 一登壇一

おはようございます。新市民クラブの平山でございます。質問の通告をしたところ、機会を与えていただきまして厚く御礼を申し上げたいと思います。

さて、ことしもまた師走となってしまいました。考えてみるに最近は特に子供の殺傷事件などなどで目を覆うばかりであります。そんな世相の中で、五所川原市も新市制

を誕生して、これからというときに同僚議員の東さんが突然急逝されてしまいました。残念のきわみではありますけれども、同氏の冥福を祈りつつ、そしてまた今議会に市長が病気によって欠席中であります。これも大変残念きわまりないところでございます。同市長の一日も早い回復を祈りつつ、質問をさせていただきたいと思っております。

私は、市長がいないのになぜ市長の政治姿勢か、なぜ政治公約かということについて、まず質問に先立って説明をしたいと思っております。市長が不在であっても、これから大事な予算編成の時期に入ります。そこで、市長は新市の市長選挙において、多くの公約を発表しております。そして、このとおりパンフレットが毎戸と言っていいほどに配布されました。そこで、市長がいないからといって、では不在だからこの公約はとりあえず出てくるまでなしよということでは予算編成に当たるのか。そうではなくて、やはりそれは大事なことから、それは尊重し、盛り込んで行政事務レベルにのせてこれからいこうという意思で予算編成に入るのかを聞きたいと思っております。

さて、たくさんありますけれども、代表的にはまず農政の問題については、安定した農業基盤づくりの推進、二つ目には農業活性化対策の後継者づくりの推進、魅力ある新農業政策の策定と推進、バイオマスコミュニティ構想の推進とあります。

それから、まちづくりに関しては、市民の協調と創造による魅力あるまちづくりの推進、観光のルート化による地域住民の交流と連携の強化、それから三つ目には次代を担う人材の育成とその推進とあります。そこで、このまちづくりについては一番大切になってくるのは、タイトルとして新五所川原市の創造とあります。これは、当然基本構想と基本計画の策定に入らなければならないことでもあります。よって、これはそれぞれの窓口をつくって、市長がいなくても行政に反映させていくべきものだろうと、私はそう理解しているものであります。

それから、福祉についてはかねがね市長が申していたとおり、西北中央病院を中心とした自治体病院の機能再編とあります。これについては、いろいろ報告もありますし、ただ財源の捻出が大変問題だろうと思っております。病院の機能再編については、反対する人はどなたもおられません。ただ、やはりお金がということになりますので、その辺のめどがどうなっているか、その辺をお尋ねをしたいと思っております。

それから、教育、文化の振興については、先ほど阿部議員も一部、質問していただきましたけれども、教育環境の整備と小学校の充実、これは学校、グラウンド等々の整備のことだろうと思っております。学力の向上と青少年の健全育成の推進、これは最も私はソフトの面で大事なことだろうと。皆さん御承知のとおり、もう毎日のようにテレビや新聞紙上で子供の殺傷事件のことが報じられております。このことにどう取り組んでまいればよ

ろしいのかということになります。

それから、スポーツ施設の整備と充実とあります。さらに、これには直接書いてありませんでしたが、常日ごろから市長が申し上げているのは、給食センターを何とかしなければならないというのが市長の口癖のように言っておりました。このことについて、大変老朽化もしておりますので、この給食センターについては急がなければならない問題であろうというふうに私は思っております。

それから、都市基盤の整備と商工業の振興についてであります。なかなか企業誘致というのは面倒でありましょう。しかし、それはあきらめるわけにはいかない問題であります。それから、商工業の振興と雇用の促進、これも大変難しい難しい問題だろうと思います。これらを総合的にやはり見てきた行政のトップの役人の人たちは、特に総務部長はそれぞれの調整役の筆頭でありますので、市長がいなくてもできるだけものはやはり反映させていくべきではないのかなと、私はそう思っております。

あわせて大変金のかかるものをたくさん含んでいます。そこで、これは短期間でやらなければならない問題、ロングスパンでやらなければならない問題等々がございます。そういうことで、財政部長は金の捻出で頭がいっぱいかとは思いますが、かといって窓口をなくしてしまっているのかどうかを考えると、少なくともやはり行政事務のレベルにのせるべきものではないだろうかという考えで質問させていただきました。

以上申し上げて質問とさせていただきます。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山田晴雄） おはようございます。市長の政治公約についての御質問でございますが、これについては本来市長本人がお答えすべきこととは存じておりますが、市長が病気療養中でございますので、不完全な答弁となるおそれがありますことをあらかじめお断り申し上げた上で、事務方として可能な範囲内でお答えさせていただきます。

まず、議員御質問の政治公約の内容につきましては、市長が市長候補者であった時点で、選挙において有権者の皆様方に掲げた政策であろうと理解いたしております。したがって、これらの市長候補者の選挙公約について、市長就任前の市長候補者から特別な指示を受けることはございません。公約した政策が真の政策となるためには、予算を初めとして、その具体的内容につき、当然御参会の議員の皆様方の審議及び議決という裏づけが必要であります。市長就任後の政策の具体化につきましては、その都度庁議などの政策についての検討の場で、各部門が所管する事務事業に政策の実現への指示はされております。これら具体案につきましては、議会に対し御提案申し上げ、結果であ

る議決に基づく予算を裏づけとして、担当部門でそれぞれ重点施策に基づいた事務作業を執行しているところであります。

また、各事業の実施につきましては、さきに着手された事業もございしますが、検討段階であるものや計画中之であるものなど、一朝一夕には実現できないものなどいろいろ問題を抱えていることもございます。どうぞそういうことでございますので、議員におかれましては御理解願いたいと思います。

私からの答弁は以上とさせていただきます。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（三橋俊一） それでは、予算の編成について全般的なお話をまずさせていただきます。

来年度の予算編成につきましては、まず予算編成方針、これに基づいて編成されることになってございますが、政策を反映したものでなければならないというのは、これはもう当然のことでございます。現在の市長の政策は、合併のときにつくられました新市建設計画、これに掲載されております基本目標及びこれに基づく主要な事業がこれに当たると考えてございます。ただ、これらにつきましては、具体的な個々の事業ではないことから、来年度の予算編成の段階で政策に沿った事業が個々張りつけられていくものと考えてございます。ただ、先ほど平山議員もおっしゃったとおり、財源の関係から、これらがすべて実現できるということにつきましては、財源の見通しが立たない、現在ではすべて行うということは不可能なことであるということも、また御理解願いたいと思います。

予算編成は、私ども事務方が行っている予算編成の順序でございますけれども、義務的経費、これは人件費、公債費、扶助費、これらにまず最初に財源を充当いたします。次に、主要な政策や計画に沿った継続事業、これが優先されることとなります。その後新規の事業、どの程度予算措置できるのか検討されることとなりますけれども、その時点で市長に新規事業の実施の有無を含めまして優先順位、それから繰り延べるもの、中止するものなどを検討することになってございます。

それから、あと個々の事業につきましては、担当する部の方から御答弁申し上げますけれども、先ほどバイオマスの御質問もございましたので、これについて若干お答えを申し上げます。バイオマス事業につきましては、新市建設計画、これに搭載されておまして、当該事業を推進するということにつきましては、これは論をまたないところでございます。市長を交えたヒアリングなどの席で検討されてございます。いずれにいたしましても、当該事務については推進するようというところで市長からの指示を受けて

ございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 教育長。

○教育長（高松隆三） お答えします。

まず、我が方は第1点は教育環境の整備についてでありますけれども、教育環境の整備については平山議員さんも御承知のように、三輪小学校あるいは三好小学校に続いて、今懸案の五所川原第一中学校のくい打ちにもようやく着手をしたわけであります。本体工事については、議会の承認を得次第、着工されるということにもなっております。しかし、管内ではこのほかにもまだまだたくさんの老朽校舎がまずあります。それから、先ほども議論された老朽化されたプール、さらに給食センターの改築も喫緊の課題であります。また、児童生徒数の減少あるいは複式学級の問題もあって、学校統合も含めて今教育環境、教育施設については大変な課題があるわけで、これらは市長とも意見の疎通を図りながら、教育環境の整備には精力的に取り組んでいきたいと、そう思っております。

それから、2点目の人づくりの問題については、グローバルスタンダードという言葉もあるように、国は一国だけでは生きていけない時代、国際化時代になって、あるいは人もまた一人では生きていけない、こういうことから教育委員会としては国と国との共生、あるいは人と自然との共生、人と人との共生、これらを人づくりの基本方針に据えて教育行政を進めているところであります。

理念は理念として、具体的に今生きる力とか考える力とかいうことをよく言われているけれども、この生きる力も考える力も基礎学力がなければ、とてもではないが絵にかいたもちにすぎない。したがって、私は当面人づくりの基本は、まず基礎学力を高めなければならぬと。高めなければ考える力もわいてこないし、生きる力も出てこないと思う。そういうことで、私は18年度の新年度の予算要求には、喫緊の課題としてこの対策費を盛り込んで要求をしておりますので、議会の皆さん方の御理解と御支援をお願い申し上げて答弁にかえさせていただきたいと思っております。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（蒔田弘次） 基幹産業の振興の中で、当市の基幹産業である農業に関し、安定した農業基盤づくり、後継者づくり、新農業政策の推進を図るために、市といたしましては国、県の指導を仰ぎながら地域水田農業ビジョンを策定し、五所川原地域農業の特性を生かしながら、その取り組みを進め、農家所得の向上を目指しているところでございます。

次に、観光ルート化による地域住民の交流と連携強化の取り組みということでござい

ましたが、当市も合併によりましてすぐれた観光資源を有し、観光を主体産業として売り出す用意が整ったところでございます。ことし7月には、津軽地域市町村を構成員といたしまして、津軽広域フリーパス運営協議会を設立し、JR、津軽鉄道、弘南バスのフリーパス券の販売や、また津軽鉄道によります立佞武多の館、斜陽館、津軽三味線会館との共通券、津軽絵はがきっぷなどを販売して、現在好評を得ているところでございます。

また、2010年の東北新幹線青森駅開業に向け、広域観光振興や観光ルートの確立等を目的とした仮称・五所川原市東北新幹線青森駅開業効果対策プロジェクトチームを全庁的に立ち上げ、潜在している観光施設をつなげていき、地域住民の交流と強力な連携を得ながら一層の観光客誘致を図り、経済の活性化に向けて頑張っていきたいと考えております。

次に、次世代を担う人材の育成とその推進についてでございますが、市といたしましては17年度の事業といたしまして地域提案型雇用創造促進事業、これを18年度に継続で要望してまいります。その中に観光資源を有効にコーディネートする人材育成をするための事業を盛り込んでございます。当市の観光資源研究や広域連携、あるいは旅行会社等への提案など、資格、能力を開発、養成する研修や、またあるいは接客、接客を旨とした観光関連の販売員研修など、さまざまな事業を展開しながら人材育成を普及させてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（齊藤一郎） 病院事務局長。

○西北中央病院事務局長（原 慶之） 自治体病院の機能再編成の進捗の状況ということで御質問がございました。答弁させていただきます。

議員御承知のとおり、現在広域連合におきまして自治体病院の機能再編成につきまして、今鋭意作業中でございます。その中で備えるべき医療機能、そしてまた必要とされる財源等につきまして各検討委員会を設けまして、目下詰めの作業を進めている最中であります。

以上であります。

○議長（齊藤一郎） 31番。

○31番（平山則雄議員） いろいろ御答弁ありがとうございます。やはり選挙を通して市長になった、市長に就任した行政庁の長です。当然この意思是、予算編成の中で反映されるべきものと思っていますし、そのように頑張るといってお答えをいただきましたので、トータル的にはそれで頑張っていたいただければなと思います。

さて、ついでに私の考えている大事な点を二つ、三つ申し上げたいと思います。よく市長とも何遍も話ししてはいますが、経済部の担当の農業については、これは大変難しい。国、県の指導を仰ぎつつ今日まで頑張ってきたのでしょう。その結果衰退をずる一方であったという現実がここにあります。

そこで、では何をしなければならないか。やはり五所川原市の特産を生かしてというお話もありました。そこで、私は、これは県の知事さんとも二、三度直接話し合ったものもございます。それは何かというと、農家の皆さんは米にしろリンゴにしろ野菜にしろ、つくれと言われれば幾らでもうまく上手につくるプロですね、この方々は。特別なものを研究開発するというのは別にして。ただ、つくれますけれども、売り方を残念ながら知らない。では、どうするかという点について、知事さんもやはり攻めの農業ということで、産品を売っていかなければならない、これに力を注いでいるという、それで攻めの農業なのですね。

では、我が市がどんなことをしたらいいのかというと、経済部の役人の皆さんに売れたって、これも売れない。売ることについては素人です、悪いけれども。農家と一緒に。じゃ、どんな方法をとっているところがあるかということ、そんなに大きな予算を編成しなくとも、販売担当者があって、今一流の企業の営業マンというのはリストラをして、60歳前でもいろんな人材がおります。そういう人たちを臨時に雇って、例えばこれはやっているところもありますけれども、あんたは仙台で1カ月営業やって売り先を探してきなさい、あんたは東京に行きなさいというようなやり方は可能なはずで。そのことによって物が納入できる先ができれば、これにこしたことはありません。県単位で一番頑張っているのは高知県なんですね。そこに野宮さんが座っておりますけれども、この辺の研究、勉強は野宮さんが相当前からわかっているはずで。そういうことで、これは考えていただきたい。

それから、病院のことについては先ほどお話ししたように、みんなが望んでいることであるし、ただ問題はお金の捻出の方法です。やってすべてオーケーというふうにはなかなかいかない。その後には、あるいは財源の関係で起債を起こせば返さなければならないという膨大なお金がありますので、ひとつ英知を絞って進めていただきたいと思います。

三つ目に、教育委員会に教育長さん今お話ししたとおり、これは学力もそうですけれども、とにかく学校は大変ですね。ですけれども、一遍に建てるわけにもいかない。順番を追って、これはやっていかなければならないだろうし、なかんずく給食センターが何よりも喫緊の課題だというのは先ほども申し上げておりました。教育長さんは、当然

予算要求もするだろうし、計画も立てるだろうけれども、さて財布持ちがどうするかということですよ、そうなってくると。計画はあったけれども、財布持ちがどうするかということ。これは、市長の政治公約にもありますので、ひとつ財政部長、英知の上にさらに英知を絞って予算編成に当たっていただきたいと思います。

それからもう一つ、観光のことですが、市長とも何遍もお話しして、これはぜひやっていきたいとあったのは、やっぱり観光のルート、それから秋元議員が先般質問したとおり、やっぱりホテル構想はあっていいだろうと、市長も何遍も私にそれは言っていました。ですから、どういう形のもので研究してやっていけばいいのか、それはやはりスタートを切らなければいかん問題ではないかというふうに思っておりますので、その辺の考え方をもう一度お聞きしたいなと、こう思っております。

あわせて、もう一つ市長とよく話をして、これもやりたいなというのは、まだ発表はされていませんけれども、立佞武多があって毎年一つ消えていくわけですがけれども、あれは骨組みがあるんですから、今のこの冬場のメインにするにイルミネーションをつけて、立佞武多の、紙を張る必要はないんですから、あれを生かしてやったらいいのではないかという話を何遍もしました。したら、「平山、おめ先走ってそれしゃべればまいねや。しゃべんな、黙っていて、それやるべし」という話はあったんですが、残念ながら入院しています。ですから、これもそろそろ新市がスタートしたので、今すぐやれということでもありませんけれども、この先大事なことになるのではないかなというふうに思っておりますので、経済部大変ですよ、あなたのところは忙しくて、すそ野が広くて。そういうことで、それを頑張って新年度に向けて、いろいろ予算編成に少しでも窓口ができるのであればつくってあげた方がいいのではないかなというふうに思っております。

大体以上を申し上げて、あと当初から言ったように新市建設計画は合併協のところがありますけれども、でも正式にはやはり基本構想、基本計画は新市としてつくっていかねければならない、このことも大事なことです、頑張ってくださいと思います。

それでは、2回目の質問を終わります。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（三橋俊一） お答えを申し上げます。

まず、一番最後にお話しになりました基本構想のことですが、これにつきましては新市の建設計画、これをもとにして平成18年度に総合計画、これの策定に向けた準備をしたいと、こう思っております。できるだけ早い時期にこれの完成を見たいと、こう考えてございます。

それから、これは財源の話になりましたので、給食センターのことでちょっとお話をさせていただきたいと思います。給食センターは、御存じのとおり昭和41年、42年ごろのたしか完成だというふうに記憶してございますが、大分老朽化してございます。そういう関係から、数年前からこの給食センターの建築につきましては、内々では財源の見通しなど検討はされておるのですが、なかなか補助の制度、うまいぐあいに起債の制度など、財源の手当てが非常に難しい現状にございまして、毎年度繰り延べになっているというような現状にございます。ただ、議員おっしゃったように非常に老朽化していませんので、これにつきましてもほかの事業との兼ね合いを見まして、できるだけ早い時期の実現に向けて努力をしてみたいと、こう思ってございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（蒔田弘次） 農業における販路の拡大に関しまして、臨時職員などの対応などの御提言をいただきましたが、現在本市といたしましては県、農協等関係機関との連携はもちろんのことでございますが、当市の観光PRも含めまして販路拡大とルートの確立のために観光協会とタイアップしまして、千葉、仙台、北海道等の都市圏での地場産品販売フェアを開催しているところであり、徐々にではあります、その成果が上がってきているものと思っております。

次に、観光のルートづくりにつきましては先ほども御答弁させていただきましたが、今後とも金木、市浦、五所川原、それぞれ持っている観光資源を有効につなぎつけて、観光産業の振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、イルミネーションの活用の件につきましては、ただいま伺いましたので、それにつきましては今後検討してまいりたいと思います。

○議長（齊藤一郎） 教育長。

○教育長（高松隆三） 学校給食センターについてでありますけれども、一般的には五一中の建設が終われば、次は給食センターかなと。大変な老朽化で、今大変な状況です。五一中の建設待たなくてもやらなければいけないほどの今状況に追い込まれておるわけけれども、財政もまたそれ以上大変だということで、だから学校も大変ですよ。耐震度の調査すれば、本当に大変なところもあって、統合も急がなければいけないけれども、それにしても給食センターはもっと急がなければいけないのかなと。

私は、金が本当になれば給食センターを民活でやる方法はないのかと、これを検討しろということで事務局には今指示をしております。特に最近の子供は、アレルギー体質の子供も出てきて、なかなか画一的な給食だけではだめなんです。その子供に合った

給食の提供もしなければいけないと。ところが、とてもではないが今そういう体制はないのです。だから、病院給食をしているそういうところに民活でやらせる方法はないのかと。病院給食というのは、糖尿病は糖尿病の給食を出します。いろんなその患者、患者によって献立は違うのです。これからは、学校給食もそのくらいの対応をしていかなければ、牛乳飲んででもだめな生徒もあります。では、牛乳を飲ませなければ何を飲ませるのかという、そういう栄養指導の問題もあったり、だからソフトもハードも含めて、私はそういう病院の給食をしている、ああいう大手の業者に民活で委託できないのかと。これは財源もないわけですから、そういう方法も一つは考えるべきだということで、事務局にはその検討を今指示をしておるところであります。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 31番。

○31番（平山則雄議員） 教育長の新アイデアがすばらしいなど。そうです、追いつかないのですね、学校。恐らく先ほど申し上げたとおり、耐震をきちんと測定すれば大変な学校がたくさん出てくるだろうと。何も姉齒設計がつくった学校ではありませんけれども、問題がたくさん出てくると思います。そういう意味では、ひとつ民活の給食センターなんていうのは、すばらしいアイデアだと思います。これが可能かどうか、大いに頑張っていたきたいなど、それは財政が非常に助かる話です。それは、そういうふうに頑張っていたきたいということだけを申し上げておきます。

それから、立佞武多の館の民活、運営委託、これについて一言だけ申し上げて、参考にしていただきたいなど。まず、美術展示室は、これも委託しておりますが、委託するのは売り上げが出てきて、売り上げの金だけを取っていくのが委託されているような感じ、私から見ると。あとの美術品は、全部教育委員会の負担で、入れかえも教育委員会でやらなければならない。ただ切符売ってお金だけ取って、そのお金だけ持っていかれてしまっている、これはおかしいと私は思いますよ。そこまでやってもらって売り上げをもらうならば、すべて全部やってもらわなければいけないと思います。

これは、別に高松教育長さんがそういうシステムをつくったのではなくて、ここにいる参与の皆さんが大方それに参加された方々もありますので、それはもう一度教育委員会で研究するよりも、財政企画の方でもう一度考え直す必要があるよ、このことは。あとのことについては、とやかく言いません。そのまま委託して管理運営、売り上げでカバーしなさい。ただ、美術展示室だけは管理から何から、入れかえからすべて教育委員会でやって、経費、お金がかかって、入ってきたお客さんから取った金だけは自分たちのポケットに入っていくと、これ考えてみるとこんな不自然なことはありませんよ。

これひとつ財政部も考えてみてください、総務部長も考えてもらわなければだめです。それから、当然担当の教育委員会では皆さんと協議をして、これを改正するなりなんなりしないと、私はだめだと思います。

それから、申し上げたついでに申し上げますけれども、この美術展示室の展示の仕方、大変これでいいのかどうなのか悩んでいる方が、関心の高い方が非常にあります。そこで、これを五所川原の場合はどうやるべきかということで、それなりの権威のある指導者に指導してもらっているのかどうかというのは少し疑問があります。

私は、市長にも話ししましたけれども、名前はあえて明かしませんけれども、東京で手広く美術画廊をやっているプロが来たときに指導を受けました。そのときたまたま山口議員もそばで聞いていましたけれども、彼らの指導によると、全然今の状態はアウトです。長くは言いませんけれども、これは改める必要がある。私には、「平山、市長に言って、これは改めてもらいなさい」と言っていましたけれども、思っていましたけれども、病欠でいないものですから、3カ月も行政の空白を生んでしまったので、あえてここで皆さんに伝えておきますけれども。

一番強く私がその人に怒られたことは何か、ここに女性の議員もおりますけれども、あそこへばっと入っていったときに、女性の裸体の彫刻とか、そういうものが入っています。すると、これはだめだと。なぜかと、なるほどなど。ばっと入って行って、入るかなと思ったら、男の人はにやにやして喜んで入るかもしれないけれどもという言葉もありました。ただ、女性は嫌だということに即結びつくから、いきなりのところには展示しないでくださいと、そういうことです。

それから、二つ目には、仏像のことを言っていました。「これをずっと見たら、この仏像を見ると、さい銭上げて手を合わせて拝む人がいないか」と言ったっきゃ、係の人があると言っていた。もう一つは、「これ見たら帰っていく人いないか」と言ったっきゃ、「あら、これなしてあんだば、こったやつ見にきたのでね」と言って、関心を示さないで帰る人もあるそうです、やはり。したら、その人が言うには、「そうです」と。「日本は多宗教国家だから、それを嫌な人もあるので、これは展示の仕方を考えなさい」と、これが1点。

それからもう一つ、「高価なものだから、朝から晩までライトで照らすのやめた方がいいよ、色に変色してだめになるから」と、「それを手入れするといったら膨大な金がかかるから」と、こういう指導を受けましたので、お伝えをしておきます。

最後になりますけれども、財政部の方に一つだけ可能かどうか。金木さんと市浦さんと合併したので、森林関係の面積が物すごく多くなったわけですね、旧五所川原市に比

べて。これは、荒れ放題の山林が結構多いものですから、これを手入れすることによって自然環境の保護にもなるし、温暖化の目的も達成されますし、補助金もあるんですよ、ちゃんと県、国から。1町歩当たり例えば間伐やれば8万8,000円ちょっと来ます。だから、そういう補助制度もありますので、それにできたら農林業の活性化を目的とするのであれば、市で1町歩当たり1万円なり2万円なり上乗せしてやれば、今この時期に農林業の人たちは暇なもんですから、手入れすれば、10日ぐらいかかれば1人でやっても1町歩ぐらいやるんですよ。10万円でも何万円でも補助金が入ってくる制度があるのですから、少しお手伝いして窓口を開いた方がいいのではないかな、五所川原市民のために。経済の活性化の一環としてもぜひ大事なことだろうと、こう思っておりますので、最後にその1点だけお聞きして終わります。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（三橋俊一） 森林の保護に関する補助金というお話、御提言でございますけれども、まず詳しいことはちょっとはつきりわからないわけですが、その森林、山というのでしょうか、まず国有林に対しての補助ということはちょっとあり得ませんので、おっしゃっているのは民間の恐らく森林のことだろうと思っておりますけれども、これがどの程度の面積があるのか、それからこれに従事している方々がどの程度あるのか、ちょっと詳しいことはここでわかりかねますので、補助をすとかしないということはここでははつきり申し上げることはできませんが、新たな補助の制度を創出するということにつきましては担当課の方に調査させながら、どのような補助制度ができるのか考えていただきたいと、こう思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって平山則雄議員の質問を終了いたします。

昼食のため暫時休憩いたします。

午前 11時48分 休憩

午後 1時15分 再開

○副議長（田中賢一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

14番葛西ノリエ議員。

○14番（葛西ノリエ議員） 一登壇一

社会民主党を代表いたしまして一般質問をさせていただきます。

第1点目は、指定管理者制度の導入についてお尋ねします。2003年指定管理者制度が

創設されたことにより、自治体は条例に基づいて民間企業やNPOなどを指定し、体育施設、文化施設、公民館など公の施設の管理を代行させることができるようになりました。この制度のねらいは、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を目指すものであるとされていますが、具体的な内容についてはわからないところも多く、市民に指定管理者制度がどの程度理解されているのかと気がかりなところでもあります。施設の利用者でもあり、また管理運営の主体にもなり得る市民に十分な説明責任を果たさなければならないのは言うまでもありません。

そこで、制度導入に際して条件整備や市民合意を図っていくことがもっと必要ではなかったかと感じているところですが、この点についてはいかがお考えでしょうか。当市では、既に16年4月から立佞武多の館の管理運営は指定管理者に代行させています。このときは、公募せずに特定して指定したことなどもあって、議会の厳しい議論の末に1票差で議決されるという指定になりました。選定の過程が不透明なことや、説明責任の不十分さがあったように思っています。

質問の2点目になりますが、対象施設はどのくらいあって、指定管理者の指定を進めてこられた経緯について報告を求めます。

3点目は、民間の活用で住民サービスの向上、経費の節減につながると言われていることについて、当市の具体的な考え方をお伺いします。

4点目は、さまざまな不測の事態に対して、解決に向けて導いていくためのシステムやチェック機能はどのようになっていますか。

5点目として、各施設で働いてきた職員の雇用は今後どうなるのかお伺いします。

第2点目は、公共工事入札制度についてお尋ねします。先月の22日に予定されていた五一中の校舎新築工事の指名入札4件に、21日談合情報があったということで、入札が25日に延期されました。またかという思いで、情けなくなりました。何度となく繰り返されてきたことでもあります。議会でも市民から不満や疑問を持たれてきた入札のあり方について、改善を求めて数回一般質問でも取り上げられてきたことですが、なかなか改善の兆しが見えてこないのが現状であります。当市は、本気で改善に向けた取り組みが行われてきたのか、あるいは業者の資質に問題があるのか、幾つかの点についてお答えいただきたいと思えます。

質問の1点目は、談合防止対策についてです。これまでどのような対策が講じられてきたのでしょうか。今回も市管財課では業者から個別に事情を聞き、誓約書を取りつけており、談合はないと判断したと説明されていますが、誓約書にどれほどの拘束力があ

るのか、違反した場合のペナルティーはどのようになっているのかお伺いします。

2点目は、指名競争入札を見直し、一般競争入札の導入を図っていただきたいというものであります。今日まで聞こえてくる業者からの不満や議会で求められてきたことは、一部の業者ばかりでなく、広く多くの業者を入札に参加させてほしいという声が随分出ていました。当市は、こうした声を真剣に受けとめてこられたでしょうか。より公平性や透明性を目指していくためにも、一般競争入札の導入は進めていくべきだと考えます。

今回私が参考にさせていただいたところは、神奈川県横須賀市の場合です。横須賀市で実施している入札方式は、原則として電子入札システムによる条件つき一般競争入札です。経営事項審査の客観点を満たせば、何社でも入札に参加ができる方式だそうです。設計価格は、市のホームページで公表され、参加業者は入札に先立ち、インターネットで入札書を送付しています。透明性をさらに高めるために、予定価格は入札当日にくじ引き方式で決め、設計価格の98.00%から99.99%におさまるようにしていて、最低制限価格は予定価格に85%掛けた額になっています。職員が当日決まったばかりの予定価格をコンピューター端末に入力すると、自動処理され即座に落札業者名と落札価格が画面で表示され、開札開始から終了までわずか5分で済むそうです。導入前の落札率は95.7%だったが、導入後の2000年度は87.4%まで低下したそうですから、効果が期待されるものだと思います。ぜひ当市でも参考にさせていただくよう求めます。

以上で1回目の質問にさせていただきます。

○副議長（田中賢一） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

助役。

○市長職務代理者助役（雨森康夫） 葛西議員の御質問のうち指定管理者制度の導入経緯等についてお答えいたします。

既に御案内のとおり、平成15年の地方自治法の一部改正によりまして、公の施設運営に民間の技術、経験を生かすべく、指定管理者制度が新たに導入されたことによりまして、これまで委託管理していた公の施設は、平成18年度以降は指定管理者制度で管理を行うか、あるいは直営で行うかということになりました。法改正には3年間の経過措置が設けられておりますが、当市は昨年度市町村合併に取り組んでいたこともありまして、制度導入の本格的な取り組みは平成17年度に入ってからというふうになっております。その内容といたしましては、6月に全庁に向けた制度説明会を開催いたしまして、以降直営で行うべきか、指定管理者制度で行うべきかの精査、検討を行ってきており、その検討結果を踏まえまして、12月1日現在、対象施設273施設のうち28施設につきまして指定管理者制度で行うべく、今定例会に指定管理者の指定議案を提出いたしております。

制度導入にもっと時間をかけるべきという御指摘につきましては、先ほど述べましたとおり、制度移行の期限が迫っていること、また公の施設の効率的運営につきましては、行政に対し当然に課された責務であるということから、限られた時間内ではありましたが、重点的に審議し、施設運営に当たってはサービスの維持向上が最も重要なものと認識いたしまして、制度導入を進めてきております。

また、公募等につきましては、市の広報等にも掲載しているところでございますので、どうぞ御理解を賜りますようお願いいたします。

○副議長（田中賢一） 総務部長。

○総務部長（山田晴雄） 指定管理者制度導入による住民サービス向上についてお答えをいたします。

指定管理者制度の最大のメリットは、議員御質問のとおり住民サービスの向上であろうと存じます。これまでの管理委託とは違い、指定管理者が利用許可を直接できるようになったことにより、利用許可が迅速に行われるようになったほか、指定管理者に自主事業を認めることにより、行政では通常行え得ない施設運営により公の施設の魅力向上が図られるようになるものと考えております。さらに、利用料金制度を導入した施設にあっては、利用料金が指定管理者の収入となることから、利用促進に向けた自助努力が誘導される仕組みにもなっております。

次に、制度導入に伴い、現在働いている職員等の今後の雇用についての御質問でございますが、本定例会に指定管理者の候補者として議案を提出している施設のうち、兼職を除き実際に職員が配置されている施設は2施設であります。当該施設には、職員4名、非常勤職員4名が配置されております。このうち職員4名については、人事異動により人員が不足している部署等へ再配置いたします。また、非常勤職員については半年ごとの雇用契約となっておりますので、特段問題はないかと存じます。2施設以外の施設については、これまで管理委託により施設の管理運営を行っていた施設であり、民間に委託している以上、委託先に変更が生じることは想定内のことでありますので、雇用という観点では市としては特段の配慮はいたしておりません。

以上、お答えといたします。

○副議長（田中賢一） 財政部長。

○財政部長（三橋俊一） お答えを申し上げます。

最初に、談合防止対策ということでございますけれども、まず談合があるのだということ的前提に対策を講じているわけではございませんけれども、旧五所川原市におきましては予定価格の事前公表、それから現場説明の廃止、指名業者を入札後に公表するな

ど、公共工事の入札事務の取り扱いを見直ししてきたところでございます。また、違約金条項、それから損害賠償予定条項についても、談合の抑止について一定の効果があると考えられることから、五所川原市契約事務規則にこれらの規定を設けてございます。

それから、誓約書についての御質問ですが、誓約書につきましては議員おっしゃったとおり、談合情報があった場合指名業者全員から誓約書の提出を求めてございます。この誓約書の内容につきましては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行っていない旨を誓約するとともに、この写しを公正取引委員会に送付されても異議がないことを誓約するものでございます。

このため、ペナルティーということではございましたけれども、これに違反しているということは談合があったという事実になりますので、それが無いのだということを誓約してもらってございますので、これに誓約書が虚偽であったという場合は、既にその時点で市の権限というのでしょうか、それから外れまして捜査機関の方に処罰というのですか、ペナルティーが移っていくのではないかなと、こう思っております。ただ、市の方としましては、この誓約書が虚偽であった場合は当然指名停止とか、そのような措置がされるものと思っております。

それから、指名競争入札を見直して一般競争入札を導入してはどうかというお話でございますけれども、当市では御存じのとおり指名競争入札を採用しておりますが、これは市内業者の育成、保護、それから一般競争入札実施にかかわる事務の煩雑さ、また一般競争入札の場合どのような業者が入札に参加するかわからないため、その業者によっては工事等の完成度が低いなどのトラブルの発生が多くなる可能性がございます。ということから、二つの方式を総合的に検討した場合、指名競争入札が現在の五所川原市においては最善の方式であると、このように考えてございます。

以上でございます。

○副議長（田中賢一） 総務部長。

○総務部長（山田晴雄） 申しわけございません、答弁漏れがございましたので。

施設の管理瑕疵などによる賠償責任、それから災害発生時の施設の補修、運営補償などについては、今後締結する協定書の中で責任分担を明示していくこととなります。原則的には、市の施設であり、市が最終的な責任を負うものでありますが、指定管理者の瑕疵によって発生したものにあっては、指定管理者に求償する取り決めを結ぶことで、指定管理者についても責任を嫁し、善管注意義務を徹底させるものであります。

さらに、指定管理者の業務が不適切または継続困難と認める場合にあっては、指定を取り消すこともできる旨の協定を結ぶこととなりますので、施設運営の継続性について

も問題は生じないものと認識してございます。

以上でございます。

○副議長（田中賢一） 14番。

○14番（葛西ノリエ議員） 2回目の質問に入らせていただきます。

対象施設が273施設、そのうちの28が指定管理者を指定したというふうなことをお話しされましたが、この中で公募がどのくらいあったのか、それから任意指定がどうであったのか、その辺のこともお伺いしたいなと思っているのですけれども、その辺もうちよっと詳しく御説明いただければなというふうに思います。

それから、住民サービスの向上、経費の節減になるということなわけですけれども、なかなか言葉どおりうまくいくのかなというのが私の考えですが、これまでの施設の中で、赤字経営といいますか、赤字事業であった施設、そういったことに対して特段の何か手だてというか、その辺のお考えがあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

それから、この不測の事態、まだこれから入っていく新しい制度ですので、いろんな状況を考えていかなければ、かなり難しい面が出てくるのではないかというふうに思います。これから協定していくと思うわけですけれども、協定する中でいろいろ事前にモニタリングを徹底しながら、チェック機能を果たしていくと、そうしたことを十分話し合いながら決めていただきたいなというふうに思っています。

職員の雇用についてですけれども、4名については不足しているところへ再配置をしていくというようなことでした。市の職員はそうでしょうけれども、そこにいる臨時職員ですか、パートというのでしょうか、そういう職員の場合、これからも継続して雇用してもらえるのかです。そこのところが気になる場所なのですから、その辺についてはどのように考えているのか。例えば再就職の支援といったことなども必要ではないかと思っていますけれども、その辺についてはどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

さらに2点ほど質問させていただきます。導入によって収益性だけが重視されないよう、当市は公共としてどんな政策を実現したいのか、そのために施設をどう位置づけるのかを市民に明らかにする必要があったと思いますが、そのようなこともなく、今日まで来ていますから、これからでも市民の理解と協力を得るために各施設の現状、あり方についても公表していくべきではないでしょうか。この点についてはどのようにお考えか、述べていただきたいと思います。

さらに、住民サービスと密接にかかわる公共施設の管理運営先の選定には、透明性や公正さが求められていますが、非公募や行政内部の人間だけでの選定が多いというのが

現状のようです。そこで、当市の選定基準はどのように定めているのか。また、八戸市や青森市のように指定管理者の公募段階での公表も必要ではないかと考えますが、その辺はいかがお考えでしょうか。

それから、公共工事入札制度についてです。いつも疑問に思ってきたのは、談合がないということで誓約書を書かせてきているわけですが、そうしつつもまたそういう談合疑惑が出てくると、情報が入ってくると、そうしたことはどういうことなのかなと。全然拘束力がないのかなというふうにも思います。

そして、ペナルティーについてですけれども、損害賠償予約条項を契約書に盛り込むことや請負代金の10%を賠償金にするとか、さらには登録内容に虚偽が、変更がないか、特に事務所実態や技術員の雇用状況などについて、担当課職員が各事業所を訪問して調査を行う。そして、悪質なものは是正勧告に従わないものがあれば指名停止措置を講ずること、そうしたことをきちんと盛り込んでおくことも必要ではないのかなというふうに思いますけれども、この点についてはどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

一般競争入札の導入を図っていただきたいというのは、先ほども言いましたようにある一定の審査基準を満たしていれば、だれでも入札に参加できる、そうした体制がとられるべきではないかなというふうに思います。業者からも、そしてこの議場の中でも何度となくそのことが言われてきたことではないですか。そのことをどのように受けとめているのか。今の時点では、決して真剣に受けとめているとも思えないような状況ではないかというふうに思っています。

それで、先ほど電子入札システムの導入もお話しさせていただきましたが、なかなかこれは経費もかかるということで、もしこれが不可能であるならば、八戸市で行っているような郵便方式を導入した簡易型一般競争入札を行ってもいいのではないかなというふうに思います。市内の業者の育成、事務の煩雑さ、どのような業者が参加するかわからないと、一般競争入札の場合ですね、そのようなお考えを述べていましたけれども、疑惑が持たれている現在の指名競争入札、これがこのままでいいと思っているのでしょうか。私は、改善しなくてはならないことがやっぱり必要ではないのかなと。そのためには、間口を広げて多くの業者が参加できる、そうした制度に切りかえるべきだと思います。そういう時期ではないかというふうに思っていますが、そういうことも含めて、ぜひこの制度、一般競争入札を考えていただきたいなというふうに思います。

それから、落札価格が低下しても工事の質が保たれるよう、検査員をふやしたり評価項目をふやして工事に評点をつけ、優良業者には随意契約で工事を回すなど特典があったり、評点の低い業者は半年間指名停止にする、あるいは抜き打ち検査の実施など、検

査体制の強化を求めたいと思います。この点については、いかがお考えでしょうか。

それから、もう一点、ぜひ先進地を視察して当市に生かすよう望みますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

以上で2回目の質問とさせていただきます。

○副議長（田中賢一） 総務部長。

○総務部長（山田晴雄） お答えをいたします。

指定管理者制度対象施設数でございますが、先ほど助役からも申し上げましたけれども、総体で273、このうち28施設を指定管理者の議案に提出してございます。

中身の詳しい内容ということでございますので、実際に公募したものをお知らせしたいと思います。まず、1番目がし〜うらんど海遊館、それから金木自然休養村管理センター、それからふれあい牧場研修施設、それから牧野、牧場でございますが、五所川原、金木、市浦合わせて7件でございます。それから、太宰治記念館、津軽三味線会館、これは2施設一本でございます。それから、金木の観光物産館、それから五所川原職業能力開発校、以上が指定管理者の公募した施設名称でございます。

それから、本定例会に議案として提出してございます任意指定した施設、これが14施設ございますが、これは住民協議会が今まで管理運営してきましたコミュニティーセンターなどでございます。

それから次に、今までこれらの施設で臨時職員として働いてきた方たちの処遇と申しますか、職員の場合は先ほど申しましたように人事異動により……ただ臨時職員の場合は、先ほど申し上げましたように6カ月の期間で、本人に6カ月の雇用ということで説明をして、そういう体制をとっております。この指定管理者制度そのものは来年の4月1日でございますので、それまでに期間がございまして、実は私この間もその館長に、指定管理者となる方たちに再雇用できないかということではお話をするようにお願いをしております。

それから、指定管理者の候補者の選定基準についての質問と、またその後の市民に対する公表の関係でございますが、初めに選定方法でございますが、施設の特性等を十分に理解し、また候補者からの提言の可能性を判断できるという理由より、選定は各部において行うことといたしました。よって、当然に統一した選定基準も設けてはならず、各施設の特性に即し、施設ごとに選定を行っております。

なお、公募に対する申し込み団体の名称及び選定過程の公表までは予定しておりませんが、本定例会終了後議決を賜った指定管理者制度導入施設については、市広報に公募に対する応募件数、公募、任意指定の別、それから指定管理者の名称などを掲載し、市

民の皆様に公表することを予定してございます。市広報未掲載の事項についても、市の情報公開制度を御活用いただければ原則として公開することになると思われまので、こうした制度により、市行政の透明性は確保されるものと認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（田中賢一） 財政部長。

○財政部長（三橋俊一） お答えをいたします。

談合のことについてでございますが、まず最初にお断りさせていただきますが、談合の情報は以前にもこういうことがございました。ただ、私どもは捜査権限はございませんので、あくまでも関係者から事情を聞いて、これについてそういう疑わしきことがあるかないかということ判断せざるを得ないわけでございます。私どもはそういうことから、今回も以前についても談合のような、そういう疑われるようなことはなかったと、このように判断をいたしてございます。

それから、調査をしてはどうかというお話もございましたが、先ほど申し上げましたとおり、その会社へ行って私どもが会社の中を調査するというようなこともできませんので、それについても御理解を願いたいと思います。

指名競争入札を見直して、一般競争入札を導入してはどうかというお話でございますけれども、この二つの入札につきましてはそれぞれメリット、デメリットを含めまして、以前から一般競争入札の導入については検討を続けてきております。しかし、先ほど申し上げましたとおり、現在の五所川原市においては指名競争入札が現時点では最善の方式であろうと、このように考えており、早急に一般競争入札を導入する考えは今現在持っていないと、このように考えております。今後他市の状況や制度改正、それから市内業者の育成や保護、多方面からさらに検討を続けてまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、一般競争入札の導入につきましては、拙速のそしりを受けないように慎重に検討を続けてまいりたいと思っております。

それから、先進地を視察してはどうかという、こういうお話でございますので、先ほど横須賀市のお話もございましたけれども、どのような自治体が適当であるか担当課の方にちょっと調査をさせまして、もし機会があればそちらの方にも出向いていってみたいと、このように考えてございます。

○副議長（田中賢一） 14番。

○14番（葛西ノリエ議員） 3回目の質問に入らせていただきます。

選定基準についてですけれども、総務省通知のこの内容を見ますと4点ほど挙げられています。住民の平等利用が確保されること、事業計画書の内容が施設の効用を最大限

に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること、NPOの優先あるいは地域経済の発展などというようなことが盛り込まれております。やはりここに書かれているように、利益だけを優先するようなところは極力指定しないように、そしてNPOといった非営利組織、そうしたことを優先的に考えていく、そうした考え方が必要ではないのかなというふうに思っていますけれども、その点についてお考えを述べていただければというふうに思っています。

それから、先ほど各事業所を訪問して調査をしてほしいというようなことをお話しさせていただきましたけれども、調査をすることができないような、そういう御答弁でありました。しかし、横須賀市ではそうしたことをされているわけですよ。やっぱり何かにか、そういうことをするという条例なり考え方をきちんと市で行うことによって、そうしたこともできるんじゃないでしょうか。今現在やろうとすればできないわけで、これをやることを前提に考えて、いろんな条例なりを盛り込んでいくことがそのことで可能になっていくのではないのでしょうかと思うんですけれども、その辺についてお考えをもう一度述べていただければというふうに思います。

それから、指定管理者の制度についてですけれども、やはり地方にこの制度を適用させるということの無理もあるのではないかと。指定管理者になり得るような、そういう能力が育っている部分もありますけれども、まだまだ育っていないところもあるので、指定管理者になり得るような市民の人材育成にも、もっと力を入れていただきたいと思います。この点についてはいかがなものでしょうか。

それから、行政が現場から離れることで、数年もすれば実務課題を掌握することが難しくなる可能性がないのか心配な面があります。現場感覚を忘れない努力をしていただきたいと思いますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

それから、横須賀市では談合を徹底排除する入札制度はないのかと考え、談合を排除する方法は参加業者が限られない一般競争入札しかないということから、条件つき一般競争入札に踏み切ったということです。当市でも談合疑惑が生まれえないような入札制度、競争性確保と工事品質向上の両立という大きな目標に向けて、入札制度の改正を強く求めたいと思います。

以上で答弁を求めて終わります。

○副議長（田中賢一） 総務部長。

○総務部長（山田晴雄） お答えをいたします。

まず、指定管理者の候補者の関係で、今回公募した中に議案としても提出してござい

まず旧金木地区の太宰治記念館、斜陽館ですね、それから三味線会館、こちらの指定管理者の公募につきましては、特定非営利活動法人かなぎ元気倶楽部がその候補者となっております。ほかの先ほど公募の関係の各名称につきましては御報告いたしましたけれども、あとは今まで管理運営をお願いしている施設、それからもう一つ新しく入りしたのは、ふれあい牧場研修施設、こちらの方は旧五所川原の施設でございますが、共栄部落自治会、こういう形で候補者として今議案提案しているところでございます。議員おっしゃるとおり、やはり自治会とか特定非営利活動法人など、こういったものが候補者としては好ましいものであろうというふうには認識してございます。

それから、各施設に関しましては、あくまでもこれは市の所有物でございますので、指定管理者制度導入後、管理者が管理していくことになるわけでございますが、市といたしましてもその管理体制など厳しくチェックしながら今後対応してまいりたいと、このように考えておりますので、御理解のほどお願いをいたします。

○副議長（田中賢一） 財政部長。

○財政部長（三橋俊一） お答えをいたします。

まず、条例の制定によって調査できないかというお話がございましたが、条例の制定につきましては、条例は法律に違反して条例を制定することはできませんので、法のもとでその条例が適切であるかどうかなどを含めまして検討してまいりたいと思います。今後も公正な競争性の確保、それから発注に際しての情報管理の徹底、入札談合等の不正行為に対する厳正対処等、入札に関しては適切に進めますとともに、入札談合防止に関して必要があればその都度見直しをしてまいりたいと、このように思っております。

○副議長（田中賢一） 以上をもって葛西ノリエ議員の質問を終了いたします。

次に、20番三和孝治議員。

○20番（三和孝治議員） 一登壇一

20番、新風会の三和であります。新五所川原市が誕生してはや10カ月を迎えました。そして、ことしも残すところ少なくなってまいりました。合併からきょうまで振り返ってみて、市長選挙、衆議院選挙、6月及び9月定例会や各種会議、ねぶた運行を初め、多くの行事やイベントがあり、多忙な日々でありました。

午前中に平山議員からも御発言がございましたが、残念なことに東同僚議員が御逝去され、まことに残念に思っております。そしてまた、市長も現在入院中であります。市長を支持してきた一人として、一日も早く回復され、公務に復帰できますよう心からお祈りをいたしているところでございます。市長不在の間、助役におかれましては、市長職務代理者として、これまで以上に御活躍をされますことを御期待を申

し上げまして、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

最初に、行政連絡バスの運行についてであります。新生五所川原市民の交流や一体感を深めるために、本庁と金木総合支所及び市浦総合支所を結ぶ行政連絡バスが4月から運行され、多くの市民から喜ばれているところでございます。しかし、4月から11月までは1日2往復運行されていましたが、12月から3月までは冬期間ということから、1日1往復に変更されました。これまでどおり1日2往復にしてほしいと要望したようですが、一たん決めたことでもあり、変更することができないということから、多くの不満の声が聞かされております。今は昔と違い、雪も少なく、除排雪もよくなりました。現在では通勤、通学している時代であります。したがって、行政連絡バスも1日2往復にすべきと考えます。

また、市浦から五所川原までの乗車場所、いわゆる停留所ではありますが、ふやしてほしいという要望も多くあります。それはなぜか、例えば沖飯詰の人が行政連絡バスを利用する際に、本庁まで自転車かタクシーを利用しなければならないようであります。乗車場所をふやすことによって、それらの問題が解決されることとなりますので、ぜひ停留場所も実現してほしいというふうに考えているところであります。また、利用状況についても、今日までどのくらいの利用がございましたのかお尋ねをしたいと思います。

二つ目は、地域審議会についてであります。合併によって役場が遠くなり不便になるのではないかと、また中心部だけがよくなり周辺部は寂れないか、さらには住民の声が届きにくくならないか等の心配を解消するために、合併特例法は新市町村が地域間のバランスをとって事業を実施しているか審議することや、地域の意見を反映させるために地域審議会を置くことができることから、旧金木町と旧市浦村は地域審議会を設置したところでございます。

その任務や役割は、市長の諮問に対する審議、もう一つは地域の意見を述べるができることになっております。地域審議会の任務は、市長の諮問よりも地域の意見を反映させることが大きな役割であると私は思っております。成田市長は辞令交付の際に、行政サービスに地域格差が生まれ、住民が孤立感を抱くようではいけない、そのためにも委員の皆さんにも忌憚のない意見を期待しているということで辞令交付をいたしました。その市長の期待にこたえるために、市浦地域審議会や金木地域審議会ではどうその役割をとらえているのか、そしてまたどういう活動をしているのかについてお尋ねしたいと思います。

そして、今日まで開催状況についてはどのくらいであったのかについて御質問申し上げまして、壇上からの質問を終わります。

○副議長（田中賢一） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

助役。

○市長職務代理者助役（雨森康夫） 三和議員の御質問のうち、行政連絡バスの運行を2回にしてほしいということについてお答えしたいと思います。

設置の件については、三和議員の方からお話がありましたように、行政連絡バスにつきましては新生五所川原が誕生するに当たりまして市浦地区が飛び地になるなど、新市民の行政利便の向上を図る必要があることから、本庁、各総合支所間を結ぶことを目的といたしまして、17年4月1日から運行いたしております。

冬期運行時間等の変更につきましては、それまで2回だったものを1回にということでしたが、冬期運行に際しまして、地吹雪や路面の凍結、運行条件が悪化する中で、片道の所要時間がふえることや市民の安全な輸送が第一であることから、安全で円滑な運行を行うために、細心の注意を払って運転する職員の疲労等も夏期以上に厳しいものになるということを考慮いたしまして、冬期間1日1往復としたものでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○副議長（田中賢一） 財政部長。

○財政部長（三橋俊一） お答えを申し上げます。

御質問の行政連絡バスの駐車場のことでございますけれども、旧市町村の各役場庁舎が住民利便に配慮して定められまして、各地域の住民の皆様を受け入れられていたことや、両地域とも路線バスが運行され、公共交通が確保されている地域であり、本庁や各総合支所への用事以外の目的については交通手段が確保されている、ということから、行政連絡バスの目的を踏まえまして、本庁、それから各総合支所を駐車場とすることが適当であると、このように判断したものでございます。このようなことから、駐車場の拡大につきましては路線バスとの競合関係が生じるなど、行政が行う住民輸送バスの目的を逸脱するおそれがあるため、相当に厳しいものがあると、このように考えてございます。

それから、行政連絡バスの利用状況でございますけれども、4月から11月までの8カ月間でございますが、1日2往復、4便の運行をいたしましたところ、本庁からの乗車は1,019人、それから降車は1,246人、金木総合支所からの乗車は630人、降車は454人、それから市浦総合支所からの乗車は417人、降車は362人、加えて市浦総合支所から支障のない範囲内において、し〜うらんど海遊館への便宜を図っている分の乗車が566人、降車が570人となっており、合計で乗車、降車とも2,632人でございます。1日当たりの利用者数は18.28人、1便当たりの人数は平均で4.57人という利用状況となっております。

ます。

以上でございます。

○副議長（田中賢一） 市浦総合支所長。

○市浦総合支所長（成田義正） 三和議員の質問にお答えします。

質問の趣旨は、地域審議会の任務あるいは開催状況ということではありますが、地域審議会については第3回五所川原地域合併協議会において、合併前の金木町、市浦村の区域ごとに地域審議会を設置する協定項目が確認され、平成16年10月19日にそれぞれ3市町村が臨時議会を開催し、合併に伴う一連の議案のほか、五所川原市、北津軽郡金木町及び同郡市浦村の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書が議決済みであります。このことは御存じのとおりであります。

地域審議会の任務及び審議事項は、設置区域ごとに市長の諮問に応じて、当該区域において市建設計画の変更に関する事項、市建設計画の執行状況に関する事項などを審議し、答申することになっております。また、審議会は必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べるができることになっております。会議は会長が招集するほか、委員の4分の1以上の方から会議の開催の要求があるときは、会議を招集することになっております。

次に、開催状況ではありますが、新市になりことし6月1日には旧金木町及び旧市浦村の地域審議委員それぞれ15名の方々に委嘱状の交付のほか組織会を開催し、会長、副会長の互選及び今後の進め方等について会議が持たれました。今後の会議の開催については、新市建設計画の変更に関する事項、新市建設計画の執行状況に関する事項などを市長の諮問に応じて会議を開催していくことになるかと考えております。

以上であります。

○副議長（田中賢一） 20番。

○20番（三和孝治議員） 行政バスの関係なのですが、私の今の質問に対して、冬期間は路線が滑りますから1回にしたとか、あるいは既定の路線バスが通っているから1回にしているのだということで、ぜひ御理解をしていただきたいというふうな御答弁であったと思いますけれども、私はそれだけではなくて、もう一度検討してみる必要があるのではないか、こう思います。例えば参考までであります、隣の中里町と小泊村が合併をして中泊町が誕生しました。中泊では、地域交流バスということで夏期、冬期間問わず1日2回ほど、2便、2往復なんです、運行しております。停留場所って調べてみましたら、ずっと前から市浦の皆さんが小泊から中里まで三十数カ所とまっているんですよ、まさかと思ったのです。でも、調べてみたら39カ所とまっているんです、停留所

があるんです。それに比べて、私たちの方は市浦の総合支所から金木の総合支所、本庁と、この3カ所なわけですから、余りにも利用したくても利用できないんですよ。そういう点で、この利用状況も少し落ち込んでいるのではないかなと、こう思っています。

先ほど演壇でもお話ししましたように、沖飯詰の方がかなり利用されているんだそうです。本庁まで自転車あるいはタクシーを利用しているんだそうです。そうすると、金がかかりますから、どうしても利用しなくなるんですよ。そういう問題を解消するためには、例えば尻無とか沖飯詰だとか、嘉瀬とか金木とか川倉とか、何カ所か停留場所を設けてもらえれば、さらに利用状況がふえるのではないかなと、こう思っているところがあります。したがって、先ほどトータルで2,632名なのですが、月別にどういう状況になっているのかについても、もう一度お尋ねしたいと思います。

それから、審議会の関係なのですが、今総合支所長から御答弁いただきましたけれども、当初何回この審議会を開催する予定で、先ほどの答弁では金木も市浦も辞令交付の際に組織会を開いたと、以来開いていないような状況だと思うのです。なぜ開かれなかったのか、あるいはまた審議会の皆さんから、あるいはまた市長から全く諮問がなかったのか、この辺についてももう一度お尋ねしたいと思います。

それで、先ほどの答弁では、市長から諮問があればこれから開く予定だということでもありますけれども、そうすると市長から諮問がなければ今年度は開かないことになるのでしょうか。その辺もう一度お尋ねしたいと思います。

○副議長（田中賢一） 財政部長。

○財政部長（三橋俊一） それでは、連絡バスのことについてお答えを申し上げます。

まず、便数をもとに戻せないかというお話でございますけれども、やはり私は行政連絡バスの運行に関しましては、事故というのが一番心配でございます。まず、運転する職員は細心の注意を払って運転しているわけでございますけれども、路線バスの運転手の方々とは違いまして、経験も浅いということから、冬期間は住民の方々には御不便でございましょうけれども、往復2便に減便していることを御理解願いたいと思います。

それから、行政連絡バスの停車場所をふやせないかと、こういうことのお話が再度ございましたけれども、中泊町の例をお話しになられましたけれども、余りにも通常の路線バスと同じような形態で運行させるということは、まず先ほども申し上げましたけれども、行政連絡バスの目的からちょっと外れるのではないかなと、私はこう思っております。非常に経営の苦しい路線バスでございますので、行政バスが無料でお客様を運ぶということは、やはり通常の公共交通機関との兼ね合いからも私は余り好ましくないことだろうと、このように考えてございます。

それから、月ごとの乗車数でございます。4月から順を追って読み上げさせていただきます。4月が262名、5月が198名、6月が313名、7月が143名、8月が275名、9月が441名、10月が509名、11月が491名と、9月から伸びていることは事実でございます。

以上でございます。

○副議長（田中賢一） 市浦総合支所長。

○市浦総合支所長（成田義正） 質問にお答えいたします。

当初の開催状況、いわば開催計画はどのぐらいでしたかということでしたので、このことにつきましてはやはり市長からの諮問、先ほど説明したとおり計画の変更に関する事項については樹立されたばかりであるということと、そしてまたいろんな角度から、観点から考えて、現在で変更する事項というのは出ておりませんので、これに対する諮問はまずないと。ただ、もう一点の計画の執行状況に関する事項、このことについては今後1年間が間もなく経過するわけですので、この執行状況についてはやはり年に1度程度、きっちりとその状況を審議委員とともに確認をして計画書に沿った形で執行していくというのが適切だろうということで、当初の計画ではそういったことで諮問関係でやはり執行状況を確認、こういったことでまず1回、それともう一つは、先ほど話ししましたとおり審議委員の4分の1の方がこの事項についてどうしても審議をして市長に意見を述べたいということが生じれば、そういうことも考えられますので、この辺を考慮してもう一回、年2回から3回、そういった程度で我々としては開催状況を考えていると。

いずれにしましても、三和議員がおっしゃりましたとおりに、地域の声を反映させる、いわばそれは意見を述べるということになると思いますが、もう一点では諮問に関する答申をするということでもあります。いずれにしましても、その背景には行政サービス、あるいは政策の展開の中で地域の格差が生じてはいけないということの基本としていますから、その辺に沿った形で今後会議が開催されていくということで御理解をいただきたいと思っております。

○副議長（田中賢一） 20番。

○20番（三和孝治議員） 今で3回目になりますから、この次は立てないものですから、再度要求してまいりたいと思っておりますけれども、どうしても連絡バス、冬期間3月まで運行できないということにこだわるのであれば、もしできましたら今年度だけでも、来年はまた来年で検討しなければならない課題でありますもので、3月にもなるともうほとんど雪ございません。ですから、2月までは一たん決めたことでしょうかからやむを得ないにしても、3月からは2往復にできないか、この辺もう一度御検討願いたいというふ

うに思いますし、今月別の状況を聞きましたら、9月、10月、11月は大体約1,500人ぐらい利用しているわけですから、これはだんだん、だんだん浸透させると、また多くなる可能性も十分あります。

と同時に、有料のバスでないから、あくまでも行政連絡バスだから、停留所を多くすることができないと言っていますけれども、やっぱり利便性を考えたときには、中泊みたいに39カ所、これはちょっと考えなければならぬわけでありましてけれども、例えば沖飯詰とか、嘉瀬とか川倉とか、こういう地区地区のところには検討していただいた方がいいなと思いますから、ぜひこれからのために検討してほしいなと、こう思います。

それから、総合支所長、これは私から言わせれば、逃げの答弁になってしまっているのではないかなと。市長から諮問がないから開けなかったとか、あるいは審議委員の皆さんの4分の1の要望があれば開催することができるというようなことになっているわけですが、そうすれば審議委員の皆さん15名ですから四、五名ぐらい、この方から、全く一人からも、だれからも話がなかったのでしょうか。

それから、来年度のために今度開くということなのですが、確実に開くことができるのか、その辺決意も含めて、金木も市浦ももう一度、ぜひ答弁していただきたいと思います。

○副議長（田中賢一） 財政部長。

○財政部長（三橋俊一） お答えを申し上げます。

三和議員御提言の3月から夏期ダイヤに戻せないかという御質問でございますけれども、確かに3月になりますと冬型の天候はもちろん緩んでまいりますし、暖かくもなっておりますけれども、一気に路面の状態が改善されると、こういうわけではございません。ただ、降雪や積雪の状況も地域によっては差がございますので、それらも含めまして、また停留所、駐車場の拡大、これにつきましても関係する部署でいま一度協議してみたいと、こう思っておりますので、御理解を願います。

○副議長（田中賢一） 金木総合支所長。

○金木総合支所長（福井定治） ただいま市浦総合支所長が申されたとおりなのでございますけれども、あくまでも審議会というのは新市建設計画の変更に関する事項、それから市建設計画の執行状況に関する事項ということで、大きく二つに分かれるわけでございます。そのほか委員の4分の1以上の方から開催の要請があった場合ということで規定されてございます。幸い金木町の審議委員の中には、当時合併協議会の委員の方、審議会15人のうち4名入っております。要するに4名というのは4分の1以上ということになりますけれども、この方からは現在のところ委員会を開催してもらいたいという

要請は来てございません。

ただし、最後の御質問のとおり、これからの決意ということになりますけれども、新市建設計画の執行状況に関する事項と、これまだ残ってございますので、年内にこれらを含めてもう一度開催したいなというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

○副議長（田中賢一） 以上をもって三和孝治議員の質問を終了いたします。

次に、35番川口隆議員。

○35番（川口 隆議員） 一登壇一

質問の前に、成田市長の早い回復と、一日も早く公務に復帰されますようお祈り申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。1番目に、景気対策についてお伺いいたします。国では景気回復背景に5年度見込みで税収が3兆円ほど増額になると、新聞等で報道されました。中央では景気が回復してきているようですが、我が五所川原市は景気が回復しているとは思われないのは私だけでしょうか。それは、基幹産業である農業の低迷が一番影響しているのではないのでしょうか。農業は輸入自由化に押されて、今後ますます厳しくなってくると思われま。

聞くところによれば、来年農協も合併すると言われていますが、ここがチャンスだと思います。隣のつがる市はメロンの一大産地にしようとしています。五所川原市も農協と一致協力して特産物をつくらなければならないと思います。いろいろあると思いますが、米、津軽北部農協ではトマトが産地指定されていますし、市浦牛など、何か一つ特産物ができれば、いろんなものがそれに続くと思います。そして、それを観光に結びつけてお客様に味わってもらえば、景気対策につながってくるのではないのでしょうか。私の意見も少し述べましたが、市の雇用状況と市としてのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、市営住宅についてお伺いいたします。私のお聞きしたいのは、建てかえ住宅についてであります。金木地区では駅裏住宅が最も古く、もう既に耐用年数も切れており、平成16年度から建てかえが始まる予定でしたが、1年ほどおくれて17年度は道路、上下水道が整備されました。当初は、年20戸ずつ建てられる予定でしたが、今後の見通しについてお聞かせください。

次に、観光対策についてお伺いいたします。新五所川原市誕生により立佞武多の館、斜陽館、三味線会館、十三湊とすばらしい観光ルートができました。斜陽館には年10万人余りの観光客が来ているところではありますが、ほとんどが他の市町村に泊まっておる

のであります。せっかくの観光ルートも素通りだけでは本物とは言えません。泊まってこそ地元が潤い、活性化に結びつくものと思います。

そこで、金木町へのホテル建設については、前回の議会においても秋元議員が質問されたところでありますが、市長は委員会をつくって前向きに進めるということでしたが、その後の状況と見通しについてお聞かせ願いたいと思います。

次に、道路行政についてお伺いいたします。屏風山内真部線についてであります、金木から県庁まで40分ほどで行けるということで、夏は通行量も大変多くなっております。平成13年8月24日から30日までの1週間、金木独自で交通量を調査した結果、1日当たり830台から1,016台と利用する車が多くなっています。

話はちょっと変わりますが、四、五年前になります、島根県の金城町というところに研修に行っていました。これは金に城と書きますけれども、同じカナギということで行っていました。人口は5,200人と小さな町ですが、大きな体育館、宿泊施設、広島まで車で70分で行けるということで道路が整備され、温泉つきの宅地分譲が開始され人口増を図っているとのことでした。ちなみに、価格は広島市の半分ということです。一例を申し上げましたが、屏風山内真部線も通年通行が実現すれば、人口がふえ、市の活性化に大きく貢献するものと思います。前に調査費がついておりますが、その後どのようなになっているのか、また今後の見通しについてお聞かせください。

以上、壇上から終わりますが、誠意ある御答弁をお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

○副議長（田中賢一） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

助役。

○市長職務代理者助役（雨森康夫） 川口議員御質問のうち、観光対策についてお答えしたいと思います。

金木地区へのホテル建設につきましては、先回の定例会におきまして市長の方からその必要性を十分認識し、検討委員会を立ち上げてまいりたいというふうに答弁申し上げたところでございます。これを受けまして、関係部局の方で検討してございまして、検討委員会の立ち上げについて早急に進めてまいりたいというふうに思っております。

○副議長（田中賢一） 経済部長。

○経済部長（蒔田弘次） 川口議員にお答えいたします。

当市の雇用状況と市の考えという御質問でございますが、議員御案内のとおり我が国の経済は回復基調にあると言われておりますが、依然として景気の回復の実感ができない状況でございます。青森県においても同様に厳しい状況が続き、特に我が五所川原地

域の有効求人倍率は0.30となっており、全国最下位であります。青森県内においても最も低い数値となっており、非常に厳しい雇用の情勢が続いております。

これらの状況のもと、地域の雇用創造を図るためには、地域による自主的かつ創意工夫に富んだ取り組みをしていく必要があることから、市といたしましては9月1日に厚生労働省より地域雇用創造調査研究事業の採択を受けまして、この調査研究とともに平成18年度には地域提案型雇用創造促進事業採択へとつなげていき、立佞武多を核とした観光関連産業振興等により雇用の拡大を図ってまいりたいと考えております。

また次に、当市の農産物を観光等に結びつけての景気対策についての御意見ということでございますが、議員御承知のとおり農業を取り巻く情勢は価格の低迷、あるいは担い手不足などにより多くの課題を抱え、極めて厳しい状況にあります。このような中で、当市の農業を安定的に発展させていくためには、議員御提言のとおり地域に適した特色ある作物の振興による産地形成を図ることが必要と考えております。

市といたしましては、需要の高い小麦、大豆などの生産拡大と、収益性の高い野菜、花卉などの施設園芸の取り組みを奨励するとともに、五所川原地域のツクネイモ、あるいは市浦地域のアスパラガス等の産地指定に向けて取り組みを強化してまいりたいと考えてございます。

議員御提言のとおり、農業所得の向上は、ひいては地域の経済の活性化に結びつくものと思われますので、どうぞ今後とも川口議員におかれましても御指導を賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（田中賢一） 建設部長。

○建設部長（笹森英志） お答えいたします。

金木駅裏団地市営住宅建設事業であります。平成16年度からの繰り越し事業としまして、建設用地基盤整備事業を先般終了したところでございます。来年度からは、市営住宅の建設に着手することにしてございます。ただ、国の補助金等の関係もありますが、当初予定どおり建設してまいりたいというふうにして努力してまいりたいと考えてございます。

次に、屏風山内真部線の通年通行についてでございます。旧金木町では、重点課題の一つとして要望活動を行ってきたと聞いております。津軽半島地域の当市を中心とする日本海側と陸奥湾側の青森市との地域間交流を推進するためには、本路線の整備、そして早期に冬期間通行を確保する必要があるものと認識をいたしております。

さて、本路線の整備促進につきましては、ことし7月、県への重点事業要望においても要望してございます。また、10月には主要地方道屏風山内真部線完成促進期成同盟会

で、五所川原県土整備事務所及び青森県土事務所へ要望を行ったところでございます。これまで県当局の御配慮によりまして着々と整備がされておりますが、残る未整備区間の早期整備を望む地域の声には切実なものがございます。また、旧金木町の要望活動等により、県では平成15年度に議員先ほど言われました冬期交通確保可能調査費でござい
ますが、調査を実施しており、その報告書では通年通行に向けての問題点として、大規模な道路改良及び峠部に雪崩予防対策施設が必要になること等から、現時点では安全で安心な通年通行は極めて困難であり、今後は春先の降雪、融雪状況や交通需要の動向等を勘案しながら、冬期閉鎖期間の短縮に努めるというふうな回答を得ておりますが、当市といたしましては今後も通年通行が可能となるよう、関係機関に強く要望してまいりたいというように考えてございます。

以上でございます。

○副議長（田中賢一） 35番。

○35番（川口 隆議員） 景気対策ですけれども、やはり昔からこの辺は農業を相手にして、商売あるいはその他のものが発展してきたと思います。どうか今部長がおっしゃられましたように、ぜひ産地指定あるいは特産物の開発に努力してもらいたいと、こう思います。

市営住宅については、予定どおり行おうということで、よろしく願い申し上げます。

観光対策についても、助役がこれから前向きに進めていくということで、ぜひよろしく願いしたいと、こう思います。

道路行政については、屏風山内真部線、なかなか難しいようでありますけれども、これからもひとつ強力に要望しながら、ぜひ通年通行ができますように努力してもらいたいと。

答弁がよかったので、私はこれで終わります。

○副議長（田中賢一） 以上をもって川口隆議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○副議長（田中賢一） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時43分 散会

平成17年五所川原市議会第6回定例会会議録(第3号)

議事日程

平成17年12月13日(火)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

出席議員(48名)

1番 原 田 寛 議員	2番 加 藤 磐 議員
3番 阿 部 春 市 議員	4番 齊 藤 一 郎 議員
5番 松 野 武 司 議員	6番 桑 田 茂 議員
7番 木 村 博 議員	8番 外 崎 茂 議員
9番 伊 藤 永 慈 議員	10番 田 中 昇 議員
11番 寺 田 達 也 議員	12番 稲 葉 好 彦 議員
13番 櫛 引 二キ子 議員	14番 葛 西 ノリ正 議員
16番 三 和 均 議員	17番 工 藤 誠一郎 議員
18番 寺 田 武 造 議員	19番 野 呂 國四郎 議員
20番 三 和 孝 治 議員	21番 古 川 幸 治 議員
22番 秋 元 洋 子 議員	23番 高 杉 利 彦 議員
24番 山 口 孝 夫 議員	25番 笠 井 幸 市 議員
26番 磯 辺 勇 司 議員	27番 伊丸岡 勇 議員
28番 平 山 秀 直 議員	29番 笹 山 精 喜 議員
30番 相 澤 治 議員	31番 平 山 則 雄 議員
32番 島 津 典 明 議員	33番 中 畑 藤 雄 議員
34番 田 中 賢 一 議員	35番 川 口 隆 議員
36番 中 谷 秀 八 議員	37番 福 士 寛 美 議員
38番 川 浪 茂 浩 議員	39番 木 村 清 一 議員
40番 工 藤 善 司 議員	41番 葛 西 収 三 議員
42番 工 藤 武 則 議員	43番 吉 岡 浩 議員
44番 葛 西 敬太郎 議員	45番 成 田 長 代 議員

46番 濱田春士議員
48番 長谷川清勝議員

47番 三湊春樹議員
50番 前田清勝議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（27名）

市長職務代理者	雨 森 康 夫
助 役	
収 入 役	鳴 海 義 男
総 務 部 長	山 田 晴 雄
財 政 部 長	三 橋 俊 一
民 生 部 長	木 村 一 善
福 祉 部 長	宮 崎 堅 治
経 済 部 長	蒔 田 弘 次
建 設 部 長	笹 森 英 志
金木総合支所長	福 井 定 治
市浦総合支所長	成 田 義 正
西北中央病院	
事 務 局 長	原 慶 之
水道事業所長	須 郷 純 彦
教育委員長	阿 部 育 也
教 育 長	高 松 隆 三
教 育 部 長	葛 西 皓
選挙管理委員会	
委 員 長	平 野 光 雄
選挙管理委員会	
事 務 局 長	木 村 隆 一
農業委員会会長	秋 田 嘉 徳
農 業 委 員 会	
事 務 局 長	鈴 木 正 徳
総 務 課 長	三 上 裕 行
財 政 課 長	工 藤 勝
企 画 課 長	横 山 敏 美

市 民 課 長	野 宮 建 司
家 庭 福 祉 課 長	三 和 省 勝
農 政 課 長	島 谷 淳
土 木 課 長	白 戸 幸 一
会 計 課 長	関 秀 三

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 満 直
次 長	前 田 晃
議 事 係 長	櫛 引 和 雄

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員45名、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により会議を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（齊藤一郎） 日程第1、一般質問を許可します。

なお、会議規則第63条の規定により、質問は再質問を含め3回までとなっております。

また、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。

それでは、40番工藤善司議員。

○40番（工藤善司議員） 一登壇一

それじゃ、一般質問に入らせていただきます。

一昔前までは、廃棄物はどのように処理されていたかと振り返ってみると、それぞれが自分たちで処理していたのではないのでしょうか。例えば稲わらを堆肥にしたり、ふん尿を直接肥料にしたり、リンゴの枝はまきにしたりするなど、個人個人がありのままのように処理して利用してきました。最近では、下水道の汚泥は山に、野里のことですが、廃棄し、ふん尿は汚泥をどこかに運んで処分していることになっております。廃棄物は国、県、自治体が大変な設備投資して処理しており、社会の発展、生活態様の変化の中で今日のような処理の仕方になったものです。この処理が進む中で、以前に比べて再利用が行われてきております。

以上のことから考えてみると、短絡的ではあるが、廃棄物と我々は今でも、これからも共生、ともに生きていかなければならないのではないのでしょうか。現在でもアルミ缶等の一般ごみが選別されて再利用され、一部ではし尿を加工して肥料に利用しているところもあり、廃棄物利用は着実に進んでいるものではないかと思っております。これからもやりようによっては再利用可能だと思っております。今では、再利用となると簡単、単純な処理から化学の利用など、あえて言えば生物工学に利用することによって、再利用が高度な製品が得られると思われまます。このように、再利用することによって環境破壊が進む中での貢献が少なからずできると私は思っております。ふん尿の処理場では、汚泥の処理に年間6,500万円ぐらい経費がかかるそうです。これを再利用できれば経費節約になり、これにこしたことはありません。そこで、行政としても市民と協力して大

いに推進の必要があると思っております。

そこで、質問いたしますが、廃棄物再利用についてどのような構想を持って作業を進めておられるのかお知らせ願いたいと思っております。廃棄物処理は、再利用により不安定そのものであり、経済効率から見ても不十分です。しかし、今後進めていく上で基礎、土台をつくるためにも、準備といいますか、作業を進める必要があると思っております。いずれにしても市民の廃棄物に対する意識的な協力と行政の積極的な働きによって、前進、成功することができるものであり、今以上に力を発揮していかなければならないと思っております。廃棄物処理が現状にとどまることは、再処理にこたえることはできないと思っております。

以上です。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

助役。

○市長職務代理者助役（雨森康夫） ただいま工藤議員の方から廃棄物の再利用に係る市としての構想ということでございますが、私の方から廃棄物処理の、リサイクルの現状と、それから今後の推進という形で答弁させていただきたいと思えます。

質問の中で例に挙げておりましたし尿及び下水道汚泥につきましては、現在西北五環境整備組合が管理するし尿処理センター並びに市が管理する浄化センターで発生しているものでございます。これらにつきましては、いずれも外部委託による堆肥化あるいは焼却後の灰かられんがへの再利用が既に図られているところでございますが、工藤議員御提言の循環型社会を目指すということから、今後の技術革新も念頭に、どういう処分方法が最も適するのか、さらに検討を加えていく必要があるものと考えております。

○議長（齊藤一郎） 民生部長。

○民生部長（木村一善） 工藤議員にし尿の現状についてお答えいたします。

し尿につきましては、先ほど御質問にありましたとおり、現在西北五環境整備組合においてし尿の処理をしております。年間でおよそ5,700キロリットル一応搬入いたしまして、その脱水汚泥として年間3,300トンほど排出しております。この処理につきましては、議員御質問のとおり、1,500トンにつきましては年間およそ6,600万ほどで民間業者に委託しております。その焼却後につきましては、その業者はれんがとしてまた再利用しております。残りの部分につきましては、現在社団法人屏風山野菜振興会へ年間900万円ほどで委託し、肥料の原材料としてまた再利用しております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 40番。

○40番（工藤善司議員） 現状を説明して、これこれこうだと、それはよくわかるんです。

これから一步でも進めようかという、そこを質問したんですが、あんまりいい回答得られなくて残念だと思っています。これは、東奥日報ですか、県のまとめたの、二、三日前の新聞に出ました。1日県の平均だと、1人1,500ぐらいかな、グラムです。1日1人当たり。それで、県ではこれからもなるべくそういうのを少なくしていきたいと、再利用の方へ力を入れていきたいというふうな方向の東奥日報の新聞報道なんですけども。だから、五所川原でも現状にとどまっているのではなくして、例えば簡単にわかりやすく言えば、1,000グラム出たのをもっと800ぐらいにするとか、これは私は余り余り複雑な頭じゃないんですから、そういう前進面を、今のお話聞けばないんだべな。非常に残念だと、そういう結論を下していいんだかどうか私はわかりませんが、そういうことなんです。

もう一つは、この間も大変議会というか、議員同士で問題になった、バイオの問題で大変議論になったそうでございますけれども、それ何か申請をしたらしいんですが、これ経過どうなっているか、後で答えてほしいと思います。

それで、前に話戻りますけども、これは利用するというんならいっぱいあるのです。稲わらでこれ、リンゴでござれ、牛のうんこから、これは言っても切りはないのですけれども、これは生物的なそういう問題にしる、あるいは簡単に言えば鉄くずあたりも出てくるわけですが、そういうのをこのところでできないところもあるし、県でやらなければいけないという問題もあって、そういうところの五所川原市がやるという仕事と、こういうのをきちんと計画を出していった方がわかりやすく市民の協力も得られるんじゃないかなと思いますけども、そういう点を中心に御答弁願ひ……。そういうことをやろうとしているのかどうか、大綱では余りいい文書出なかったんじゃないかと思っておりますが、その辺どうなんですか。

もう一つ、さっき言ったバイオの申請したあの経過も報告してほしいと思います。

○議長（齊藤一郎） 民生部長。

○民生部長（木村一善） ただいまし尿汚泥の処理の考え方、確かに議員お話しになったとおり、全国的なものですけども、確かにこのし尿汚泥につきまして、再利用の道についていろいろ検討がなされております。確かにし尿は、議員先ほど御質問のとおり、農業にとって貴重な肥料でありまして、今では汚泥として排出し、ほとんど焼却処分しております。今後いろんな技術の革新等で、そういう再利用につきましては検討していかねばならないと思いますが、例えばそういうし尿を堆肥化する、生ごみを先ほど堆肥化する場合は、いろいろとまたコンポストセンター、例えば先ほどバイオのお話もあ

りましたが、そういう施設等の検討もしていかなきゃならないし、今後のそういう技術革新等も見合わせながら検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（齊藤一郎） 助役。

○市長職務代理者助役（雨森康夫） 先般議員の皆様にご説明を申し上げました、地域ウエットバイオマス資源による熱分解ガス化コージェネレーション事業に係る選考結果、いわゆるNEDOの関係でございますが、市浦地区のですね。この選考結果が12日付で通知がございました。10月17日付で申請、提案したわけでございますが、残念ながら12日付で不採択との通知がございました。その理由といたしましては、審査会におきまして重要検討項目である収集運搬に関する具体的提案が不十分であると、そういう判断がされたとのことでございます。

○議長（齊藤一郎） 40番。

○40番（工藤善司議員） この問題については、ぜひひとつ前向きで、前へ進めるように、これは大変だと思うけども、簡単にはいかななくて紆余曲折は覚悟の上でぜひ進めていかないと、ほかのところにおくれるんでないかなと思います。また、我々自体もそういうごみの問題では本気で考えていかなければならないと思います。考え方として、大きく言えば環境どうのこうのってあるんですけども、それまで大きいことを言わなくても、ぜひ五所川原市内でやれるものは、これはやっぱりやれるような、そういう考え方をぜひ進めて、でき得れば一步一步前進させていったらいいんじゃないかと思っています。

市浦のバイオの問題ですけども、随分また早く来たものだな。これ何かこちらで文書を出して、おらほさよこしてけるじゃと、そういう工作みたいなのをやったものですか、どうなんだか、そこだけひとつ聞いて終わります。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（三橋俊一） お答えを申し上げます。

今回のNEDOの問題につきましては、こちらからのこういう事業をやりたいという提案でございますので、三十数団体からの提案があったそうでございますけども、その中で選ぶのは向こう、NEDOの方でございますので、こちらから特別何とかうちの方を選んでくださいとか、そういうようなことはございませんでした。ただ、書類のやりとりの中で不備な点は補完はしたつもりでございましたけども、先ほど助役から申し上げましたとおり、残念な結果になったということは、この場をおかりしておわび申し上げたいと、こう思います。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって工藤善司議員の質問を終了いたします。

次に、5番松野武司議員。

○5番（松野武司議員） 一登壇一

皆さんおはようございます。新市民クラブ、松野武司であります。平成17年第6回定例会に当たり、通告の一般質問をさせていただきます。

第一中学校の建設問題ですが、今耐震強度偽装問題が全国的に話題となっております。鉄筋コンクリートづくりの建物の鉄筋の構造計算の偽装が発覚し、毎日のようにテレビ、ニュースや新聞等で報じられております。衆議院では、国土交通委員会で関係者が参考人として事情聴取を受けております。事の重大さを皆さんも受けとめているのではないかと感じております。今や多くの国民は、地震による建築物への不信や不安を抱えていることと思います。当市は、高層な建物は少ないですが、当市に建設されている建物は大丈夫なのか、5階建て以上の建築物は確認の必要性があるのではないかと感じます。

8月16日に発生した宮城県沖を震源とする地震により、仙台市泉区松森のスポパーク松森の室内プールの天井が落下する事故が発生しました。この施設の設計者は、当市の立佞武多の館の設計を担当した設計事務所のようなのです。この事故は、天災か人災かとの議論もあったように報じられていました。このように、市民の身近にいろんな建物が存在するわけです。今当市においても建設業界には設計、施工には関係法律を重視した安全な建物の建設が求められているのです。

そこで、今回の第一中学校の建設にかかわる談合疑惑問題、入札問題は旧五所川原市議会のときも何度も取り上げ、指摘したにもかかわらず、一向に改善されていないようです。第1点目の談合疑惑問題ですが、きのう葛西ノリエ議員の質問に答弁されましたが、疑惑の対応、対策についてですが、指名業者から事情聴取して談合がなかったということで誓約書を交わしたと答弁されましたけれども、今回の談合情報で4工区のうち2工区が的中しておりますが、これがなぜ的中したのか。この入札には16社が指名されており、各工区ごとに5社指名されております。その中で、例えば1工区でどこの会社がとる、2工区でどこがとるということを的中させるということは至難のわざです。こういうことを考えれば、疑惑を通報した方は、既に入札前に落札業者はもとより、指名業者全体がわかっていたのではないかと感じます。ということは、かなりの方がこの情報を知っていた可能性もあるわけです。発注側しかわからない情報が外部に漏れている可能性も考えられるわけです。もし指名情報が漏れていたとしたら、重大な問題だと思います。当市では、今回の談合情報を入札後どのように検証されたのか、またただの情報として聞き流したのか、明確な答弁を求めます。

次に、指名審査会についてですが、これは建設業者等級審議会にも及びますが、等級審議会にも多くの問題点が幾つもあります。今回は深く追及しませんが、建設業者工事

施工能力審査規則の第4条の4項の項目を重視し、選定していると思いますが、再度吟味してみる必要があるのではないかと思います。今回の工事に指名された業者は、建設工事指名業者選定規程に基づき選ばれた業者だと思いましたが、この規程には1条から10条までの条項がありますが、これらの条項に果たして当てはまる業者が選ばれたのか、大きな疑問を持つわけです。第4条には、1件の請負対応額500万円以上の工事については、指名業者の適格を審査するため、五所川原市建設業者指名審査会を置くとなります。この工事については、審査会をいつ招集し、また助役が会長ですが、委員は11人おりますが、だれだれが出席したかお答えください。

今回の第一中学校建設には、多くの父兄の皆さんから老朽化した危険な状況の校舎なので、早急な建てかえが必要と迫られてきました。大規模な教育の場を建設するには、すぐれた施工能力を持った業者が施工しなければなりません。今回の指名には、建築業を主としないいわゆる箱物工事ですが、土木工事、水道工事、防水工事、型枠工事等が主とする業種の業者が指名業者として含まれていますが、この審査会において五所川原市建設工事指名業者選定規程の基準はもとより、今回の学校建設に当たっての工事規模を考慮して建設業法、また公共性の建築工事にかかわる法律等を重視し、これらの法律や規程に合致した16業者を選んだという理由を示していただきます。

以上の質問に対して明確な答弁を求めて、1回目の質問といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

助役。

○市長職務代理者助役（雨森康夫） 松野議員御質問のうち、指名審査会の関係につきまして、指名した根拠と申しますか、それについてお答えいたしたいと思っております。

指名業者の選定につきましては、五所川原市建設業者選定規程等に基づきまして、去る11月2日の建設業者指名審査会におきまして、規程に基づきまして信用度、工事成績等の留意事項に注意しながら厳正な審査の上、選定いたしております。

その他につきましては、部長の方から答弁させます。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（三橋俊一） それでは、五所川原第一中学校校舎新築工事の談合情報に対する経緯と対応についてお答えを申し上げます。

先月、11月の21日午後4時ごろでございました。新聞記者の方が来庁いたしまして、匿名で11月22日執行の五所川原第一中学校校舎新築工事の入札について談合があり、落札業者が決まっているという内容の電話があったことを伝えられました。慎重な対応が必要であると、こういうことから、翌22日、公正入札調査委員会を開催いたしまして対

応を検討した結果、五所川原市談合マニュアルに基づきまして、同日午前9時30分からの入札を延期することといたしました。また、委員会での協議の結果、指名業者に対しまして事情聴取を行い、談合の事実が認められないときは誓約書を提出させることといたしました。事情聴取につきましては、同日午後1時より指名業者の事情聴取を実施し、その結果談合の事実は認められなかったと、そういうことから指名業者に誓約書の提出をさせていただきます。

経緯については以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 総務部長。

○総務部長（山田晴雄） お答えをいたします。

指名審査会の開催日でございますが、これは11月の2日でございます。

それから、委員のメンバーですが、総務部長、それから財政部長、福祉部長、経済部長、建設部長、市浦総合支所長、水道事業所長、教育部長、財政課長。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 5番。

○5番（松野武司議員） 入札後の対応について、業者を呼んで誓約書をとったと。さっき私言ったように、その情報が外部に漏れたという、そういうことに関しては内部的に検討もされていないようですね。やはり私さっき言ったように、50%の確率でこの情報というのは出ているんですよ。本当にさっき言ったとおりに、これ当てるといのは本当に難しいよ。だれがどう入って、どこの工区でだれがとると、そこまで知り得るということは、やはり内部から漏れているとしか考えられないわけですよ。これをあなた方は変とは思わないわけですか。自分たちのことを疑うというのは、やっぱりできないことでしょうけども、やはり自分たちが発注側だから、何か私たちが発注したのに不備があったからこういうことができたのかなとか、そういう考えを持つべきだと思います。さっきも言ったように、選定規程にも及ぶんですけども、いわゆる建築業を主としない、そういう土木、水道とか、そういう業者が中に含まれているわけで、この辺がおかしいなというその考えに至らないのが私から見ればおかしいわけでありまして、その辺のことをもうちょっとこの談合入札後にもっと検証して、我々が発注の仕方がおかしかったのかなという、そういう検証を試みるべきだと思います。

それで、この指名審査会には、これは助役さんも当然出ていますよね。今答弁、何か総務部長、財政部長、福祉、経済、建設、市浦総合支所、水道事業所、教育部長、財政課長と聞きましたけども、助役さんの名前しゃべったか。出ましたか。

（不規則発言あり）

出ていないということは、その会の総括は総務部長さんが仕切るわけですよ。この指名において、さっき言った土木関係の方々、主とする事業を持っている方とか、そういう人が入っている。どういう観点で出したのか。いわゆる市の業者の等級ランク、これはA、B、これを入札後に見ますと、この規程で設けている半数以上は5,000万以上の工事に合致するような組み方はしておりまして、Aランクが3社でBランクの方が2社という、そういうぐあいには等級は分けておりますが、果たしてただ等級が、五所川原で選んだ等級がそうだから、それをただうのみにして選んでいるのか、それともこの経営審査事項を重視し、そしてなおかつ今回の学校建設、これ3億も4億もある工事です。この工事にふさわしい業者なのか、その辺のことをどのように検討したのか。この出席の、助役さんいれば、助役さんどういふことを言ったのか聞きたいところがありますけども、本当にこれ学校建設ですから、一番身近な関係ある教育部長さんあたり、この審査、この名前が挙がってきた時点でどう判断したのかお聞きいたします。

そして、建設部長さんもこれは携わることですから、建設部長さんもどうしてこういう業者を選んだのか。設備を業とする指名業者さんあたりは、経営審査事項には建設、いわゆる建設というか、建築物の工事高がゼロです、ゼロ円です。工事高、工事をやっていないんですよ。該当の年度には工事高がゼロなんです、建築に対して。そういう建築の、まず携わっていない年度とか、そういうことがある業者が今回この3億、4億の学校に指名されているんですよ、これはおかしいと思わないですか。皆さん審査会の中にいて、これを選んでいるわけですよ。指名しているわけですよ。その理由、なぜこういう方々を指名する必要があるのか。五所川原のこの等級を持っている方、Aはまだまだたくさんあります。Aランクの等級を持っている方、たくさんあります。そして、なおかつ青森県においてでも特A級、こういう業者も五所川原市にあります。今回そういう方は選ばれておりません。そして、なおかつこの建設業というのは、特定建設業、一般建設業という、こう分かれているわけです。なぜその区分けされているかと、その辺は皆さん御存じで今回の指名を組んだわけですよ。建設業法、この中に、26条にちゃんとあります。この26条を重視して考慮してこの指名が行われたのであれば、こんなことになるはずがないんです。

私がこの入札は無効だと考える理由を二、三述べます。さっきも言ったとおり、この学校建設に当たって、工事規模とかを考慮して建設業法、また公共性の建築工事にかかわる法律等を遵守し、これらの法律や規程に合致した16社を選んだという理由であれば、まずは……これ時間ないから、建設業法読めば、皆さんはわかっているけども、今皆さん、こう聞いている方はわからない方も多くいると思います。ですから、重要な部分だ

けを御紹介してみます。

まずは、建設業法の第26条の1項に、建設業は、その請け負った工事額を施工するときは、当該工事に関し第7条の第2号のイからロまたはハに該当するもので、該当工事の現場における建設工事の施工の技術の監理をつかさどるといふ、このものがありまして、この規模のものであれば、いわゆる5,000万円以上のものであれば、1級でなければ監理ができないということで、この建設業法にうたっています。今回のこの学校建設は、公共性のあるものに属します。だから、1級の技術者がいなければ、あなた方は発注できないのです。指名できないのです。それを指名しているのです。これは、法を犯しているのです。法を犯し、指名された業者は指名されたからやらなきゃならないと。だから、談合させるような状況をあなたたちがつくっているんですよ、これ。本来であれば、指名できないんですよ。資格がないんです。建設業法にうたっている、1級入れなきゃだめ。1級持っている業者もいますけども、今回16社のうち1級ない方が9社含まれていると思います。2級しか持っていない業者。その方たちは、この指名には入れてはだめなんです。建設業法で決められていますから。それが9社も含まれているんですよ。それはおかしいと思いませんか。それをわかりつつやっているのか。

そして、なおかつこの工事、3億、4億の工事です。そして、26条の2項だ。2項には、いわゆる発注金額、下請に出せる金額、もちろん一括下請は22条で禁止されていますが、一括下請でない下請工事、これは建築一式工事においては4,500万円まで、普通の工事であれば3,000万円以上外注に出されないんです、下請業務を締結できないんですよ。これも法律で決められているんですよ。そうすると、今回の工事は4,500万円以内で外注発注でおさまる工事ではないんです。少なくとも2億以上の外注契約を結ばなければできない工事なんです。ただ発注すればいいというもんでないですよ。規模を確認して、例えば5,000万円、6,000万円の工事であつたら、外注費がそんなに出ないから、2級の方々でも、一般建設業でもいいですけども、今回みたいに3億、4億の工事であれば、特定建設業という許可もいただいていなければ仕事ができないのです。そのことはわかっていると思うんだよ。これをわかっていてやるということはどういうことかなと思って、本当に考えられないんですよ。

また、一つの例で、今回の入札の中で、今現在市営住宅を施工されている業者がいます。この市営住宅が1月の31日までの工期です。そして、この業者は2級の技能士1人しかいません、この会社は。だから、市営住宅を専任技術者を置いて見るしかないんです。にもかかわらず、今回この指名に入れています。1人の技術者しかいない、今現在手持ちの仕事がある、その中で今回の指名に入れるというのはとんでもない話です。こ

れもまた建設業法の違反です。当市でも業者の情報、コリンズに頼っている部分もあるはずですが。これはコリンズを利用するまでもない。今回五所川原の市で発注した住宅ですから、おのずとわかるはずですが。これなども本当であってはならないことで、今手持ちの仕事を持ちながら、そして1人しかいない技術者の会社が、また今回のこの指名にされるということは、どういう審査しているんですか。

そしてまた、もう一つ、今回1工区で落札された業者がいます。これが2工区にもまた指名されておりまして。この1工区で落札された業者もまた1級の技術者が1人しかいません。これ2工区に入る資格はないんですよ。この五所川原の建設業指名選定規程の第2条の2項に、指名業者の数は5人以上と定めていますよね。5人以上と定められているんですよ。1工区でもうとってしまったから、この人はもう資格ないんですよ。2工区ではできないんですよ、とられないんですよ。ということは、5人の条件がそろわないわけですよ。この業者が2人とか3人の技術者がいるのであれば、2工区に入れても問題はないんです。けれども、技術者が1人しかいない。それにもかかわらず、また指名組むなんてとんでもない話なんですよ。そうするのであれば、5社以上、6社、7社を入れておけば、1社ぐらい抜けていても、この五所川原の規程にはおさまるわけですよ。だから、さっき言った、今手持ちの現場を持っている方もおのずとそれは入れられない。それから、そこの1工区なり、その工区で組んだ入札そのものは、1人は入れられないんだもん。完全に。それを、了としてあなた方は指名組んだんですよ。そうすれば、五所川原のこの選定規程に当てはまらない部分あるよ。できないと。談合を生むわけですよ、これは。このように、今回みたいにこういう指名入札というのは、前代未聞ですよ。

それから、こういうことというのは、やはりなぜ、市長が前いたときもちょっとありましたけれども、今回みたいなとんでもないという入札、これやはり市長いねば、何かたが外れたような感じで、どうでもいいような感じになっているんでないか。まず、市長不在ということがこの入札に本当に大きな影響を与えているのではないかと私こう思うわけです。市長も早く復帰されて、正常な行政進めてほしいなと思いますけども、なかなかそれが見通しつかないようで、だれもいつごろ来るとかということも聞いていないし、これも行政の方ではそういうのをちゃんと報告する義務もありますと思うよ。我々だって気にしているんですよ。市長いつ治ってくるのかと。何もだれもしゃべねきゃ。いついつまでになれば退院してきますよと、大丈夫ですよと。例えば今リハビリ中でやって、3月には復帰できますよとかってちゃんと知らせねば、我々議員だってどうなるのか、どうなるのかという、みんな思っているんですよ。これもちゃんとあなた方

が報告する義務があると思いますよ。それを何も言わないんですよ。我々も聞きにくくて聞かないだけのことであって、今勢いなんではしゃべったけども、そういう配慮も欠けています。

まず、今質問したこの中、なぜこういう指名がなされたのか、もう一回答弁お願いします。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（三橋俊一） お答えを申し上げます。

まず最初に、四つの工区のうち二つの工区の情報があったと、こういうお話ございましたが、たしか私マスコミの方からお聞きしたときは、工区ごとにだれだれというお話ではなくて、ただ4人の業者の名前が、こういう名前は言われましたと、こういう通報がありましたという、これだけの話でございまして、工区ごとの業者の指定ではなかったというふうに記憶してございます。

それから、情報が漏れているのではないかと、こういうお話もございましたけれども、私ども行政に携わる者は、こういう入札とかに関する情報については、漏れているということは最初から想定していないというところとちょっと言葉は悪いんでしょうけども、そういうことはあり得ないものだというふうに実は思っているわけですし、当然もう漏れているということが私どもがわかっているのであれば、そういう対処するのは当然でありますけども、現時点で言えば、談合あったというふうにも、きのうの葛西ノリエ議員さんの方にもお答え申し上げましたけども、談合あったというふうなことを前提にして私どもは事務作業をしているのではないんだということを松野議員にも御理解願いたいと、こう思います。

○議長（齊藤一郎） 建設部長。

○建設部長（笹森英志） お答えいたします。

特定業者と一般業者ということで松野議員おっしゃられました。私の方も特定業者、一般業者の関係の部分の中で、建設業の許可の手引ということがありまして、その中で調べていただきました。そのときに、その中に載ってございましたのが、一般業者、特定業者の部分の中の特定業者というのは、その下請保護のための許可の制度として特定建設業の許可を受けられたものであると。一般業者であっても、特定建設業者であっても、ひとしく制限なくというふうな形でございました。そして、議員おっしゃられたとおり、下請に出す場合、土木工事の場合は3,000万円、一般建築工事の場合は4,500万円未満の工事、それ以上超えた場合は特定建設業でなければならないということでございます。

それから、業者の方に仮契約したときにでございますが、内訳書を提出していただきました。その中で確認させていただいたのは、材料はすべて支給し、手間だけを下請にというふうな契約ということで、4,500万円未満に抑えることができるということでございます。

それから、下請だけが4,500万円超えそうな場合ということになると、それから県の方にももちろん確認しましたけれども、特定建設業の許可をとっていただくということになるかと思っております。

それから、多岐にわたっていましたので、前後するかもしれませんが、技術者の部分でございますが、現場代理人、それから主任技術者というのは、本契約のときに届け出いただくということになるわけでございますが、仮契約しているわけですけれども、今はその部分の中では業者の方からそういう確認作業を今進めている最中でございます。確認してまいりたいと。

それから、なぜその業者を指名したのかということでございますが、建築工事の許可をとってございますし、等級もA級、B級というふうな形で、私の方で指名させていただきました。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 教育部長。

○教育部長（葛西 皓） 十分施工能力があるということで、私の方からは特に指名審査会では発言はいたしませんでした。

（不規則発言あり）

○議長（齊藤一郎） 松野議員、手を挙げてちゃんと質問してください。これ答弁漏れ...
...答弁したんでないの。

建設部長。

○建設部長（笹森英志） 建設工事の許可を持っているということで、私の方では級もA級、B級ということで指名させていただきました。

あともう一つは、地元の業者の方々にも、最初からそれがなければ指名できないということ、技術者的な資格とか、先生おっしゃいましたけれども、私の方ではその許可を持っているということで指名させていただきました。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 5番。

○5番（松野武司議員） なかなかちゃんとした答弁しゃべれねえな。さっきの談合情報ですけども、これ自分のところから出るということは想定していないと思うんで調べな

と思いますけども、本当にこれは前にもしゃべっているんだよな。やはり自分のところはどうか、発注の仕方がどうか、その辺考えて談合情報が出たのはなぜなのかということをし、業者をただ調べる、業者だれが談合やったってしゃべる。しゃべるわけないんだね。そういう状況をつくっている可能性があると思うのが了だだと思いますよ。その辺考えてみてください。

なかなかなぜそういう建築に関してのノウハウを持った業者が選ばれなかったのか、その辺は答弁のしようがないようですが、建設部長今言った、とってから特定とるなんてとんでもない発言だよ。最初からとっていなくて、途中でとるとはだれが想定できますか。そういうことしゃべるもんでないって。前にも財政部長、何て答えたかわかっているべ。前に資格全然ない人が入札入っていると、おかしいんでないと言ったとき、仕事とってから技術者頼んでくればいいと、そういう答弁しているんだよ、堂々とここで。それがすべて建設業法違反ですよ。それをわかって言っているのか、本当に。

例えば今回の、今もう既にくい打ち工事始まっています。このくい打ち工事、これもまた2社が落札しております。片一方は特定の建設業を持っています。片一方は一般の建設業しか持っていないんです。これ工事はもう既に契約して発注済みで、もう取りかかっていますけども、特記仕様書、いわゆる図面、業者は入札に当たっては図面を見るわけです。図面を見て積算して、金額を入れるのが普通なんです。その前に、一番最初目通すのは仕様書、共通仕様書、特記仕様書、この中身がどうなっているか確認するはずですよ。この特記仕様書の中にでも、一般共通事項の中でも11項目あります。これ、下請について12の項目については報告書と明記してあります。この報告書の1事項には、施工体制台帳及び施工体系図作成等の提示というふうに盛られているんですよ。この報告書の1項には、本工事において下請金額が100万円以上の場合は、低入札価格制度により契約されたものは、下請業者と契約締結後、すべて下請契約を2週間以内に監督員に1部を提出すると、こう書かれているんですよ。そしてまた、施工台帳及び施工体系図は現場に備えるものとして、現場表示をあわせて行うものとする。そして、私このくい打ち工事について確認しました。もう既に11月の11日にこれ入札して終わっているんだから、もうおよそ1カ月近くになります。でも、いまだにこの報告書なるものが出されていないのが実態です。これを行政側はどう判断するのか。これも、恐らくくい打ち工事の場合はほとんど下請業務です。これは7,000万円近くの工事だと思いますけども、これはもう土木工事ですから、3,000万以上はもう下請に出されないという規定がありますので、これなどもいまだに出していないということは、なかなか出せないわけですよ。さっき建設部長が材料は買って労務費だけが外注だという、そういう話もして

おりましたけども、材料といっても市販されている材料ではないんです。すべて設計図に基づいた、そういう材料を注文するわけです。外部に注文するということは、外注なんです。広辞苑の中でそう書いていました。ということは、外注ということは、下請業務なんです。そうであるならば、もう既にこのくい打ち工事においても、3,000万円以上の外注がなされているはずなんです。それを見過ごしているのではないかと思いますけども、どうですか。これは、明らかにこういうことが行われているのであれば、建設業法違反です。違反の罰則は、26条でもうたわれていますけども、営業停止です。もしこの業者が営業停止になった場合はどうするんですか。市側としても、この学校建設が一刻も早く建設されるように進めていかなければならない途中で、こういう建設業法を犯した場合、指名停止などになったときはどうするのか、そういうのは怖くないのか、その辺明確な答弁。建設業法関係ないと、我々は我々で発注したやり方でいいんだという独自の考えを持っているのか、その辺はっきりした答弁聞きたいと思います。

それから、教育委員会に聞きますけども、このまま落札者が契約を結び、違反が明確になった場合、今回のこの建設に当たっていろんな補助金が利用されていると思いますが、この補助金などには支障が起きないものか、その辺ちょっと教育委員会にはお尋ねしておきます。

本当に行政の方で、建設業法違反を知りながら執行したのか、それとも知らないで執行したのか、この辺もはっきりした答弁、これ出してもらねば。わかってやったのであれば、これもまた大変なことなんだ。わからないでやったのであれば、これ入札もう一回やってもらねばだめだ。だから、私思うにはさ、この入札の方法、これが間違っていると思う。きのうも答弁されていましたが、広くこの業者さんに参加してもらって、工事をやってもらうのはいいんですけども、今回みたいにこんな大きな工事は、業者さんの技術を向上させるための現場ではないんですよ。ちゃんとした安心な建物をつくる、そういう現場なんですよ。きょうの新聞等にも書いていましたけども、そういう業者さんを育てるような育成の場所ではないんですよ。この建物は、中学校の生徒さんたちの大事な勉強の場なんですよ。学力もそうですけども、いろんな形で道德観、そんなものを向上させるための学びの宿なんですよ。それが建設される前に、もう既に法を犯したような工事が進められていると、だれもいい気がしないですよ。その辺のことをさ、ちゃんとした答弁してもらいたい。もう10分ぐらいありますんで、10分ぐらい答弁、よりわかるような説明していただきたいと思います。案としては、JV組んでやったトップに特定持った人を入れて、そしてJV組んだ方がすっきりいったんですよ。そういうやり方なぜできなかったのか、その辺もあわせてお聞きいたします。ちゃんとした答弁を

お願いします。

○議長（齊藤一郎） 建設部長。

○建設部長（笹森英志） お答えいたします。

先ほど松野議員、くい打ちとおっしゃっていました。それで、今調べていただきまして、その中で私どもの方ではくいはいくまでも材料というふうな形で考えてございました。

それで、報告書の提出ということでございました。報告書はまだ直すところがございますけれども、そんな形で提出されて、その中で総額が3,000万円以内でございました。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（三橋俊一） お答えを申し上げます。

まず最初に、建設業法に違反しているのではないかと、それから指名の方法とか、やり方について非常に問題があるのではないかと、こういう御指摘いただきましたけれども、まず私ども先ほども同じような意味合いのことを申し上げましたけれども、この建設業法に違反しているようなやり方はしていなつもりでございますし、ただ指名の方法とかいろいろ今松野議員からも御指摘受けましたので、これが一番いい方法、きのうも葛西議員にお答えしましたけれども、指名の方法などについても改善できる面があれば、その都度見直ししてまいりたいと、このように考えてございます。

○議長（齊藤一郎） 教育部長。

○教育部長（葛西 皓） お答えをいたします。

工事等の問題があれば、補助金の執行は当然のごとく凍結されるものと、こう思っております。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（三橋俊一） 違反してこういうことをしたのかしなかったのかという御質問でございましたけれども、ただいま申し上げましたとおり、私どもこれに違反して、そういうことで指名したという考えはございませんので、御了解願いたいと思います。

（不規則発言あり）

○議長（齊藤一郎） 建設部長。

○建設部長（笹森英志） 今議員おっしゃられたような26条の4項、手元にございませぬ。調べさせてからという形で。

（不規則発言あり）

○議長（齊藤一郎） 静粛に願います。

答弁。

○建設部長（笹森英志） お答えいたします。

4項でございますが、工事については専任の者でなければならない、技術者または監理技術者資格証の交付を受けている者からこれを選任しなければならないと、これにつきましては指名の、松野議員おっしゃっているのは指名の中に持っていなければ指名できないということをおっしゃっているように受けとめたんですが、技術者の部分については、先ほども申しましたけれども、本契約のときに現場代理人、または主任技術者と、これは当然届け出を出して、その中で決定していくということでございますので、そう考えてございます。

（不規則発言あり）

○議長（齊藤一郎） 松野さん、ちゃんと立って。

○5番（松野武司議員） 私聞いているのは、工事が5,000万円以上で1級でなければ監理できないということを法律でうたっているんですよ。だから、1級持っていない方が指名に入ること自体がおかしいんだということを私言うんです。国土交通大臣の登録を受けた、講習を受けた受講者ということは、国土交通大臣ということは1級なんですよ。2級は県知事なんですよ。だから、こうしてちゃんと1級と書いているの。1級の技術を持った人でなければ、この仕事には携わられないということを書いているの。それが2級しか持っていないで、1級持っていない人が入札さ入っているから、違反でないかということで私言っているんですよ。

○議長（齊藤一郎） 建設部長。

○建設部長（笹森英志） お答えいたします。

26条は、技術者の設置等ということで書かれてございまして、請け負ったその工事を施工するときは技術者がいなければならないというふうな私の方で解釈してはいたしたけれども。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって松野武司議員の質問を終了いたします。

昼食のため暫時休憩いたします。

午前 11時31分 休憩

午後 1時12分 再開

○副議長（田中賢一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

28番平山秀直議員。

○28番（平山秀直議員） 一登壇一

平成17年第6回定例会に当たり、公明党を代表して一般質問をさせていただきます。

通告の第1点目は、雇用対策についてお伺いいたします。第1点は、現在の雇用状況と今後の見通しについてであります。青森県の雇用状況は、景気の回復がされつつあると言われている中で、変わらず県外依存体質となっており、パートタイマーはますます増加し、フリーターやニートといった若年者雇用問題も次第に大きくなっております。有効求人倍率は、4月の調査発表では0.38%となっており、当市の雇用の現状を改善し、魅力ある地域づくりと人づくりを可能にするために、これらの現状を事業者や従業員のみの問題とせず、行政、企業、学校などがみずからの問題として取り組み、互いに連携を図るべきだと考えております。地域における雇用対策としては、地方分権化の動きを受けて、より地域の実情を踏まえた具体的、実践的な取り組みが求められております。そこで、お伺いいたしますが、当市では現在の雇用状況をどのように認識し、今後の見通しをどのように考えておられるかお伺いいたします。

次に、第2点は地域雇用創造支援事業についてお伺いいたします。地域雇用創造支援事業というのは、今年度から地域による雇用創造のための構想を考えている市町村に対し、専門家による助言や成功事例の紹介の支援を行うバックアップ事業やコンテスト方式による雇用創造効果の高い事業に取り組む市町村を支援するパッケージ事業などを内容としております。当市では、地域の雇用創造に取り組む意欲はあるものの、ノウハウ、人材が不足していたり、また地域のよさを生かした事業のアイデアがなかなか浮かばないとか、さらに起業して地元の人を雇いたい、何か助成金を使えないかといった問題に対して、この事業は有効と考えております。そこで、当市の現在のこの事業に対する取り組み状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

次に、通告の第2点目、障害者福祉についてお伺いいたします。第1点目は、障害者自立支援法の実施における内容と今後の見通しについてお伺いいたします。障害者福祉を大きく前進させる障害者自立支援法が10月成立いたしました。この法案では、現在の支援費制度では対象となっていない精神障害者を含めた福祉サービスを一元化し、障害の種類にかかわらず、地域で自立して生活するために必要なサービスを平等に受けられるようになっております。その一方で、一定の所得のある利用者には応分の負担、原則1割、所得に応じて減免もあり、多くの人の支え合いで将来にわたり持続可能な制度にしていくものであります。

そこで、この法案の内容について、当市ではどのように今後実施される予定かお伺いいたします。第1点は、応分の負担の導入は考え直すべきではないかという声がありま

すが、障害者の収入状況によってどのように負担を求める制度に変わったのかお伺いいたします。

第2点は、小規模作業所は地域で暮らす障害者の重要な支えとなっておりますが、この法案によってどのように変わったか、今後の見通しについてお伺いいたします。

次に、第2点目、地域生活支援事業についてお伺いいたします。障害者自立支援法の成立に伴って、明年10月から利用者本位のサービス体系に再編がなされ、移動支援や手話通訳などのコミュニケーション支援が地域生活支援事業として定められております。この事業は、地域の実情に応じて柔軟に実施されることが望ましい事業について法定化し、市や県が必ず実施しなければならない義務的事業として位置づけられました。

そこで、当市では現在地域生活支援事業についてどのように実施されておられるか、また単に事業実施されているだけではなく、実施水準の底上げも要求されておる法案ですが、当市ではどのようになっているかお伺いいたします。また、今後の実施スケジュールはどのようになっているかも重ねてお伺いいたします。

以上、大きく2項目についてお伺いいたしますが、助役及び関係部長の御誠意ある答弁を求め、第1回目の質問を終わります。

○副議長（田中賢一） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

助役。

○市長職務代理者助役（雨森康夫） 平山議員から御質問のありました地域雇用創造支援事業についての内容、あるいは今後の取り組みということで答弁いたします。

平山議員から御紹介がございましたように、地域雇用創造支援事業は、厚生労働省が平成17年度から地域の雇用創出に自発的に取り組む市町村などを支援することを目的といたしまして設置した事業でございます。三つの事業から成っております。先ほど若干御紹介ございましたが、市町村等が自主的に行う雇用創造の構想を策定する際に、その企画段階から支援する地域雇用創造バックアップ事業、それから地域雇用創造の新たな雇用創出に対する支援を行う地域創造助成金事業、それから地域提案型雇用創造促進事業、御紹介ありました雇用機会の創出、能力開発等の事業への助成という、この三つの事業から成っております。

市といたしましては、市はもちろんでございますが、商工会あるいは観光、そして農業、建設と関係団体から成る五所川原市雇用創出協議会を立ち上げまして、この雇用協議会が主体となって事業を実施していくということにしてございます。その内容といたしましては、立佞武多を核といたしました観光関連産業振興と新規成長分野などの企業促進による雇用拡大プラン作成に向けて、バックアップ事業の一つであります地域雇用

創造調査研究事業へ応募したところ、この9月に採択されました。この事業によりまして、9月から12月の末まで市内の企業への観光振興、人材育成アンケートや観光施設などの観光客の満足度や要望等の聞き取り調査、あるいは建設業新規成長分野進出意向調査などを実施いたしまして、その結果を踏まえまして市の核となる産業分野の検討と地域に密着した地域再生計画の策定を目指しているところでございます。

また、11月には二つ目の事業でございます地域創造助成金事業の対象分野といたしまして、立佞武多観光関連産業としての食料品製造業、飲食料品小売業、それから一般飲食店等を重点産業分野として申し出を済ませております。今後この分野で新規創業する事業主が申請すれば、創業経費あるいは雇い入れの支援を受けることができることとなっております。

また、平成18年度は地域提案型雇用創造促進事業へ応募するという事にいたしておりますが、既に17年度は採択が終わっておりますので、18年度採択を目指すということで、当市の観光産業における人材育成や農家民宿の創業支援、地場製品のブランド化を図りながら雇用の創出を図り、市の経済の活性化に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○副議長（田中賢一） 経済部長。

○経済部長（蒔田弘次） 平山議員にお答えいたします。

五所川原職業安定所管内における雇用の状況と今後の見通しについてでございますが、最新のデータでは10月の有効求人倍率は国が0.98、県が0.40、当地域が0.30となっております。県といたしましては40カ月全国最下位が続いているところでございます。過去3カ月間を見ますと、国、県は横ばい状態でございますが、当地域におきましては7月が0.20、8月が0.22、9月が0.27と微増している状況でございます。これは、医師を除いた医療、社会福祉専門の職種、警備、運輸、通信の職種、あるいは衣料、繊維製品製造や機械、運転の生産工程労務の職種等の求人がふえてきたところでございます。このように、雇用状況は新規求人数の若干の増加傾向などあるわけでございますが、依然として厳しい状況が続くものと推測しております。

市といたしましては、先ほど助役が答弁いたしました、厚生労働省より採択を受けました地域雇用創造調査研究事業を実施し、この調査研究をもとに平成18年度の地域提案型雇用創造促進事業採択へとつなげていき、立佞武多を核とした観光関連産業振興の起業促進による雇用の拡大を図ってまいりたいと考えております。

また、昨年からは市内漆川工業団地を中心とした誘致企業との情報交換会等を開催して積極的に雇用の促進をお願いしているところであり、今後とも継続して雇用促進につな

がるよう努力してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（田中賢一） 福祉部長。

○福祉部長（宮崎堅治） 障害者自立支援法についてお答え申し上げます。

当該法律につきましては、第1にこれまで個別各法律により提供されてきました障害者保健福祉サービスが市町村主体に一元化されたこと、二つ目といたしまして保護中心の制度から自立支援型制度に転換されたこと、第3に給付の重点化と公平化及び制度の効率化と透明化により、制度の持続可能性の確保が図られたこと、そして四つ目といたしまして、利用者負担が原則1割負担と規定されたことが特徴ではないかと認識いたしております。総合的なサービスの提供や自立型支援システムへの転換など、従来の障害者関連サービスが新たな体系へと再編されることは、一定の評価ができるのではと考えております。

次に、低所得者対策についてでございますが、当該法律では障害者の利用者負担について、これまでの応能負担からサービス量と所得に応じた負担といたしまして、原則1割負担と規定しております。所得に応じた負担と申しますのは、障害者本人及び世帯の市町村民税の課税状況などにより定められますが、収入、それから資産の状況によっては、月額ごとの負担上限額が設定されます。負担能力に乏しい低所得者に対しましては、上限額について段階的に低い金額を適用されるなど、きめ細やかな経過措置及び負担軽減措置を盛り込んでおります。低所得者の障害者も安心してサービス利用ができるよう、でき得る限りの対応をしてまいり所存でございます。

三つ目といたしまして、地域生活支援事業の内容についてでございますが、障害者の自立支援を目的に法制化したものでございまして、基本事業といたしまして相談支援、コミュニケーション支援、移動支援、創作的活動、居住支援などなどの各種事業が掲げられております。具体的に申し上げますと、相談支援につきましては障害者の御要望におこたえしながらサービスが適切に利用できるよう、サービスの種類及び内容などを定めた計画を作成するほか、相談に応じ必要な情報の提供などを行う事業でございます。次に、コミュニケーション支援とは、いわゆる手話通訳者等の派遣並びに日常生活用具を給付する事業でございます。また、移動支援とは居宅生活支援事業の移動介護で、創作的活動とは地域活動センター、いわゆる現在の小規模作業所等への通所を含め、社会との交流促進を図るもので、居住支援とは福祉ホームなどの利用など、日常生活または社会生活支援などを行う事業でございます。

次に、地域生活支援事業に対する今後の取り組み等についてでございますけれども、まず相談支援につきましては、サービス利用計画の作成が主となりますことから、今後青

森県で開催予定のケアマネジメント研修に担当者などを積極的に参加させ、研さんを重ねていきたいと考えてございます。

次に、コミュニケーション支援及び移動支援につきましては、現在の事業からの移行でございますので、事業の見直し、それから再編等々について検討を加える必要があるのではないかと考えてございます。

また、これ以外にも創作的活動や居住支援などの各種事業が想定されますが、事業の底上げなども含めまして、当該事業に関する国の実施要綱等詳細が今後示されますので、その段階で関係当局と協議、調整を図りながら障害者の方々が不安がなくサービス利用できるよう、体制づくりに努めてまいりたいと考えてございます。

○副議長（田中賢一） 28番。

○28番（平山秀直議員） それでは、再質問に移らせていただきます。

市長が今議会いらっしゃらない中で、事務方の皆さん、大変御苦労されていらっしゃるかと思えますけれども、大変丁寧な答弁、詳しい答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に移らせていただきます。まず、雇用対策についてですけれども、地域雇用創造支援事業についてでございます。その前に、経済部長の方から当市の雇用状況、景気回復しているものの、当市の有効求人倍率、若干の微増ではあるけれども、依然として厳しい状況であると。この微増というのも福祉関連の微増であって、根本的な当市の雇用対策から生まれ出ているものではないのではないかなというふうにして思いますが、そこでこの地域雇用創造支援事業というのによろしく取り組んで、今調査段階に入っているようではありますが、現在調査委託中の事業の中で、観光産業あるいはグリーンツーリズムに関連する宿泊、民宿などのこういう事業を生み出していこうという、立佞武多の館を起爆剤にしながら考えていらっしゃるようではありますが、ある程度もう少し具体的な仕事の内容、予想される仕事の内容、これはどういうものがあるのか、あるいは雇用人数が大体どのくらい見込まれているものなのか。あと、雇用創造支援事業について、たしか3カ年ぐらいで行われるかと思えますけれども、年度、大体この事業内容というのは金額は幾らぐらいになっているのか。既に3市ではこの4月から取り組まれているようではありますが、これから五所川原も取り組んでいくということですので、この金額についてもお伺いします。

それから、今後、来年1月、2月、そして6月というふうな段階でどういうふうにして進んでいくのか、この事業についての今後のスケジュールはどうなっているのかお伺いいたします。これが第2点。

それから、第3点目は、皆さんも御存じのように、中三の問題です。中三で働いてい

る人の雇用状況が今後どういうふうな見通しになっていくのか、今現段階で話し合われているのを御報告お願いしたいと思います。

次に、通告の障害者福祉について、第2点、お伺いいたします。障害者自立支援法について、成立したわけですけれども、これからこれに基づいて当市でも障害者の福祉政策がこの法律に基づいて行われるようですけれども、まず負担ですね、応分の負担、原則1割負担というふうになっているようすけれども、障害年金以外に収入、資産がない人、この人はどのような負担があるのか、ないのか。

そして、当市の場合、障害者の人数に対して負担が強いられる人は何人見込まれているのか、負担を負わなくてもいいという、現段階で結構ですので、現段階で負担を負わなくてもいいというところ、この辺をちょっと明確にさせていただければと思います。

それから、第2点目、同一世帯の人にも負担があるってさっき御答弁ありましたけれども、同一世帯の親とか、それから兄弟、こういう人たちは負担が求められるものなのか、この点お伺いいたします。たしかこれは障害者本人を基準にしてというふうにして私は理解していますけれども、同一世帯の親、兄弟、こういう方々が負担が強いられるのか、この点お伺いします。

次に、地域生活支援事業について、既に社協とかで手話通訳の派遣やら、あるいは通院等のときに手助けしてくれるヘルパーさんの派遣やら、生活支援面で既に事業として行われているんですけれども、この生活支援事業が実施されることによって、これがどのようにして移行されるのか。

あと、この生活支援事業っていうのは、今後のスケジュール、1月にはたしか実施要綱案の提示が示されなきゃいけないとか、2月には要綱が確定、通知されなきゃいけないとか、それから4月には規程の整備や交付要綱の通知がなされなきゃいけないとか、いろいろとスケジュール化されているかと思えますけれども、当市では今どういうふうにしてスケジュール進んでいくのか、この点をお伺いして、第2回目の質問を終わります。

○副議長（田中賢一） 経済部長。

○経済部長（蒔田弘次） お答えいたします。

地域提案型雇用促進事業、いわゆるパッケージ事業の具体的な内容についてのお尋ねでございますが、当市の現段階の事業構想といたしましては、観光産業における中核的人材育成、民宿等の経営面における創業支援、地場製品のブランド化、建設業の異業種進出支援、ホームページの運用など、大きく五つの事業を想定しておりまして、その中では観光資源を有効的にコーディネートする中核的人材育成のための観光事業プロデュース研修、あるいは体験型観光として農家民宿に関するセミナー等を実施し、農家所得

の向上が図られるよう支援していくことなど、さまざまなメニューが想定されております。また、今後現在実施しております地域雇用創造調査研究事業の調査結果によりまして、さらに当市の独自性を生かした具体的な事業を盛り込んだ地域再生計画を策定し、事業採択へとつなげていき、中高年齢者から若者、女性等の幅広い雇用機会の創出を図ってまいりたいと考えております。

今後のスケジュールといたしましては、平成18年2月に応募いたしまして、平成18年6月に採択、不採択の結果が出る予定でございます。事業の期間でございますが、平成18年度から平成20年度までの3カ年を予定しており、予算額等につきましては事業採択後に確定されるものであり、それによってまた雇用見込み数も出てくるものと考えております。

現在事業を実施しております旧3市の状況でございますが、青森市の事業費は1億5,352万円で、これにより雇用の見込み者数は254人、八戸市は1億1,750万円で400人、弘前市が7,299万円で147人の雇用の見込みがあると伺っております。

質問の第3点目、中三デパートの閉店後の従業員の扱いはどうなっているのかということでございますが、議員御承知のとおり来年1月22日をもって中三五所川原店が閉店することになっており、かつては中心市街地に三つのデパートがあり、商都五所川原として大変なにぎわいを見せていたわけですが、しにせ百貨店の中三五所川原店が閉店することは、私たち市民にとりましても、また中心商店街にとりましても大変大きな痛手であると感じております。

市といたしましては、五所川原中三店の閉店予定を受けまして、商工会議所や職業安定所、商店街の皆様とともに中三五所川原店対策委員会の一員として今後策を検討し、存続を要請してきたところでございますが、去る9月20日に正式に株式会社中三より五所川原店の営業継続は不可能との回答を得るに至っております。閉店後の職員の処遇につきましては、現在早期退職者につきましては、その都度職業安定所の方で対応しており、また来年の1月中旬には職業安定所が中三五所川原店に出向き、就職相談会を開く予定となっております。当市といたしましても、関係機関と連携を図りながら側面から支援してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○副議長（田中賢一） 福祉部長。

○福祉部長（宮崎堅治） お答えいたします。

まず、応分の負担ということで年金以外に資産がない人の負担はどうなるのかということでございますが、原則1割負担でございます。したがって、所得の低い方々については、生活状況等を考慮して、段階的に引き下げると。いわゆる生活保護世帯にな

らないまでに引き下げるといふようなことが現在示されております。

それから、市民のうち負担のない方々はどれくらいかという御質問でございますが、現在支援費制度を利用されている方、約350名ほどおられますが、その方々の所得の状況を把握してございませんので、現在申し上げる資料は持ち合わせてございません。

それから、同一世帯の負担について、いわゆる本人以外の世帯員を含めるのかという御質問でございますけれども、これについてもまだ国から正式には示されていませんが、状況によっては本人以外の所得については見ない場合もあるといふようなことでございます。

次に、今後のスケジュール等についての御質問でございますが、これについても今月中には国からある程度示されることになってございます。市といたしましては、現在対応してございますのは、いわゆる認定審査会の設置について市単独で設置すべきか、あるいはまたサービスの均一化を図るといふことから、隣接の市、町と共同で設置するか、そのことについて現在検討してございます。

○副議長（田中賢一） 28番。

○28番（平山秀直議員） 3回目の質問というわけではございません。最後に、せっかくですので、助役さんに一言おっしゃっていただいて終わりたいと思います。

当市の雇用の状況は、全国でも最下位というのがずっと続いているわけでございます。経済部長もこの雇用状況についてずっと考えていらっしやって、前には緊急雇用という事業も行ったわけですがけれども、なかなか効果があらわれておりません。今回こういう雇用の創造支援事業というのにも経済部長は非常にかけていらっしやるような意気込みを感じておりますけれども、助役さん、市長にかわって一言この雇用対策について、助役さんは前にも黒石の助役さんやっていらっしやるとか、他市の状況もいろいろと御存じかと思っておりますので、助役さん、五所川原市の雇用状況と雇用対策について、自分であればこういうふうにして取り組んでいきたいものだといふような意気込みを、ございましたらば、一言お尋ねして3回目の質問を終わらせていただきます。

○副議長（田中賢一） 助役。

○市長職務代理者助役（雨森康夫） 最後に平山議員から雇用対策に係る意気込みといふことでございますが、前いた黒石も同様ですが、産業構造がやはり五所川原市と似たような構造にあるものですから、県平均よりもさらに下回った求人倍率といふことになっておりまして、状況は似たり寄ったりといふふうな感じだと思っております。

それで、これが特効薬だといふのがあれば既に実施しているわけですし、その辺が悩ましいといふところでございます。全体的に雇用促進を図っていくためには、やっぱり

経済の活性化というのが必要になってくるだろうと。そういう点におきましては、建設、農林、各分野におきまして、それぞれ総体的に対策を講じていくというのが必要になるか思います。

それで、今この地域提案型、パッケージ事業に市としても大きな期待を投げかけているところでありまして、市の独自色であります観光を軸とした地域の活性化というのに向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（田中賢一） 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

次に、17番工藤誠一郎議員。

○17番（工藤誠一郎議員） 一登壇一

拓友会の工藤誠一郎であります。一般質問の通告に基づきまして、今回2点について質問をいたしたいと思っております。

まず第1点は、津軽鉄道緊急整備事業に対しての市の支援策であります。皆さんも御承知のように、津軽鉄道については昭和3年に五所川原・中里間の全線開通以来75年の間、津軽にその歴史を刻み、地域の足としてその使命を果たしてきたものであります。だが、近年のマイカーの普及、あるいはまたその他もろもろの事情によって利用者数が極度に少なくなっているのが現状のようであります。したがって、経営者側といたしましても、いろんな工夫を凝らして、ストーブ列車や、あるいは鈴虫列車等、乗客数の確保に全力投球をなさっておるようであります。しかし、時流に抗することが難しく、経営上極めて厳しい状況にあると聞かされております。

従前から五所川原以北各市町村が再々にわたり支援を行ってきたところでありまして。今回は、特に合併により新五所川原市が誕生したことにより、津軽の観光振興を考えると、五所川原の立佞武多、金木の斜陽館、三味線会館、そして市浦村十三湊遺跡等のこの観光路線を考えると、津軽鉄道の果たすべき役割はさらに増大するものと考えております。

今回の津軽鉄道にかかわる鉄道緊急整備計画では、木製の従来のまくら木がすべてコンクリート製へ更新すること、さらに橋梁の改修など、総事業費が3億7,800万と試算されておるところであります。そして、これに対し国の補助率は5分の2でありまして、残る5分の3は地元負担と言われております。地元負担とは、県と所在市町村と会社の3者による負担ということでありまして、その額はおよそ2億2,500万になるかと思っております。

そこで、お尋ねいたします。つまりこの資金対策等について、3者はどのような今日

まで協議がなされ、そしてまた市はどのようにこれに対応しようとしているのか、まず1点。

津軽鉄道については、かつて五所川原以北の5市町村による支援組織として、津軽鉄道活性化協議会というものが組織されて、国や県に支援要請をいたしてきたところであり、今回事は緊急事態でありまして、どうか住民対策の一環として津軽鉄道存続のため、五所川原市、中泊町、そして会社が一丸となって県に対し、また国に対し何らかの行動を起こすべきときと考えますが、それに関しての御所見を承りたいと思います。

次の質問の第2点であります、これは畜産公社の、従来は市浦村畜産振興公社の経営と今回指定管理者制度のかかわりでありまして、そもそもこの質問に当たっては、市浦村畜産公社の設立された原点から若干の説明が必要かと思っております。まず、昭和の大合併によって市浦村が誕生したとき、田んぼの少ない市浦村にとって、生き抜く農業として選択されたのが、この畜産振興であります。津軽半島に畜産の基地をつくろうということから、市浦村の最大の事業としておおよそ300ヘクタールの草地改良を含んで、約500町歩の牧場がつくられて完成したわけでありまして。やがて年間三百数十頭の子牛が生産されるようになって、それが当時は津軽の牛のほとんどが木造市場に出荷されておったわけでありまして。だが、何分にも市場の規模が小さいことと購買人の少ないことなどが原因で、農家は生産割れするような、その安値での取引が長年続いたわけでありまして。農家が悲鳴を上げるような事態となったわけでありまして。そこで、農協では子牛の値段を買い支えるために、毎年子牛100頭ずつ購入して、これを肉牛肥育事業という事業を展開し、それに合わせながら市浦村としても同時に肥育の実験事業を行ってきたわけでありまして。やがてそれが合体して、昭和60年に市浦村畜産振興公社の発足となったわけでありまして。村と農協が一緒に汗を流して畜産の基地を守ろうと、そのような意図で発足した畜産公社は、発足時から多額の負債を持って出発したものでありまして。その後、平成元年には市浦村の牧野の管理について、公社がこれを受託管理するということになったわけでありまして。さらに、その後順次その他の業務も村から公社へと移行してまいったわけで、それらのもろもろの合理化によって、かつては村の畜産部門の現業の職員が6名と公社の職員2名の8人体制でやってきた現場業務が、現在の公社の4人でやる、そういうところまで一応合理化されたものでありまして、そのために公社本来の肥育事業は極めて縮小されて、今は村の、いや、市の畜産課と言ってもよいような内容に変化しております。したがって、今の公社の経営は牧野管理の委託費では全く足りません。したがって、毎年度最終的には村の助成金によって補ってきおるものが現況であります。

そこで、今回の指定管理者制度であります。この制度によるこの管理委託費であります。前年度、前々年度に比較して大幅に減額されております。この公社に15年から22年間も勤務されている職員の給与は、当然義務費であり、雇用者の責任において保障されるべきものと思うがどうか。

市浦村の畜産振興公社は、行政の一部という位置づけの中で今日まで経営維持を図ってきたと言っても過言ではないと思う。合併によって、五所川原市畜産振興公社になっても、その精神は尊重されるべきものと思うがどうか。

以上、2点について御答弁をお願いします。

○副議長（田中賢一） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

助役。

○市長職務代理者助役（雨森康夫） 工藤議員から御質問のありましたうち、津軽鉄道の関係の緊急整備事業に係る対応について御答弁申し上げたいと思います。

津軽鉄道は、開業以来75年の長きにわたり、地域住民の通勤、通学の生活の足として役割を担ってきたところであり、またストーブ列車の運行は冬期間の有数な観光資源の一つとなっております。しかしながら、工藤議員から御指摘ございましたように、モータリゼーションの振興などによりまして、津鉄の旅客者数は昭和49年の256万人をピークに減少し続けておりまして、59年には115万人、平成10年には60万人まで減少いたしております。平成16年度の実績は42万3,130人と、ピーク時の約16%まで落ち込んでいる状況でございます。昭和60年度の貨物営業の廃止以降、旅客輸送収入だけに頼らざるを得ない津軽鉄道におきましては、輸送数量の減少は営業収益の減少に直結しているということで、営業費用の削減に努めてはいるものの、収入減の幅が大きく、平成17年3月時点で約8,200万の累積損失を抱えているのが現状でございます。

このように厳しい経営状況下に置かれているということにございますが、津軽鉄道がこれまで地域の発展に寄与している実績もございます。こういう状況にありながら、この緊急整備事業の実施につきましては、まず一義的には事業者がどのように考えているのかということで、このままでいきますと収支状況の好転は見込めないということから、事業者に対しましては改善計画の報告を求めているところでございます。また、沿線自治体であります中泊町ともこういう状況を踏まえながら、今後の対応を協議してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（田中賢一） 経済部長。

○経済部長（蒔田弘次） 工藤議員にお答えいたします。

公社職員の給与等の身分の保障についての御質問でございますが、市浦畜産公社職員

の身分の保障につきましては、労働基準法並びに公社就業規則等において市浦畜産振興公社が公社の職員の身分を保障しておりますので、市としては保障するものではないと考えます。

次に、第2点目、公社が市の行政機関の一部ではないかという御質問でございますが、公社は肥育等の自主事業やさまざまな業務委託を受けながら活動している独立した社団法人としての組織であり、市の附属機関ではないものと認識しておりますが、市といたしましてはその健全化に向けての指導、助言等につきまして積極的に行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（田中賢一） 17番。

○17番（工藤誠一郎議員） 最初の第1点は、それ以上申し上げませんが、最近ではないな、大分なるけれども、津軽鉄道の金木駅舎は、何か金木町の財源でこれが建設された。言ってみれば、旧金木町にとっては、つまりは金木町の産業振興あるいは観光振興、いろんな意味で津軽鉄道に対する思いというものが、鉄道と町の相関関係が非常に大事にされてきたのだなと。そういう意味から、非常に厳しい状況であるということはわかりますけれども、つまり会社と、今度は市とのその関係を将来も大事にしたもので政策展開をこれから進めてもらいたいということで、第1点に関しては終わりたいと思えます。

第2点であります。随分長々、くどくど私も故事来歴申し上げましたが、言ってみれば、率直に言って公社というものは、特に市浦畜産公社というのは、村が出資者で、しかも80%、農協が約20%、そういう言ってみれば理事会というものが存在するわけだけれども、時々運営を凶るもので、基本的にはこの大株主そのものは、今村でなくて合併によって市であるわけで、その理事長にこれこれを管理をお願いしましたということは、とりもなおさず公社の社長とは言わないけれども、公社長と言えば市長と、私はそういう認識の中で、従来であれば村が、つまりは私さっきも申し上げましたが、長い職員は農協から来て今や22年間、村の行政職2号の給与に準ずる給与で22年間待遇しましたよと。市になったら、私の身分はだれも知りませんよと、私はそういうふうなものはあり得ないと。これはあくまでも行政というものには、その政策の継続性というものからいって、それについては理事長や理事が身分の責任を持つものではなくて、言ってみれば出資者である大株主である、言ってみれば市長そのものが、その公社に20年も勤めて今日までこの待遇で来たものを今度はどうするのかという、その意味の責任は、私は管理責任を受けました理事長がどうしますかというふうなことでなくて、基本的にはその辺が一番重要だ。きのうでしたか、財政部長は市の基本的に予算をつくるのに、一

番最初に挙げたのは人件費、次に公債費と、こう言った。言ってみれば、人件費ほどの義務費はないわけで、私はそういう意味で今回前々年度に比較すれば2,000万、1,800万あるいは1,600万、言ってみれば積算の根拠がどこにあるのかわからないような形で、それで理事会にいかがですかと。理事会はどういう責任を負うものかなと、私はそのところの責任の所在というものが80%の出資者である今は市長なのだと。従来は村であったから、歳入歳出伴わないときはすべて村の責任において処理したと、こういうことで私はその辺の責任をどこに将来この職員が、もし途中で年間の予算を組むにお金が半分しかないという事態に公社になったときに、どこに何を求めるべきかということは今再質問です。

○副議長（田中賢一） 経済部長。

○経済部長（蒔田弘次） お答えいたします。

公社が赤字決算になった場合の責任あるいは支援という御質問でございますが、やはり公社自体が独立した法人として公社運営に当たるべきものであり、赤字を発生させないための事務事業の改善や見直しに努力しながら、経営の健全化を図っていただきたいと考えております。市といたしましては、先ほどもお答えいたしました、関係機関と連携を図りながら公社の健全化に向けての助言、指導を積極的に行ってまいりたいと考えております。

○副議長（田中賢一） 17番。

○17番（工藤誠一郎議員） 3回目の質問であります、私は最初の質問の中で、言ってみれば公社が設立された原点から実は話し申し上げました。つまりは、公社は最初から相当な赤字というものをしょって出発した、これは親分である村も農協も承知のはずで、そういう公社の今日までのあり方の中で、もっと何かどっか合理化すれば経費がつじつまが合うのかなと、合わなければそれは独立法人だから勝手にしなさいというような感じにも聞こえるわけだ。だから、何回も言うが、22年間もある職場で身分保障されてきたものが、ここからこの制度、つまり指定管理者制度によってはこれだけしか上げられませんよと、おととしは2,000万、去年は例えば1,850万、ことしは1,660万。何の積算の根拠もなく、そこに働く者に合理性も意欲も、言ってみれば私は随分とよく聞かれる言葉だわけだけれども、何か地場産業の育成だとか、よりよくなる農政の推進だとか、農業後継者の育成だとか、随分とこの産業に対してきれいな言葉をいろいろ聞くわけだ。しかし、実態は産業に対する思いというものは、何か白々しく私には聞こえるわけで、これはやっぱりもうちょっと五所川原に合併して我々もよかったなど、おら死んでしまうじゃというようなところがあっては困るという意味で3回目の質問をするわけで、お

答えがあれば聞かせてと思います。

○副議長（田中賢一） 財政部長。

○財政部長（三橋俊一） 経理のお話もございましたので、私からお答え申し上げます。

まず、工藤議員からいろいろと公社設立の経緯をお聞きいたしましたけども、最初から赤字を抱えて公社を設立したというお話がございましたけども、本来会社でもいいんですが、最初から赤字を持って会社なり公社を設立するという、そこら辺私はちょっと理解できないんですが、もしもそれが事実だとすれば、赤字を発生させたお金、現金でございますけども、それは何に使われたのかということ、まず一つ問題になります。それから、設立した時点では当時の市浦村、それから農協さんで出資したと。当然その部分については、出資した部分しか当時の村も農協さんも、その部分しか責任を負わないわけでございます。最初から赤字だったということにつきましては、ちょっと今担当課の方にも、農協の方にも聞きまして、ちょっと調べてみたいと思っております。

それから、身分保障の話もございましたけども、確かに今まで旧市浦村においては、公社の職員の方々に対してそういう身分保障をしてきたような今お話がございましたけども、例えばどっかの会社の社員を株主がこれ身分保障するかと、こういうことになりますと、決してそういうことはないわけでありまして、先ほど経済部長からもお答え申し上げましたとおり、身分の保障、あくまでも公社ですべきであろうと、私もそう思います。ただ、市の今までの公社の設立経緯から、いろんな事業をやってきた経緯、これを考えますと、赤字なんでそのまま勝手にやりなさいと、こういうことには単純にはならないということは私どもも承知はしてございますので、その中で公社の経営、最初が一番必要なのはやはり健全化計画を公社そのもので策定し、それに対して市の方でもどのように対応していくかということを検討していかなければならないことであろうと、このように考えてございます。

○副議長（田中賢一） 以上をもって工藤誠一郎議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

◎散会宣告

○副議長（田中賢一） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時14分 散会

平成17年五所川原市議会第6回定例会会議録(第4号)

議事日程

平成17年12月14日(水)午前10時開議

- 第1 議案第199号 平成17年度五所川原市一般会計補正予算から議案第244号 工事請負契約の締結についてまで

本日の会議に付した事件

- 第1 議案第199号 平成17年度五所川原市一般会計補正予算から議案第244号 工事請負契約の締結についてまで

出席議員(48名)

1番 原 田 寛 議員	2番 加 藤 磐 議員
3番 阿 部 春 市 議員	4番 齊 藤 一 郎 議員
5番 松 野 武 司 議員	6番 桑 田 茂 議員
7番 木 村 博 議員	8番 外 崎 茂 議員
9番 伊 藤 永 慈 議員	10番 田 中 昇 議員
11番 寺 田 達 也 議員	12番 稻 葉 好 彦 議員
13番 櫛 引 ユキ子 議員	14番 葛 西 ノリエ 議員
16番 三 和 均 議員	17番 工 藤 誠一郎 議員
18番 寺 田 武 造 議員	19番 野 呂 國四郎 議員
20番 三 和 孝 治 議員	21番 古 川 幸 治 議員
22番 秋 元 洋 子 議員	23番 高 杉 利 彦 議員
24番 山 口 孝 夫 議員	25番 笠 井 幸 市 議員
26番 磯 辺 勇 司 議員	27番 伊丸岡 勇 議員
28番 平 山 秀 直 議員	29番 笹 山 精 喜 議員
30番 相 澤 治 議員	31番 平 山 則 雄 議員
32番 島 津 典 明 議員	33番 中 畑 藤 雄 議員
34番 田 中 賢 一 議員	35番 川 口 隆 議員
36番 中 谷 秀 八 議員	37番 福 士 寛 美 議員
38番 川 浪 茂 浩 議員	39番 木 村 清 一 議員
40番 工 藤 善 司 議員	41番 葛 西 収 三 議員

42番 工藤 武則 議員
44番 葛西 敬太郎 議員
46番 濱田 春士 議員
48番 長谷川 清勝 議員

43番 吉岡 浩 議員
45番 成田 長代 議員
47番 三湯 春樹 議員
50番 前田 清勝 議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（27名）

市長職務代理者	雨 森 康 夫
助 役	
収 入 役	鳴 海 義 男
総 務 部 長	山 田 晴 雄
財 政 部 長	三 橋 俊 一
民 生 部 長	木 村 一 善
福 祉 部 長	宮 崎 堅 治
経 済 部 長	蒔 田 弘 次
建 設 部 長	笹 森 英 志
金木総合支所長	福 井 定 治
市浦総合支所長	成 田 義 正
西北中央病院	
事 務 局 長	原 慶 之
水道事業所長	須 郷 純 彦
教育委員長	阿 部 育 也
教 育 長	高 松 隆 三
教 育 部 長	葛 西 皓
選挙管理委員会	
委 員 長	平 野 光 雄
選挙管理委員会	
事 務 局 長	木 村 隆 一
農業委員会会長	秋 田 嘉 徳
農 業 委 員 会	
事 務 局 長	鈴 木 正 徳
総 務 課 長	三 上 裕 行

財 政 課 長	工 藤 勝
企 画 課 長	横 山 敏 美
市 民 課 長	野 宮 建 司
保 護 福 祉 課 長	小 山 内 健 造
農 政 課 長	島 谷 淳
土 木 課 長	白 戸 幸 一
会 計 課 長	関 秀 三

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 満 直
次 長	前 田 晃
議 事 係 長	櫛 引 和 雄

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員48名、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により会議を進めます。

◎日程第 1 議案第199号から

議案第244号まで

○議長（齊藤一郎） 日程第1、議案第199号 平成17年度五所川原市一般会計補正予算から議案第244号 工事請負契約の締結についてまでの46件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第199号 平成17年度五所川原市一般会計補正予算から議案第211号 平成17年度五所川原市十三財産区特別会計補正予算までの13件については、25名の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、以上の13件については25名の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたしたいと思いを。

その氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（高橋満直） 議長の指名を朗読いたします。

1番	原田	寛	議員	5番	松野	武司	議員
6番	桑田	茂	議員	7番	木村	博	議員
8番	外崎	茂	議員	9番	伊藤	永慈	議員
10番	田中	昇	議員	11番	寺田	達也	議員
12番	稲葉	好彦	議員	13番	櫛引	ユキ子	議員
14番	葛西	ノリエ	議員	16番	三和	均	議員
17番	工藤	誠一郎	議員	19番	野呂	國四郎	議員

22番	秋元洋子	議員	26番	磯辺勇司	議員
27番	伊丸岡勇	議員	28番	平山秀直	議員
32番	島津典明	議員	33番	中畑藤雄	議員
35番	川口隆	議員	38番	川浪茂浩	議員
39番	木村清一	議員	42番	工藤武則	議員
46番	濱田春士	議員			

以上の25名であります。

○議長（齊藤一郎） ただいま朗読したとおり、以上の25名を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました25名の議員を予算特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会は、本日の会議終了後直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう口頭をもって通知いたします。

次に、議案第212号 五所川原市財産区特別会計財政調整基金条例案から議案第244号 工事請負契約の締結についてまでの33件については、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたしましたから、御報告いたします。

◎休会の件

○議長（齊藤一郎） この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議事整理のため、明15日及び16日並びに19日の3日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、以上の3日間は休会とすることに決しました。

なお、17日及び18日の2日間は、会議規則第9条第1項の規定により休会とし、次回は来る20日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○議長（齊藤一郎） 本日はこれにて散会いたします。

午前10時25分 散会

平成17年五所川原市議会第6回定例会会議録（第5号）

◎議事日程

平成17年12月20日（火）午前10時開議

- | | | |
|----------------------|---------|---------------------------------|
| 第 1 | 議案第212号 | 五所川原市財産区特別会計財政調整基金条例案 |
| 第 2 | 議案第220号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 第 3 | 議案第221号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 第 4 | 議案第222号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 第 5 | 議案第223号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 第 6 | 議案第224号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 第 7 | 議案第225号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 第 8 | 議案第226号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 第 9 | 議案第227号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 第 10 | 議案第228号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 第 11 | 議案第229号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| （総務常任委員長報告・質疑・討論・採決） | | |
| 第 12 | 議案第213号 | 五所川原市林道管理条例案 |
| 第 13 | 議案第216号 | 五所川原市市浦地域活性化センター設置条例の一部を改正する条例案 |
| 第 14 | 議案第217号 | 五所川原市立佞武多の館設置条例の一部を改正する条例案 |
| 第 15 | 議案第218号 | 五所川原市山村資源活用施設設置条例の一部を改正する条例案 |
| 第 16 | 議案第219号 | 五所川原市金木交流施設設置条例の一部を改正する条例案 |
| 第 17 | 議案第232号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 第 18 | 議案第233号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 第 19 | 議案第234号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 第 20 | 議案第235号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 第 21 | 議案第236号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 第 22 | 議案第237号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 第 23 | 議案第238号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 第 24 | 議案第239号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 第 25 | 議案第240号 | 公の施設の指定管理者の指定について |

(経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)

- 第 26 議案第 214号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例案
- 第 27 議案第 230号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 28 議案第 231号 公の施設の指定管理者の指定について

(民生常任委員長報告・質疑・討論・採決)

- 第 29 議案第 215号 五所川原市都市公園設置条例の一部を改正する条例案
- 第 30 議案第 241号 工事請負契約の締結について
- 第 31 議案第 242号 工事請負契約の締結について
- 第 32 議案第 243号 工事請負契約の締結について
- 第 33 議案第 244号 工事請負契約の締結について

(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)

- 第 34 議案第 199号 平成17年度五所川原市一般会計補正予算
- 第 35 議案第 200号 平成17年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 第 36 議案第 201号 平成17年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算
- 第 37 議案第 202号 平成17年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算
- 第 38 議案第 203号 平成17年度五所川原市老人保健特別会計補正予算
- 第 39 議案第 204号 平成17年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第 40 議案第 205号 平成17年度五所川原市立高等看護学院特別会計補正予算
- 第 41 議案第 206号 平成17年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算
- 第 42 議案第 207号 平成17年度五所川原市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第 43 議案第 208号 平成17年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計補正予算
- 第 44 議案第 209号 平成17年度五所川原市相内財産区特別会計補正予算
- 第 45 議案第 210号 平成17年度五所川原市脇元財産区特別会計補正予算
- 第 46 議案第 211号 平成17年度五所川原市十三財産区特別会計補正予算

(予算特別委員長報告・質疑・討論・採決)

- 第 47 発議第 12号 「地域と中小企業の金融環境の改善と金融の円滑化」を求める意見書案

◎本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 2 1 2 号 五所川原市財産区特別会計財政調整基金条例案
- 第 2 議案第 2 2 0 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 3 議案第 2 2 1 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 4 議案第 2 2 2 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 5 議案第 2 2 3 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 6 議案第 2 2 4 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 7 議案第 2 2 5 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 8 議案第 2 2 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 9 議案第 2 2 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 0 議案第 2 2 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 1 議案第 2 2 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 1 2 議案第 2 1 3 号 五所川原市林道管理条例案
- 第 1 3 議案第 2 1 6 号 五所川原市市浦地域活性化センター設置条例の一部を改正する条例案
- 第 1 4 議案第 2 1 7 号 五所川原市立佞武多の館設置条例の一部を改正する条例案
- 第 1 5 議案第 2 1 8 号 五所川原市山村資源活用施設設置条例の一部を改正する条例案
- 第 1 6 議案第 2 1 9 号 五所川原市金木交流施設設置条例の一部を改正する条例案
- 第 1 7 議案第 2 3 2 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 8 議案第 2 3 3 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 9 議案第 2 3 4 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 2 0 議案第 2 3 5 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 2 1 議案第 2 3 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 2 2 議案第 2 3 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 2 3 議案第 2 3 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 2 4 議案第 2 3 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 2 5 議案第 2 4 0 号 公の施設の指定管理者の指定について
(経常常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 2 6 議案第 2 1 4 号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例案

- 第 27 議案第 230 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 28 議案第 231 号 公の施設の指定管理者の指定について
(民生常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 29 議案第 215 号 五所川原市都市公園設置条例の一部を改正する条例案
- 第 30 議案第 241 号 工事請負契約の締結について
- 第 31 議案第 242 号 工事請負契約の締結について
- 第 32 議案第 243 号 工事請負契約の締結について
- 第 33 議案第 244 号 工事請負契約の締結について
(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 34 議案第 199 号 平成 17 年度五所川原市一般会計補正予算
- 第 35 議案第 200 号 平成 17 年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 第 36 議案第 201 号 平成 17 年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算
- 第 37 議案第 202 号 平成 17 年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算
- 第 38 議案第 203 号 平成 17 年度五所川原市老人保健特別会計補正予算
- 第 39 議案第 204 号 平成 17 年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第 40 議案第 205 号 平成 17 年度五所川原市立高等看護学院特別会計補正予算
- 第 41 議案第 206 号 平成 17 年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算
- 第 42 議案第 207 号 平成 17 年度五所川原市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第 43 議案第 208 号 平成 17 年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計補正予算
- 第 44 議案第 209 号 平成 17 年度五所川原市相内財産区特別会計補正予算
- 第 45 議案第 210 号 平成 17 年度五所川原市脇元財産区特別会計補正予算
- 第 46 議案第 211 号 平成 17 年度五所川原市十三財産区特別会計補正予算
(予算特別委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 47 発議第 12 号 「地域と中小企業の金融環境の改善と金融の円滑化」を求める意見書案

◎出席議員 (48 名)

1番	原田	寛	議員	2番	加藤	磐	議員
3番	阿部	春市	議員	4番	齊藤	一郎	議員
5番	松野	武司	議員	6番	桑田	茂	議員
7番	木村	博	議員	8番	外崎	茂	議員
9番	伊藤	永慈	議員	10番	田中	昇	議員
11番	寺田	達也	議員	12番	稲葉	好彦	議員
13番	櫛引	ユキ子	議員	14番	葛西	ノリエ	議員
16番	三和	均	議員	17番	工藤	誠一郎	議員
18番	寺田	武造	議員	19番	野呂	國四郎	議員
20番	三和	孝治	議員	21番	古川	幸治	議員
22番	秋元	洋子	議員	23番	高杉	利彦	議員
24番	山口	孝夫	議員	25番	笠井	幸市	議員
26番	磯辺	勇司	議員	27番	伊丸岡	勇	議員
28番	平山	秀直	議員	29番	笹山	精喜	議員
30番	相澤	治	議員	31番	平山	則雄	議員
32番	島津	典明	議員	33番	中畑	藤雄	議員
34番	田中	賢一	議員	35番	川口	隆	議員
36番	中谷	秀八	議員	37番	福士	寛美	議員
38番	川浪	茂浩	議員	39番	木村	清一	議員
40番	工藤	善司	議員	41番	葛西	収三	議員
42番	工藤	武則	議員	43番	吉岡	浩	議員
44番	葛西	敬太郎	議員	45番	成田	長代	議員
46番	濱田	春士	議員	47番	三湯	春樹	議員
48番	長谷川	清勝	議員	50番	前田	清勝	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（27名）

市長職務代理者	雨森康夫
助役	鳴海義男
収入役	山田晴雄
総務部長	

財 政 部 長	三 橋 俊 一
民 生 部 長	木 村 一 善
福 祉 部 長	宮 崎 堅 治
経 済 部 長	蒔 田 弘 次
建 設 部 長	笹 森 英 志
金木総合支所長	福 井 定 治
市浦総合支所長	成 田 義 正
西北中央病院	原 慶 之
事 務 局 長	須 郷 純 彦
水道事業所長	阿 部 育 也
教 育 委 員 長	阿 部 育 也
教 育 長	高 松 隆 三
教 育 部 長	葛 西 皓
選挙管理委員会	平 野 光 雄
委 員 長	
選挙管理委員会	木 村 隆 一
事 務 局 長	
農業委員会会長	秋 田 嘉 徳
農 業 委 員 会	
事 務 局 長	鈴 木 正 徳
総 務 課 長	三 上 裕 行
財 政 課 長	工 藤 勝 美
企 画 課 長	横 山 敏 美
市 民 課 長	野 宮 建 司
保護福祉課長	小山内 健 造
農 政 課 長	島 谷 淳
土 木 課 長	白 戸 幸 一
会 計 課 長	関 秀 三

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 満 直
次 長	前 田 晃
議 事 係 長	櫛 引 和 雄

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員48名、定足数に達しております。

休会前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により会議を進めます。

◎諸般の報告

○議長（齊藤一郎） 議事に入る前に、この際諸般の報告をいたします。

五所川原市長職務代理者助役より地方自治法の規定に基づき報告がありました。報告第9号 専決処分の報告であります。

この報告書は、お手元に配付しておきましたから、御了承願います。

◎日程第 1 議案第 212 号から

日程第 11 議案第 229 号まで

○議長（齊藤一郎） 日程第1、議案第212号 五所川原市財産区特別会計財政調整基金条例案から日程第11、議案第229号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの11件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（櫛引ユキ子） 一登壇一

おはようございます。本定例会において、総務常任委員会に付託されました議案11件について、去る14日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第212号 五所川原市財産区特別会計財政調整基金条例案についてであります。本件は相内財産区特別会計、脇元財産区特別会計、十三財産区特別会計の財政調整基金を設置するため提案したものであるとの説明に対し、繰替運用時の利率について質疑があり、説明を了として、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第220号から議案第229号までの10件は、公の施設の指定管理者の指定についてであります。いずれも五所川原地区にある支所を併設しないコミュニティーセンターの指定管理者に地区住民協議会を任意指定したものであるとの説明に対し、今後の指定管理者への移行見込み、債務負担行為額の積算内訳、監査体制等について質疑があり、

説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第212号及び議案第220号から議案第229号までの11件は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第12 議案第213号から

日程第25 議案第240号まで

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第12、議案第213号 五所川原市林道管理条例案から日程第25、議案第240号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの14件を一括議題といたします。

本件に関し、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員長（三和 均） 一登壇一

おはようございます。本定例会において経済常任委員会に付託されました議案14件について、去る14日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第213号 五所川原市林道管理条例案であります。本件は市長が管理者となるべき林道に関し所要の事項を定めるため提案するものであるとの説明があり、これに対し林道の路線数及び林道の補修等についての質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第216号 五所川原市市浦地域活性化センター設置条例の一部を改正する条例案、議案第218号 五所川原市山村資源活用施設設置条例の一部を改正する条例案及び議案第219号 五所川原市金木交流施設設置条例の一部を改正する条例案の3件は、いずれも地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を指定管理者に行わせることができるようにするため提案するものであるとの説明があり、これに対し施設の利用状況についての質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第217号 五所川原市立佞武多の館設置条例の一部を改正する条例案であります。本件は立佞武多の館の利用料金を定めるため提案するものであるとの説明があり、これに対し立佞武多の館の経営状況及び営業時間についての質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第232号 公の施設の指定管理者の指定についてから議案第240号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの9件は、いずれも地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明があり、これに対し指定管理者の施設内における物品販売について、苦情等の対応についてなどの質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても当委員会の決定どおり御議決賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第213号及び議案第216号から議案第219号まで並びに議案第232号から議案第240号までの14件は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第26 議案第214号から

日程第28 議案第231号まで

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第26、議案第214号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例案から日程第28、議案第231号 公の施設の指定管理者の指定についての3件を一括議題といたします。

本件に関し、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員長（磯辺勇司） 一登壇一

おはようございます。本定例会で民生常任委員会に付託されました議案3件について、去る14日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第214号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例案については、戸籍法第117条の2第1項の規定により戸籍事務を電子情報処理組織によって取り扱うことに伴い、手数料の名称を改めるため提案するものであるとの説明があり、これに対し条例の施行期日について質疑があり、答弁を了として、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第230号 公の施設の指定管理者の指定については、し〜らうんど海遊館の指定管理者として株式会社ウェルネスデベロップメント代表取締役野田史を指定するものであるとの説明があり、これに対し指定管理者が倒産した場合の対応について、施設の経営状況及びこれまでの経過について、今後の経営見通しについて、市と指定管理者とのリスク分担について、施設改修時の対応について、海水の衛生状態について、職員体制についてなどの活発な質疑があり、それぞれ答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第231号 公の施設の指定管理者の指定については、五所川原市働く婦人の家及び保健センター五所川原の指定管理者として財団法人五所川原市自治振興公社理事長山田晴雄を指定するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても当委員会の決定どおり御議決賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第214号、議案第230号及び議案第231号の3件は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第29 議案第215号から

日程第33 議案第244号まで

○議長(齊藤一郎) 次に、日程第29、議案第215号 五所川原市都市公園設置条例の一部を改正する条例案から日程第33、議案第244号 工事請負契約の締結についてまでの5件を一括議題といたします。

本件に関し、建設常任委員長の報告を求めます。

建設常任委員長。

○建設常任委員長(古川幸治) 一登壇一

おはようございます。御報告申し上げます。

本定例会において、建設常任委員会に付託されました議案5件について、去る14日、理事者側の出席を求め、委員会を開催いたし、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第215号 五所川原市都市公園設置条例の一部を改正する条例案についてですが、本件は津軽フラワーセンター内の施設を有料公園施設として指定するほか、所要の事項を改正するため提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第241号 工事請負契約の締結についてから議案第244号 工事請負契約の締結についてまでの4件についてであります。本件は五所川原第一中学校校舎新築工事の請負契約の締結のため議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、指名業者選定のいきさつについて、前年度実績のない業者を指名したことの妥当性について、資格のない業者を指名したことに対する違法性について、特定建設業者の資格取得について、

指名入札業者の数の妥当性について等活発な議論がなされ、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会進行中、指名業者を5社に限定することなく金額に応じてふやすことを検討すること、また指名選考に当たっては業者の実情等を十分考慮し、疑惑のない業者選定に努めることなど、多くの委員から強い要望があったことを申し添えます。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり御議決賜りますようお願い申し上げ、御報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

5番。

○5番（松野武司議員） ただいまの委員長報告に対しての委員長に質問するわけですが、これは私の一般質問の中にも取り上げましたし、そしてこれまでに新聞等で公表されています、いわゆる市側はこの指名入札に関しては法律上いろいろ、この関する法律上では違反はしていないということで新聞等にも答えているわけで、私の一般質問の中でも答えていましたし、この委員会の中で質問があったのかどうかわかりませんが、市の方では何ら違法性がないと。いわゆる26条にかかわる違法性、これについて私の質問の中でも問いただしたわけですが、一番の根底にあるのは、いわゆる下請業務が4,500万円以上出さないという、この問題なんです。ここは委員会の中で議論されたのか確認いたしたいと思います。いわゆる下請業務が4,500万円を超えないという根拠、指名した時点で。これがどこから確定したのか。いわゆる3億、4億の工事現場で4,500万円以上下請に出さないという根拠が指名審査会の中でどう議論されたのか、そういうことが今回の常任委員会の中でも質問されて、市側が答弁されたのか、その辺委員長にお尋ねいたします。

○議長（齊藤一郎） 建設常任委員長。

○建設常任委員長（古川幸治） ただいまの松野議員の質問ですけれども、私ども委員会の中でも大変活発な議論がなされました。私自身は余り建設の関係については詳しくはございませんけれども、私はその指名とか、そういうことに関して余り詳しくございませんので、担当の部長の方から御説明をさせますので、よろしく申し上げます。部長、お願いします。

○議長（齊藤一郎） 建設部長。

○建設部長（笹森英志） お答えいたします。

4,500万円未満になること確認した理由、根拠ということでございます。仮契約の段階でございますが、内訳書を提出していただき、確認をしております。材料をすべて

支給し、手間だけを下請契約し、その下請代金の総額が4,500万円未満になることを確認してございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 5番。

○5番（松野武司議員） 議長に確認しますけども、これは3回までの質問とか、そういうことはないですよ。そしてまた、委員長に先ほどお聞きしましたら、委員長は余り詳しくないということで、市の方に、部長さんに答弁ということになりましたので、直接建設部長さんなり、市側に私が質問してもよろしいでしょうか。委員長を通して、あくまでもやった方がいいか、直接……。

○議長（齊藤一郎） 委員長報告に対してのあれなんで、委員長を通してください。

○5番（松野武司議員） 一つずつ。

○議長（齊藤一郎） はい。

○5番（松野武司議員） 今回の答弁漏れですけども、私が言っているのは、指名審査会の中で、要するになぜ4,500万円までしか出せない根拠が、今部長が言われたのは、仮契約の中でこの4,500万円まで出さないというのは業者が言ったことでしょうか。私聞いているのは、指名審査会でどうして4,500万円でのこの工事は、4,500万円以上は下請に出さないという根拠が指名審査会の中でどうして組まれたのか、その辺のことを私聞いたんですけども、この答弁なされていないので、もう一度お願いします。

○議長（齊藤一郎） 建設部長。

○建設部長（笹森英志） お答えいたします。

指名審査会の中で4,500万円の根拠ということでございましたけれども、指名審査会の中では特定もしくは一般の方が落札なさるかということの中でございますので、4,500万円という部分の中では話し合いにはなってございません。

○議長（齊藤一郎） 5番。

○5番（松野武司議員） そうすると、指名審査会というのは何なんですかということになるわけですよ。要するに、この大きな公共性のある学校の建設、これに当たって3億、4億というこの工事額、いわゆる特定建設業でなければできないというのが普通の考えでありまして、その中で今回一般建設業を指名した理由として、部長さんは指名審査会の中ではわかっていると思います。4,500万円以上出せば違法なんだよということを前提にわかっていると思います。だから、その4,500万円以内におさまるといって、例えばその工事の内容、いわゆるコンクリート工事は外注費がどのぐらいで、建具工事はどのぐらいなのか、鉄筋工事はどのぐらいなのか、これを全部トータルして4,500万円

以上は下請に出さなくても、この工事は施工できるんだよという根拠がどこにあったのか、指名審査会の時点で。そして、要するに4,500万円以上を出さなくても、この一般建設業でもこの工事はできるよと、そうした考えのもとから今回一般建設業の方も指名に入れて入札をなされたと思います。だから、私考えるには、非常に難しい問題なんですよ、4,500万円以上を下請に出さないということは。だから、審査会でどういう判断から、いわゆる項目を示していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（齊藤一郎） 建設部長。

○建設部長（笹森英志） お答えいたします。

国土交通省で監修してございます建設業の許可の手引きというのがございまして、その中で請負金額については一般建設業者であっても特定建設業者であってもひとしく制限なくという条項がございまして、その中でその建築工事につきましては4,500万円未満の工事を下請する限り受注金額の制限がございませんということでございましたので、別段その部分の中でのあれはないものというふうに考えてございます。

○議長（齊藤一郎） 松野さん、3回になってしまうので、もう一回。

○5番（松野武司議員） いや、常任委員会の質問で3回だけというのは。

○議長（齊藤一郎） 特別決められていないけれども、その線でひとつ。

○5番（松野武司議員） 答弁がちょっと返ってこねっきゃ、ちゃんとした答弁。

○議長（齊藤一郎） はい、どうぞ。

○5番（松野武司議員） 今要するにこの工事は4,500万円以上を出せば違法性ということとは認識していますよね、4,500万円以上出せば。だから、そこを聞いているんですよ。なぜ4,500万円でおさまるといものをつかったのか、今回の工事で。3億、4億の工事の中で、4,500万円以上を下請に出さないという、その根拠を私聞いているんですよ。なぜそういうことになったのか。各委員の中には、いわゆる4,500万円以上を出せば建設業法の違反だよということを認識しての審査会であったと思います。だから、4,500万円でおさまる根拠というのは何と何で4,500万円、これ以上は下請出さないんだよと、業者に聞いているんでないですよ。業者は、あくまでも4,500万円でおさめると言うかもわかりませんが、指名する時点で皆さんが、委員の方たちが把握しているのか、4,500万円以内でおさめるとい工事の内容を、そこを私聞いているんです。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（三橋俊一） 私も指名審査会の一員としてお答えを申し上げます。

守秘義務がございまして、詳しい話はできませんけども、まず今松野議員がおっしゃっている4,500万円のことですが、これは建設業法、私も詳しくはございませんけど

も、読んでいるんですが、あくまでも施工の段階でのお話ではあろうと、私どもはこう理解しておりまして、指名の段階で4,500万円の下請が出るか出ないかという議論は、先ほど建設部長も言いましたとおり、そういう議論はされておりませんし、指名の段階では私は特段問題になるようなことではないと、このように私一個人の委員としてはそのように解釈をいたしてございます。

○議長（齊藤一郎） 5番。

○5番（松野武司議員） 今財政部長しゃべった、要するに審査会の中ではとってしまっ
てからという話、やはり4,500万円以上は違反だということをわかっているんだはんで、
指名する時点でそれは把握しておかねばまいねと思う。だれがとるかというのはわかん
ないよ。わからないけども、もし一般建設業がとって4,500万円以上を超えとなった
場合どうするの。その辺もやはり審査会の中で考えながら指名する必要があったのでは
ないかと思います。それが、とってしまっからその後の判断だということであっては、
指名審査会が機能を果たしていないと受けとめるわけです。本来であれば、この工事に
対してどうなのかということをちゃんと審査する必要があったわけでありまして、特段
何もだれも委員が発言ないということは、何しに集まったんだべなという感じになりま
す。

それと、いろいろ何回も、早く終われということで議長言っていましたので、もう一
つ、建設業法の26条と地方自治法施行令の167条、この辺に関しての違反、違法性、こ
の辺は検討したのか、検討したというよりも、委員会の中で議論されたのか、その辺も
委員長さ聞きます。いわゆる建設業法の26条に絡む問題で、地方自治法施行令167条、
これについて議論されたか。というのは、167条にいろいろ書いているわけですけども、
今回の指名入札に参加する資格について、これうたっているわけです。要するに、指名
に参加する資格があるかないか。だから、さっき言ったそういう特定持っているとか、
そういうものをちゃんと議論しながらやったのか、自治法施行令の中の167条の11、そ
れから5。167条の5の第2項あたりは、要するに入札参加するに必要な資格を定めて、
公示しなければだめだ。公示しましたか、条件として。条件を何もつくらないんだから、
公示しないと、条件は何もないんだと、そういうことの解釈ですか。要するに、指名審
査会でこういう条件なければ、この仕事には参加でないよという条件、いわゆる特定建
設業持っていないきゃだめだとか、そういう条件が指名審査会の中で話し合われたのか、
その辺、自治法施行令の167条の4から12あたりまでかけて、この指名に参加させる理
由、この辺がうたわれているわけですけども、この辺がはっきり返ってきていないです
よね、今のところ。その辺、委員長、議論されたか、よろしくお願いします。

○議長（齊藤一郎） 建設常任委員長。

○建設常任委員長（古川幸治） たくさん議論されたんですけども、説明は部長からお願いします。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（三橋俊一） お答えを申し上げます。

まず、今のは地方自治法施行令の167条について、この規定のことをおっしゃっているんだと思いますが、これは指名競争入札の参加者の資格について規定されてございます。この規定では契約の種類及び、それから金額に応じて同施行令の167条の5第1項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならないと規定されてございます。それでは、167条の5の規定ですが、これにつきましては販売等の実績、従業員の数、資本の額などを要件とする資格を定めることとなっておりますが、この167条の5は必要があるときに定めることができるかとされています。いわゆるできる規定でございまして、必ずこれを定めなさいということでは、まず一つはございません。

それから、市の方でも、じゃ、こういうのを定めていないのかと、こういうこととございまして、五所川原市建設業者工事施工能力審査規則、これによって、これ客観的な策定要素と言われておりますが、これによって定められてございます。当然規則でございまして、公布されてございます。制定された時点で既に公布はされてございます。それで、この規則によりますと、先ほどいろんな資格ということになりますが、特定とか一般とか、そういうことの定めはされてございません。この規則によりまして定めたのは、いわゆる経営審査などの書類等を提出させまして、今の場合で言いますと建設業者でございまして、A級からD級まで4区分といたしまして、工事の設計額によって指名するときはA級とかB級とか、このようになって選定してございます。

以上でございます。

（不規則発言あり）

○5番（松野武司議員） いや、いや、何回って言ったって。決まりないもの。

（不規則発言あり）

いや、いや。これ大事なことだよ。大事なことなんだよ。

だから、今部長答えた、要するに指名審査会の中での4,500万円以上出さないと、ここが根拠、もとなんですよね。4,500万円以上、これなぜ出さないとという根拠、これ答えてねっきゃ、何も。答えてないべ。その中で、この167条、資格があるのかないのか、ここにかかわるわけですよ。

それと、もう一つは、これも常任委員会の中で議論されたか。いわゆる建設業法の第

7条の2号に営業所ごとに専任の技術者を置かねばならないということをやっているわけですよ。そして、建設業法の第26条の3の2項には、現場に専任の技術者を配置しなきゃだめだということをやっているわけです。ということは、その会社で1人の技術者ではだめなんですよ。少なくとも2人以上いなければ、会社の専任の技術者がいなければだめ、現場でもいなければだめ。そういうことであれば、やはり2人技術者いなければ工事を、これは一般の工事であればいいけども、公共性ある工事、これについてはやはり2人の技術者が確保されていなければ指名できないわけですよ。これもいわゆる指名の段階で見落とししているわけですよ。そして、まして私の一般質問の中でもやりましたけども、いわゆる今現在市営住宅を施工されている業者が、1月の31日までの工期の現場を今施工されている業者が今回の指名にも組まれていることは、明らかにこの業者はもう仕事ができないわけですよ。それをわかりつつ指名に入れたということはおかしいではありませんか。そして、この業者は建設業法に違反をしております。市側は、要するに指名された時点で自分でできねえんだば辞退すればいいだろうと言うかもしれないけども、やはり指名した責任というのはあると思います。だから、指名された業者は、私は今回はこういう手持ちの工事もあるし、指名されたけども、私はこの工事に対しての入札に不適合だから辞退しますということで、辞退すれば問題はないんですけども、その業者があたかも指名されたから私が権利あるということで、入札に参加しているわけですよ。これは、既に違法性あります。これは、国土交通省の建設業課の担当の方がこれについては違法性ありますよと、業者が違法ですよと、これ確かめてください。これは建設業課の担当の人、名前は私わかってはいますが、ここでは発表しませんけども、この方はこれについては違法性あります。今まで私部長なりと議論して、助役さんともお話ししましたけども、いわゆる4,500万円以上出さない前提で私国交省の方と話しして、市側は4,500万円以上出さないことを前提にして国交省の方とお話ししていると思います。その中で返ってきたのは、要するに国交省の方の見解は、4,500万円以上出さないんだば、一般建設業でも大丈夫ですよという見解出しているわけ。これは私も確認しました。私一番最初、国交省の方と話ししたときは、いわゆる国交省ではこの規模のものは当然特定建設業を持っている業者を前提に私と話をしているわけです。だから、その特定持って監理技術者がいなければ入札に参加できないよと、そういう話であったから、最初は合わなかったけども、4,500万円以上出さなければそれはいいと。だから、先ほどから言っている根拠の4,500万円というのはどこなんだと、何で4,500万円と決めつけてしまったんだと、出る可能性はなかったのかということなんです。それと、要するに今手持ちの工事持っていて指名した、これが違反だと私は断定

するわけ。それを違反でないという理由を述べてください。

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

5番。

○5番（松野武司議員） 今ので切ってしまうの。討論。

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

○5番（松野武司議員） 質疑あったって、返ってこない場合でも質疑終結するの。じゃ、討論。

○議長（齊藤一郎） 討論を行います。

5番、賛成か反対か。

○5番（松野武司議員） 反対討論。

○議長（齊藤一郎） はい、どうぞ。

○5番（松野武司議員） 一登壇一

今回の契約の問題に対する反対討論であります。反対の理由を述べさせていただきます。

今私は委員長の報告に対していろいろ質問をしましたが、途中で質問、答弁がなされないまま打ち切られました。これは、明らかに違法性があるから答弁ができないと私は確信しております。ちゃんと私が違法性のない理由を述べてくださいと言いましたら、もう打ち切られました。私が違法性ないんだらしゃべってけれと言ったのを、なぜできなかったのか。そこを明らかにおかしいと私は思います。ちゃんと返ってこないというのは違法性あると私は確信していますし、私も国交省の方々と今まで何回も電話で1時間もかけていろいろお話ししました。そして、今回のケースを挙げていろいろ問いただして、国交省の方、2人の方とお話をして、そのトータルが違法性あるということで私は思いましたので、私は議員としてこの指名入札の際に法律に違反をしているよということを確認しましたので、市民の代表として賛成するわけにはいきません。

以上で討論を終わります。

○議長（齊藤一郎） ほかに討論ありませんか。

（「賛成討論」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 12番。

○12番（稲葉好彦議員） 一登壇一

それでは、議案第241号から議案第244号について賛成の立場から討論いたします。

その理由として、第1点として当該工事に関する指名、入札等については、いずれも

違法性がなかったことが理論的に説明されており、適切な行政事務の執行であったからであります。また、このたびの行政側の執行方法については、違法か違法でないかの解釈は、最終的には地方自治の本旨にのっとって当市議会が判断することでありますが、条文等の解釈、考え方については問題がなく、議員各位の良識ある御判断を切に願うものであります。

第2の理由といたしましては、教育環境の早期の整備を図る必要があると思います。教育環境の整備は、新市建設の大きな柱の一つであり、これを実現することは私どもの責務でもあります。五所川原第一中学校の早期完成については、地域住民、父兄各位はもとより、次代を担う子供たちの育成にも不可欠なものがあると考えております。

以上のことから、一日も早い五所川原第一中学校の完成のためにも、議員各位におかれましては大所高所の見地から当該議案を原案どおり可決されますようお願いいたします。私の賛成討論といたします。

○議長（齊藤一郎） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第215号及び議案第241号から議案第244号までの5件は、いずれも原案可決であります。

議案第215号は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第241号から議案第244号までの4件は委員長報告に対し御異議ありましたので、起立により採決いたします。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） これより議案第241号から議案第244号の4件については、一括採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員は46名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(齊藤一郎) 投票用紙の配付漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○議長(齊藤一郎) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

議案第241号から議案第244号までの4件に関する委員長報告は原案可決であります。

委員長報告を可とする議員は賛成、否とする議員は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否の表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第71条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

(職員議席番号点呼、投票)

○議長(齊藤一郎) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(齊藤一郎) 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に12番稲葉好彦議員、35番川口隆議員、45番成田長代議員を指名いたします。

よって、以上の方々の立ち会いを願います。

(立会人登壇、開票)

○議長(齊藤一郎) 投票の結果を報告いたします。

投票総数46票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち賛成36票

反対10票

以上のおり賛成多数であります。

よって、議案第241号から議案244号までの4件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第34 議案第199号から

日程第46 議案第211号まで

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第34、議案第199号 平成17年度五所川原市一般会計補正予算から日程第46、議案第211号 平成17年度五所川原市十三財産区特別会計補正予算までの13件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○予算特別委員長（濱田春士） 一登壇一

去る14日、本会議におきまして設置されました予算特別委員会は、同日議場において開催し、委員長に不肖私濱田春士が、副委員長に櫛引ユキ子委員が選任され、15日に付託されました議案13件の審査を行いましたので、その経過の概要と結果について報告申し上げます。

最初に、議案第199号 平成17年度五所川原市一般会計補正予算についてであります。最初に全体的な人件費の増減理由及び根拠について質疑があった後、衆議院議員総選挙費の備品購入費の内容について、身体障害者福祉費及び知的障害者福祉費の扶助費増額理由について、あおもり「冬の農業」施設整備対策事業費補助金及び中山間地域等直接支払事業費補助金の内容について、除排雪業務委託料の追加理由及び内容について、道路補修工事費、街灯新設工事費、交通安全施設工事費の内容及び計画について、交通安全施設整備費の移転補償費の内容について、五所川原地区消防事務組合負担金の内容について、公民館費に関連して協元公民館の存続について、土木費の繰越明許費の内容について、債務負担行為補正予算一覧表の内容について質疑があり、それぞれ答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第200号 平成17年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算から議案第202号 平成17年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算までの3件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第203号 平成17年度五所川原市老人保健特別会計補正予算については、医療費支給費に関連して、肺炎防止支援制度について質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第204号 平成17年度五所川原市介護保険特別会計補正予算についてから

議案第210号 平成17年度五所川原市脇元財産区特別会計補正予算までの7件は、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第211号 平成17年度五所川原市十三財産区特別会計補正予算については、繰越金の内容についての質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の経過の概要と結果であります。本会議におかれましても当委員会の決定どおり御議決賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第199号から議案第211号までの13件は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第47 発議第12号

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第47、発議第12号 「地域と中小企業の金融環境の改善と金融の円滑化」を求める意見書案を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

24番。

○24番（山口孝夫議員） 一登壇一

本日最後になりましたので、よろしく願いいたします。

発議第12号 「地域と中小企業の金融環境の改善と金融の円滑化」を求める意見書案ではありますが、内容については皆様のお手元に配付しております議案書のとおりであります。地域と中小企業に対し、より円滑な資金供給や事業性を重視する融資を拡大するため、何とぞ満場の御賛同を得、御議決賜りますようお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（齊藤一郎） お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議1件については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。

○議長（齊藤一郎） 発議第12号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

◎助役あいさつ

○議長（齊藤一郎） 市長職務代理者助役より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

助役。

○市長職務代理者助役（雨森康夫） 一登壇一

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成17年五所川原市議会第6回定例会も、齊藤議長を初め濱田予算特別委員長並びに各常任委員長、また議員各位の御協力によりまして、全議案とも御議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

審議の過程におきまして賜りました御意見、御提言などにつきましては、十分これを

尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に反映さてまいる所存であります。

さて、本年を顧みますと、まず何と申し上げましても御参会の議員各位の御尽力により、新五所川原市が誕生いたしましたことは、旧五所川原、金木、市浦の各地域にとって大変重要な出来事であり、喜ばしいことであります。しかしながら、新市にはなお合併に伴う諸課題が山積しており、これに一つ一つ解決を与えながら新しいまちを建設する努力を継続していかなければなりません。来年は合併後1年を経て、市としての基本構想を定めることによって本格的なまちづくりの方向づけをし、いよいよ新市の基盤を確立するための重要な年になると存じております。

このような中で、皆様御案内のとおり、ただいま市長が病気療養に専念するため、小職が暫時市長の職務を代理しているところでありますが、市長の一日でも早い公務復帰を祈念するとともに、それまでの間、停滞のない事務執行に努めてまいる所存でありますので、議員各位におかれましてはどうか今後とも倍旧の御支援、御鞭撻を賜りますとともに、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

終わりに、寒さもいよいよ厳しさを増す折から、議員各位におかれましては健康に十分留意され、市勢進展のためますます御活躍くださいますよう、また御家族そろってつつがない年末年始を過ごされ、来る新年がすばらしい年でありますよう心から祈念いたしまして、閉会のごあいさつといたします。

◎閉会宣告

○議長（齊藤一郎） これにて平成17年五所川原市議会第6回定例会を閉会いたします。

午後 零時25分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成17年12月20日

五所川原市議会議長 齊 藤 一 郎

五所川原市議会副議長 田 中 賢 一

五所川原市議会議員 寺 田 武 造

五所川原市議会議員 野 呂 國 四 郎

五所川原市議会議員 三 和 孝 治